

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会平成 30 年度、令和元年度調査研究事業

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定

実態調査報告書

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会

目 次

○平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査概要	1
○事業所全体調査	2
○事業種別調査	
<生活介護>	19
<短期入所>	30
<障害者支援施設>	39
<共同生活援助>	48
<就労移行支援>	55
<就労継続支援 A型>	64
<就労継続支援 B型>	73
<計画相談支援・障害児相談支援>	84
<放課後等デイサービス>	93
○参考資料	102

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査概要

○ 調査目的

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定では、「障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援」、「医療的ケア児への対応」、「精神障害者の地域移行の促進」、「就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進」、「障害福祉サービスの持続可能性の確保」の5つの方向性が示され、全体で0.47%のプラス改定となりましたが、経営実態調査による収支差率を理由に、基本報酬単価が下がったサービスもあります。

次期報酬改定に向けて、国は、事業者の経営状況、提供しているサービスの質や量、利用者のサービス利用実態や収入・支出の状況といった報酬の基礎となる諸情報について、財務諸表の活用も含めた客観性・透明性の高い手法により把握できるよう、所要の措置を講じられることに加え、財政健全化と社会保障制度の持続可能性確保の視点から、社会保障費抑制の方針を打ち出しており、厳しいものが予想されます。

そこで、当協議会では、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の影響や事業所運営の実態について把握し、次期障害福祉サービス等報酬改定に対する意見、要望に繋げることを目的に調査を実施しました。

○ 調査対象

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会会員施設

※ 平成31年2月4日現在 201施設

○ 調査方法

会員施設に対し、調査票と返信用封筒を配布。郵送又は、メールにより事務局宛て提出。

○ 回答数及び回収率

回答数	141 施設
回収率	70.1%

○ 調査期間

平成31年2月4日～平成31年3月1日

○ 調査結果の表示方法

- 比率は、全て百分率で表し、小数点第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- 調査票Aにおける実施事業数と調査票Bにおける回答数は、一致しない場合があります。
- 回答数が10件未満だった事業については、参考資料として集計データのみまとめています。

**平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査
事業所全体調査**

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査 事業所全体調査

【考 察】

会員 201 事業所のうち、70.1%にあたる 141 事業所から回答をいただいた。

平成 29 年度上半期と比較した平成 30 年度上半期の収入は、平均で 2% の増収となり、最大で 15.4% 増、最小で 7.4% 減であった。増収と回答した事業所は、61.5%、減収と回答した事業所は、38.4% で増収が上回っている。増収の要因として最も多かったのが利用者の増加で 42.6%、次いで報酬改定による増収 29.6% となった。その他の要因として 20.4% の意見があったが、受注作業の増加や借金返済完了による増収となった一方で、人件費の大規模削減による増収という意見もあった。

● 積極的に設備投資をする一方で積み立ても

増収分をどのような予算科目に反映させるかについては、職員の人件費に充てると回答した事業所が 22.2% を占めた。次いで施設修繕費、備品の購入費となっている一方で、将来に備えた積立金に反映させる事業所もあり、増収分を積極的に人件費や設備投資に向ける事業所だけではないことが伺える。

人件費への反映は、職員給与の増額の他、人手不足による雇用も考えられる。積立に反映させるのは、将来、加算の廃止や利用者の高齢化・重度化により利用率が減少することにより、増収から減収に変化するかもしれないという不安の表れではないかと考えられる。

● 増収が良い影響だけとは限らない

増収による事業所運営への影響については、好影響が見込まれると回答した事業所は、その他も含めて 46.7% だったのに対して、本来必要な経費に充てるとほとんど余裕がないなど、悪影響が見込まれると回答した事業所は、「特に大きな影響、変化はない」も含めると 53.3% と半数以上を占めた。

利用者が増え、報酬単価が上がって増収はしたが、将来、加算が廃止となることや利用者が減少することを視野に入れると、不安が大きい現状が浮き彫りとなった。

減収の要因では、報酬改定による減収が 46.6%、利用者数の減少が 42% となり、増収とは対極的な理由となった。報酬改定において、送迎加算の減額が大きく影響した事業所が多く、国が示した送迎加算減額の理由については納得がいかない、地域性も考慮してほしいなどの意見があった。また、利用者の減少理由については、利用者層の変化と高齢化による利用者数の減少が顕著であった。

● 「事業運営と利用者支援に支障が出ている」が半数以上という結果に

減収による事業所運営への影響については、減収により経費の削減が必要であったり、経営基盤が不安定となったと回答した事業所が 71% を占めた。その他、5% だが職員数の減や給与内容の見直しにより人件費を削減すると回答した事業所もあった。国は、福祉施設で働く職員の平均給与の底上げを図り、処遇改善をするとしているが、人件費が削減されて給与が下がればやる気も失せてしまう。

減収は事業運営を不安定にさせ、利用者に対するサービスの質の低下につながる結果になりかねない。

●増収したが評価できず

平成30年度の報酬改定を評価できると回答した事業所は、「どちらかといえば評価できる」を合わせても15.3%しかなく、昨年度と比較して増収した事業所が61.5%を占めていたが、評価については厳しいものとなった。

評価する理由については、報酬改定による増収と加算が挙げられた。一方、「どちらともいえない」を含めると、評価できないと回答した事業所は84.7%と高率であり、目標工賃達成加算の廃止、送迎加算の減額、平均工賃月額によって変化する報酬単価の導入（成果主義の導入）、人材不足、増収したが実感できない、加算の廃止や利用者の高齢化・重度化による将来の不安などが主な理由であった。

今回の報酬改定では、利用者の増加や報酬増となった事業所でも、将来に展望が持てる経営をすることが出来ないかもしれませんと不安に考えていることが分かった。減収となった事業所はさらに強い不安を抱いているのが現状である。

●次期報酬改定に望むこと

次期報酬改定に向けては様々なご意見が寄せられた。

特に送迎加算については、岩手県は山間部が多く送迎にかかる時間は往復で2時間は珍しくなく、地域柄、燃費の悪い4WD車を所有する事業所が多い。それにもかかわらず、送迎加算を減額した理由が、事業所で使用している車両の燃費が良くなつたからとしたのは、都市部だけの統計で判断していく地方の現状を見ていないという意見や、手厚い支援をするには人手が必要だが、現状では難しく、利用者の不利益につながりかねない。収入における人件費比率は、年々増加していく経営を圧迫している。収入を増やすには利用者を増やして利用率を上げなければならないが、精神障がい者が増え、利用率はなかなか伸びない。利用者へのサービス低下に繋がるので食事提供加算の継続を望むなどの意見が多かった。

さらに、小規模作業所等の実態を考慮した改定ではないという意見もあり、次期報酬改定においては、実態をきちんと把握した上で、報酬と実態の均衡のとれた改定をするべきだと考える。

調査研究委員会 委員長

及川 耕一（みやこワーク・ステーション）

事業所全体調査

1 実施事業

事業名	回答数	%
【新設サービス】		
就労定着支援	3	0.9%
自立生活援助	0	0%
居宅訪問型児童発達支援	0	0%
日中サービス支援型共同生活援助	1	0.3%
【訪問系サービス】		
居宅介護	1	0.3%
重度訪問介護	0	0%
同行援護	0	0%
行動援護	0	0%
重度障害者包括支援	0	0%
【日中活動系サービス】		
生活介護	66	20.4%
短期入所	31	9.6%
【施設入所系】		
障害者支援施設	31	9.6%
【居住支援系】		
共同生活援助	25	7.7%
【訓練系サービス】		
自立訓練(機能訓練)	1	0.3%
自立訓練(生活訓練)	6	1.9%
【就労系サービス】		
就労移行支援	17	5.2%
就労継続支援A型	10	3.1%
就労継続支援B型	77	23.8%
【相談系サービス】		
計画相談支援・障害児相談支援	13	4.0%
地域移行支援	4	1.2%
地域定着支援	3	0.9%
【障害児通所支援】		
児童発達支援	4	1.2%
医療型児童発達支援	0	0%
放課後等デイサービス	19	5.9%
保育所等訪問支援	1	0.3%
【障害児入所支援】		
福祉型障害児入所施設	3	0.9%
医療型障害児入所施設	1	0.3%
【地域生活支援事業】		
地域活動支援センター	7	2.2%
合計	324	100

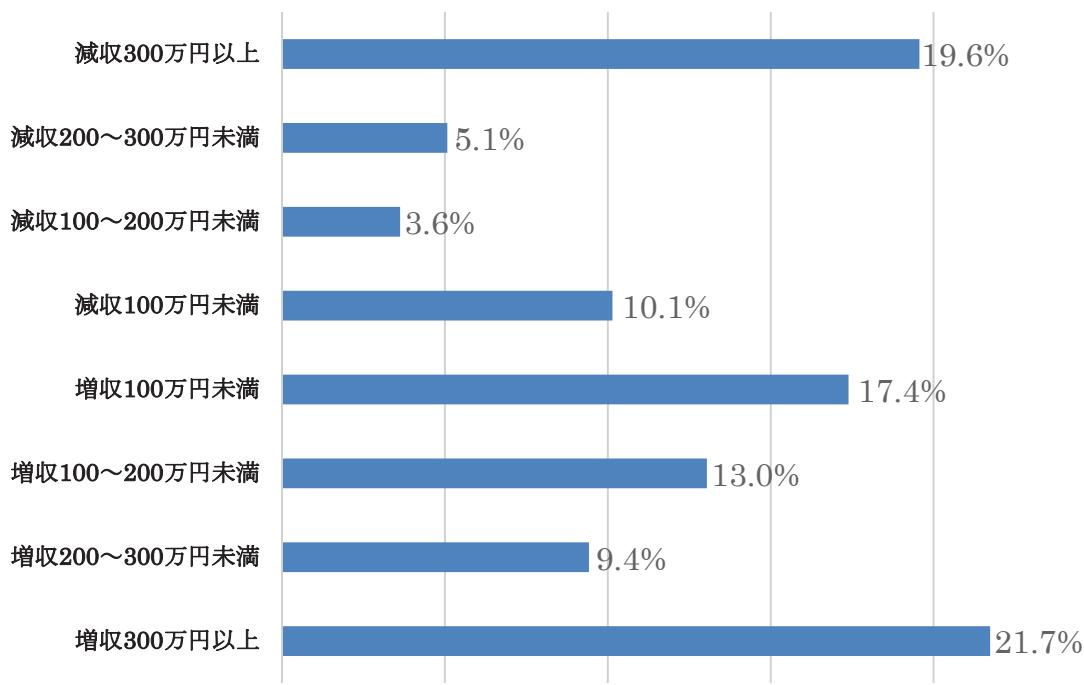
2 貴事業所全体の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成 29 年度上半期を100%とした場合、平成 30 年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

平成 29 年度上半期(4 月～9 月)の収入	平成 30 年度上半期(4 月～9 月)の収入
100%	平均 102% ※最大 154% 最少 74%

3 貴事業所全体の障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・増収と回答した事業所が全体の 61.5% を占める。
- ・減収と回答した事業所が全体の 38.4% を占める。

平成29年度と平成30年度の増減額予測



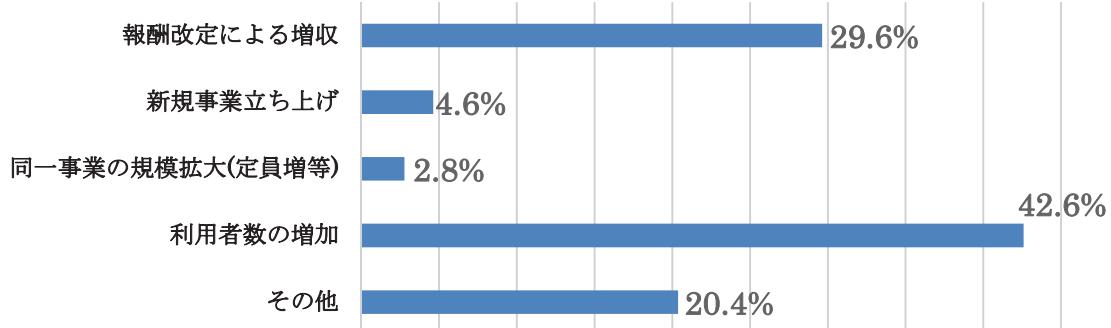
回答数	27	7	5	14	24	18	13	30
項目	減収 300 万円以上	減収 200～300 万円未満	減収 100～200 万円未満	減収 100 万円 未満	増収 100 万円 未満	増収 100～200 万円未満	増収 200～300 万円未満	増収 300 万円 以上

4 問2において、100%以上（増収）と回答した事業所のみ回答してください。

(1) 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。(複数回答可)

- ・「利用者の増加」と回答した事業所が最も多く、42.6%を占める。
- ・次いで、「報酬改定による増収」と回答した事業所が29.6%と続く。

収入が増えた要因



項目	回答数
①平成30年度報酬改定による増収	32
②新規事業の立ち上げによる増収	5
③同一事業の規模拡大（定員増等）による増収	3
④利用者数の増加	46
⑤その他	22

<⑤他の回答>※自由記述

【加算の取得】

- ・就労した利用者の加算 ※1年のみ
- ・処遇改善加算1の取得(4)

【利用率の変更】

- ・利用率増(2)
- ・利用者の出勤率アップによるもの

【事業再編】

- ・定員割れがあったため、GH2棟を廃止し、事業再編した
- ・施設利用定員の減少、変更に伴う報酬単価の増加

【障害者支援区分の変更】

- ・重度高齢化による平均支援区分の上昇（基本報酬の上昇）
- ・栄養士の配置による増収

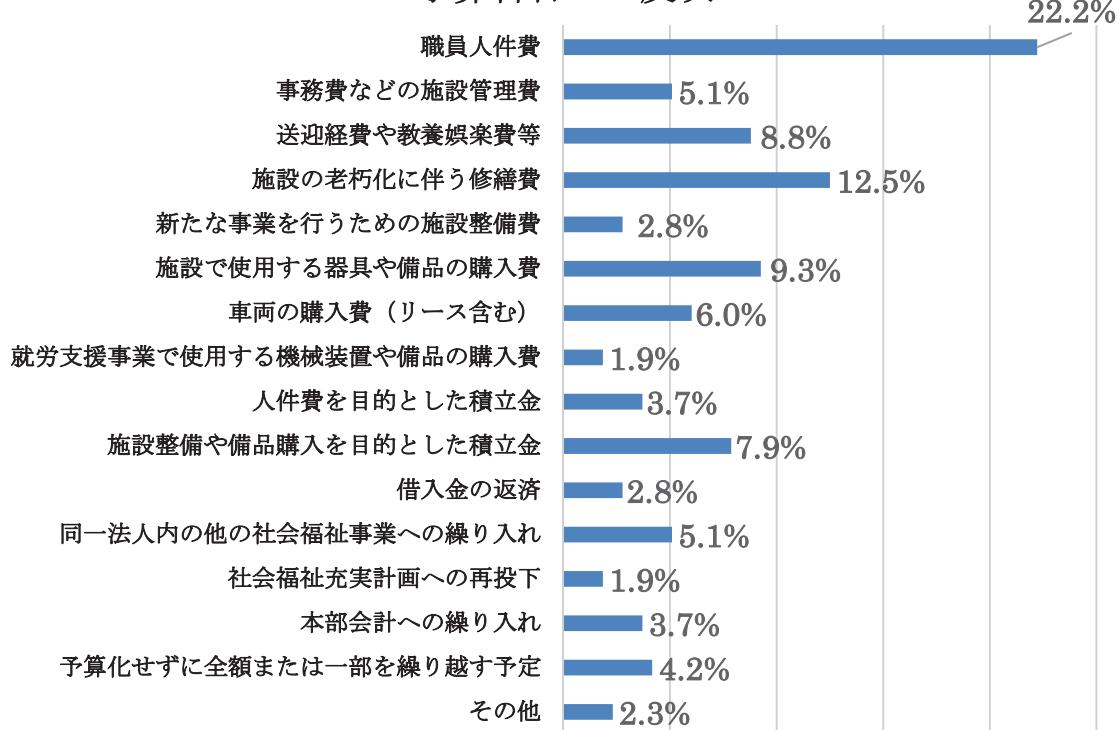
【その他】

- ・受注作業の増加に伴い、増収したため
- ・建築時の借入金返済が終了した。
- ・人件費の大規模削減
- ・共済会退職金収益の増
- ・自立訓練の長期利用に係る減算が改善された

(2) 増えた収入はどのような予算科目に反映する予定ですか。該当する全ての項目に○印をつけてください。(予算措置を行っていない場合は、現段階で必要と見込まれる項目に○をつけてください)

- ・「職員人件費」と回答した事業所が最も多く、22.2%を占める。

予算科目への反映



項目	回答数
①職員人件費	48
②事務費などの施設管理費	11
③送迎経費や教養娯楽費などの利用者支援に係る経費	19
④施設の老朽化に伴う修繕費	27
⑤新たな事業を行うための施設整備費	6
⑥施設で使用する器具や備品の購入費	20
⑦車両の購入費（リース含む）	13
⑧就労支援事業で使用する機械装置や備品の購入費	4
⑨人件費を目的とした積立金	8
⑩施設整備や備品購入を目的とした積立金	17
⑪借入金の返済	6
⑫同一法人内の他の社会福祉事業への繰り入れ	11
⑬社会福祉充実計画への再投下	4
⑭本部会計への繰り入れ	8
⑮予算化せずに全額または一部を繰り越す予定	9
⑯その他	5

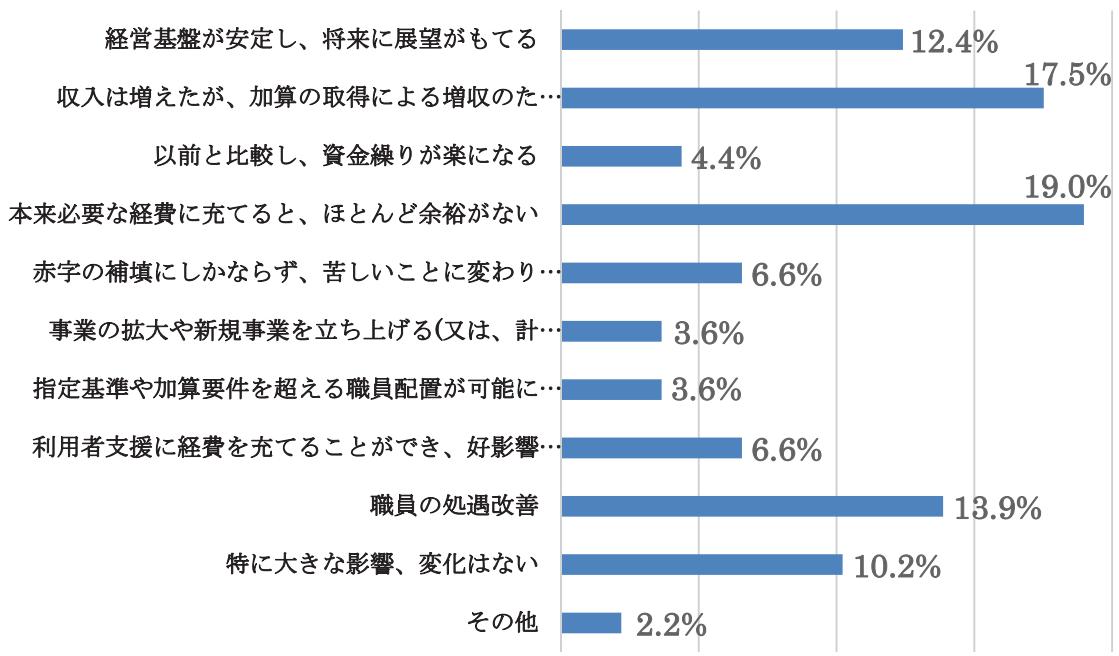
<⑯その他の回答>※自由記述

- ・工賃として利用者に還元している。
- ・施設全体の収支はマイナスである。
- ・40年経過しているため、移転新築のための建設資金積み立て。
- ・給食食材費。
- ・将来的に、修繕、更新資金として、積み立てをしなければならない状況であり、中長期の計画を作成する予定である。

(3) 増収により事業所運営にどのような影響が見込まれますか。該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「本来必要な経費に充てると、ほとんど余裕がない」と回答した事業所が最も多く、19%を占める。
- ・次いで、「収入は増えたが、加算の取得による増収のため、将来的には不安である」との回答が17.5%と続く。

増収による事業所運営への影響



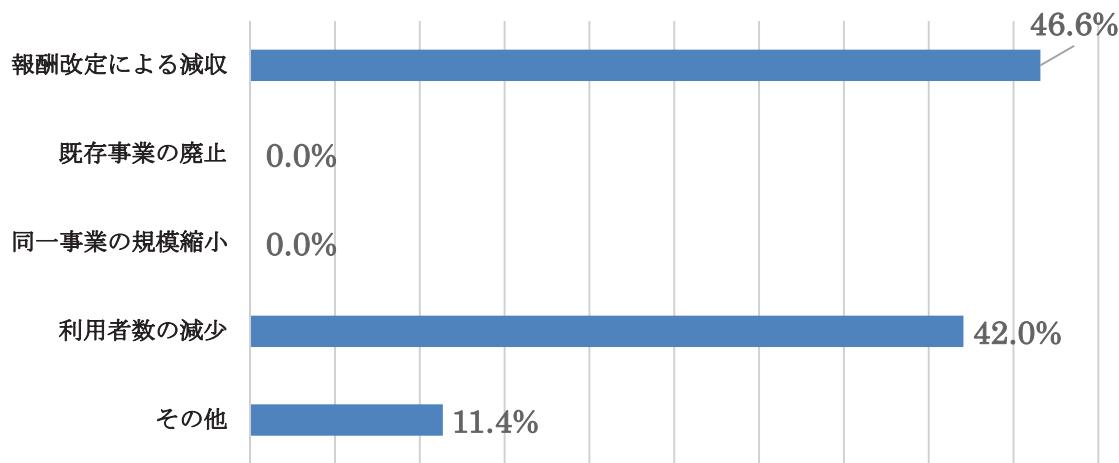
項目	回答数
経営基盤が安定し、将来に展望がもてる	17
収入は増えたが、加算の取得による増収のため、将来的には不安である	24
以前と比較し、資金繰りが楽になる	6
本来必要な経費に充てると、ほとんど余裕がない	26
赤字の補填にしかならず、苦しいことに変わりはない	9
事業の拡大や新規事業を立ち上げる(又は、計画している)	5
指定基準や加算要件を超える職員配置が可能になる (又は、以前から定数外職員を配置しており、その継続が可能になる)	5
利用者支援に経費を充てることができ、好影響が見込める	9
職員の処遇改善	19
特に大きな影響、変化はない	14
その他	3

5 問2において、100%以下（減収）と回答した事業所のみ回答してください。

(1) 収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定による減収」と回答した事業所が最も多く、全体の46.6%を占める。
- ・次いで、「利用者数の減少」との回答が42%と続く。

減収の要因



項目	回答数
①平成30年度報酬改定による減収	41
②既存事業の廃止による減収	0
③同一事業の規模縮小による減収	0
④利用者数の減少	37
⑤その他	10

<⑤他の回答>※自由記述

【支援区分の変更】

- ・退所者と新規利用者の支援区分の差による減少
- ・障害支援区分が変わったため

【利用日数、出勤率の変化】

- ・利用者層の変化。精神障がい者が増え、また高齢に伴う週数回程度の利用状況
- ・帰宅日数の増加
- ・利用者のけが、病気による入院等の出勤率低下

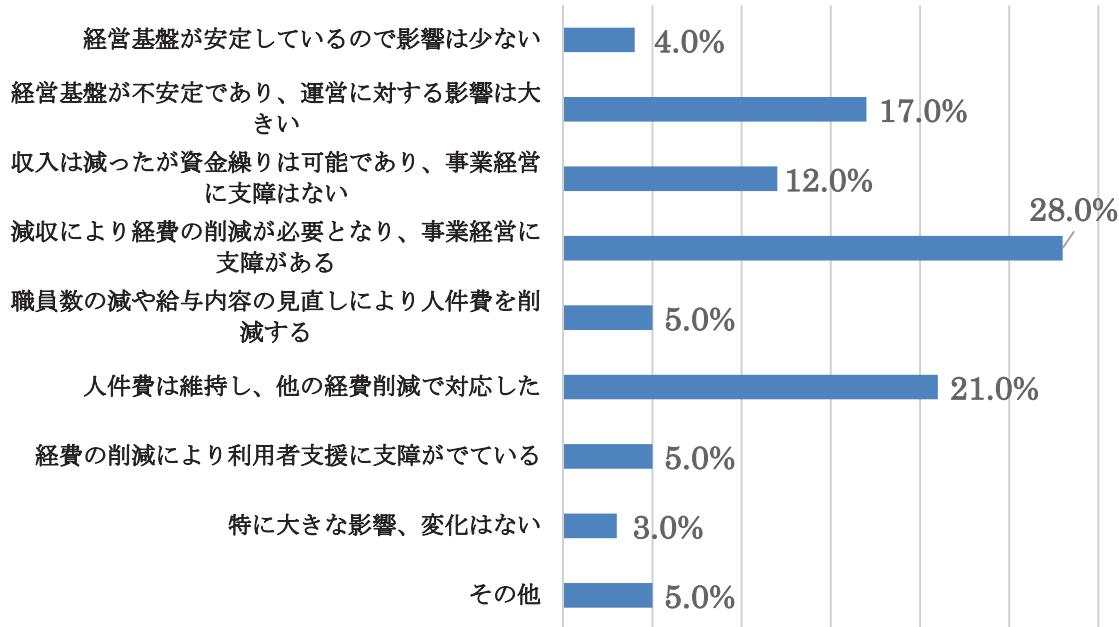
【その他】

- ・減算の為、減収
- ・延利用者数は、ほぼ同じなので送迎加算の減額の影響が大きい
- ・増税も控えており、前年度までの繰越金があるものの、今後の事業運営には支障が生じ、人件費を削減することが先に考えられる。職員数の減、または、経験年数の少ない職員が重度の知的障害者に支援すると考えられる

(2) 減収により事業所運営にどのような影響が見込まれますか。該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「減収により経費の削減が必要となり、事業経営に支障がある」と回答した事業所が最も多く、28%を占める。
- ・次いで、「人件費は維持し、他の経費削減で対応した」との回答が21%と続く。

減収による事業所運営の影響



項目	回答数
経営基盤が安定しているので影響は少ない	4
経営基盤が不安定であり、今後の事業所運営に対する影響は大きい	17
収入は減ったが資金繰りは可能であり、事業経営に支障はない	12
減収により経費の削減が必要となり、事業経営に支障がある	28
職員数の減や給与内容の見直しにより人件費を削減する	5
人件費は維持し、他の経費削減で対応した	21
経費の削減により利用者支援に支障がでている	5
特に大きな影響、変化はない	3
その他	5

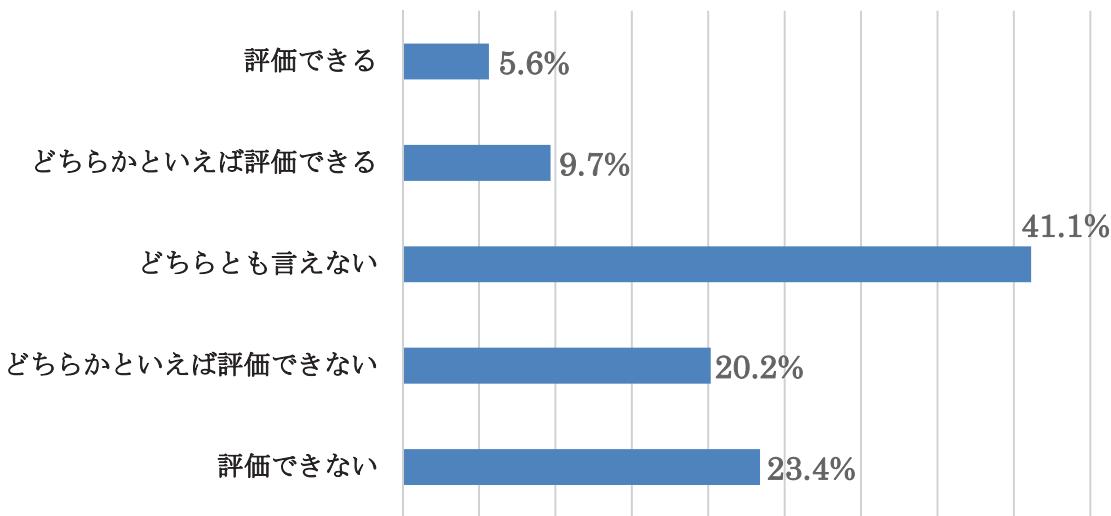
<⑨その他の回答>※自由記述

- ・事業拡大の為、積立金が減少した。
- ・このような、状況が続けば、今後の事業体系を見直すことになりかねない。
- ・資金繰りは可能だが永続的なものではなく影響がある。
- ・経費の節減をしたいが、燃料費の増加が大きく影響している。
- ・目標工賃達成加算が廃止になったが、それに代わると思われる就労移行支援体制加算を受けるためには、翌年度に新規利用者が入らないと実質減収になるため、ハードルが高すぎることがあげられる。M市は、定員に関する条件が厳しいため、報酬上の減算条件に達していないくとも利用者の増員が認められないのが現状である。

6 貴事業所としての平成30年度報酬改定に対する評価をお伺いします。1から5のうち該当する番号を1つ選んで○印をつけてください。また、よろしければその理由をご記入ください。

- ・「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く41.4%を占める。
- ・「どちらかといえば評価できない」、「評価できない」と回答した事業所が43.6%を占める。

平成30年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	7
どちらかといえば評価できる	12
どちらとも言えない	51
どちらかといえば評価できない	25
評価できない	29

<具体的理由>

【評価できる】

- ・収入増加が見込まれる為
- ・フルタイムに近い形で就労させているA型を評価いただいた。
- ・利用者の障がい程度に応じた報酬区分の算定が出来るようになり、前年度より高い単価で請求が可能になった。
- ・B型事業所は、工賃支給額により単価が変わるようになり事業所全体の意識が向上した。モニタリングや担当者会議等の実施についても加算として評価され、増収につながっている。
- ・増収になったため

【どちらかといえば評価できる】

- ・増収になったため
- ・利用者が活躍できる環境つくりを努力する
- ・加算取得による増収
- ・介護報酬がマイナスになっている中でのプラスであるため。

- ・平均工賃額に応じた報酬設定等
- ・福祉強化型短期の医療依存の高い短期利用者への対応が適正に評価されたこと。
- ・放課後等デイの改定は大きかったが、児童の区分算定において4月の時点でどのように運用するかが定まっておらず、県規模で混乱を招いたこと。半年規模の過誤修正は影響が大きい
- ・報酬の引き上げにより財源の確保が出来る。職員の給与、利用者のサービスに反映させることが出来るため

【どちらともいえない】

- ・実績として現れない
- ・生活介護はプラスだったが、B型は工賃額での評価となったため
- ・放課後デイサービスにおける重度者の受け入れ及び手厚い職員配置、福祉型障害児入所施設における手厚い職員配置により増収となったが、職員数、資格の状況によっては変動があり、安定につながらず、入所施設が赤字であることには変わりはない
- ・目標工賃達成加算を取っていない施設が増収となり、頑張って取り続けていた事業所が減算になっては評価できない。基本単価も3万から4万5千では幅がありすぎる。
- ・報酬改定前後の増収は、利用者増によるものが主であり、現段階で報酬改定により大きな影響や変化を実感できていない。
- ・当事業所で該当するのが、生活介護の常勤看護職員等加算のみであったため。
- ・事業所ごとに経営改善努力を行い、切磋琢磨することによりサービスの質の向上が見込まれる。
- ・放課後等デイサービスの基本報酬の減額率が大きく、将来展望が見えない。
- ・報酬改定の影響はそれほどないため。
- ・基本報酬加算の大きな改定ではなかった。むしろ加算を考えれば下がった。利用者のサービス提供をしっかりと行い、利用人数を増やすことが大事になる。
- ・食事提供加算が、継続審議となったことは評価する。
- ・現在可能な待遇改善を行っていても 職員の確保が困難な状況は変わらない。
- ・利用者の増減による収支も変化する。
- ・利用者数増加による増収である。
- ・利用者の減少は報酬改定とは無関係であるため、報酬改定の効果を感じにくい。
- ・今年度に関しては報酬改定以外の要素での変動があり、比較が困難。
- ・平成30年デイ指標該当が実施されたが、各市町村対応に差がある。市町村ごとに報酬の増減額が明確化された。
- ・入所は加配が一名いたが、そもそも4.3:1という配置基準に課題があるため。
- ・大きな増収も減収もなく問題のない水準と思われる。
- ・重度障がい者への支援という点では評価できるが、事業を手広く展開しているが故、人材の集まりが悪い（夜勤を敬遠する）傾向がある。
- ・単価や加算について納得できるが、考慮して頂きたい内容も両面ある。

【どちらかといえば評価できない】

- ・資格保持者のスタッフ不足。
- ・減収した分を受注作業で補填できただけのため。
- ・利用者の重度化・高齢化が進んでいるが、報酬に反映されない
- ・送迎加算、障害年金や療育手帳で重度の障がい者である方々の利用状況に応じた加算について検討をお願いしたい。
- ・単価設定が細かすぎる。
- ・経営は增高しているので、報酬が見合っていない。
- ・単価が下がったため今まで通りの利用者支援が出来ない。利用者支援の見直しをやらざるを得ない
- ・基本加算が増加しても送迎加算は減額している。他の加算も増額しているわけではない

い。

- ・同内容のサービスを提供しても減収の為、見直しが若干必要である。
- ・基本報酬が減額になったため
- ・現在の職員数では加算が取れない為。
- ・事業全体として見ていた場合、就労の収入比率が大きい中、報酬単価が減額となってしまったため、全体的な収入も減となっている。
- ・就労系事業が実績による報酬となっており減収となっている。今後一層の努力が必要である。
- ・今年度は報酬の増加見込まれるが、次回改定でどうなるかわからない。人件費は確実に上がっていく中、安定した状況で経営できる報酬改定を望む。
- ・加算で報酬が増える仕組みであり、小規模事業所では対応が難しい。
- ・減収となれば、利用者に何らかの負担があるため。
- ・施設入所支援～単価低いが人件費がかかる。就労支援、デイ～全般的に報酬単価の下落。
- ・食事提供加算が流動的。
- ・月額の平均工賃で基本報酬に影響。
- ・新規の加算要件を満たす体制を作ろうとすると、現状の加算取得要件が崩れたり、多くのマンパワーが必要な条件があったりと取り入れ難しい状況が多いため。
- ・当事業所では送迎を利用する高齢者が多く、送迎加算の単価が下がったことは残念と思う。

【評価できない】

- ・送迎加算の見直しは、自動車維持費等の減少による適正化とのことだが、車両費は燃料費の高騰や新車購入が出来ず、中古車の為修理、点検費用などむしろ費用が増大している。
- ・工賃による給付費なり、35,000円/月でも収入減になっている。評価されるとは言えない。しかも、30,000円/月の次は45,000円/月となっており、モチベーションが上がらない。
- ・全国平均水準の工賃支給額である事業所が評価されており、必ずしも高工賃を実現している事業所が評価された報酬改定とは思えない。
- ・減収額大きい。
- ・目標工賃達成加算を廃止したが、本体報酬に上乗せされることもなく、加算廃止分がそのまま減収となっている。これでは事業運営自体に支障が出てくることも考えられる。工賃向上の取り組みが困難となってくるのではないか。
- ・B型の工賃支払いによる報酬は、事業所運営に厳しくなる。
- ・B型の算定基準が平均工賃によることより、重度の利用者の排除につながる恐れがある。
- ・結果的にマイナス改定
- ・従前の時給単価から月額平均工賃月額により給付点数の算定になったこと。
- ・目標工賃達成加算が廃止されたことにより大幅減収となった。高い工賃を目指すB型事業所にとっては影響が大きく、工賃向上を阻害する要因となる。
- ・都道府県により最低賃金額が違うが、平均工賃月額一律での算定の仕方・社会参加や相談対応等が直接評価に結びつかない。
- ・利用者が増えた報酬時改定による減収の影響。厳しい施設運営に変わりない。
- ・山間部にあり遠方の利用者の送迎も無理をしてでも行っているのに減額され、納得いかない。
- ・報酬基準に平均工賃月額という成果主義を導入したことは大きな間違い。
- ・報酬だけ見たら減収となるため。
- ・今回の改定により事業の変更を検討しなければならないほど減収となった。
- ・小規模事業所の現状が考慮されていない。

- ・増収だが少額の為、あまり影響がない。
- ・精神障がい者を主たる対象者とする事業所では、工賃額を基準とする報酬の決め方は大きな間違い。
- ・目標工賃達成加算が廃止されたこと。A型、B型とも、働く時間、平均工賃が基本報酬となったが、工賃を上げる努力はもちろん必要として、現状の支援員は、働くことの支援以外の仕事が山積みしているのが現状。
- ・就労移行では、2年という短期間での利用者の獲得や一般就労の難しさ、基本報酬の単価設定・A型では利益から賃金を出すことの難しさ
- ・職員の配置基準。

7 次期報酬改定に向けて、ご意見がありましたらご記入ください。

- ・報酬の増額改定の場合、加算を細分化して行うのではなく、基本報酬に反映して頂きたい。
- ・精神的に大変なお仕事なので人件費をアップしてほしい。
- ・送迎加算は、距離も評価して欲しい。（岩手は送迎の距離が日本一長い。）
- ・食事提供加算が流動的。
- ・30,000円～45,000円/月の間を5,000円刻みにする。改定により下がったので、全体的に金額を上げる。
- ・報酬単価を上げてほしい
- ・利用者主体が平均工賃主体の枠に当てはめるような報酬改定とならないようにもらいたい
- ・基準報酬の基準となる工賃支給実績額の幅を狭めるなど目標設定しやすい基準を設けてほしい（3万～、3万5千～、等）。また、その取り組みに対する評価を正当に報酬単価に反映して欲しい。就労移行支援事業においては、当施設においては定員が充足できず、移行実績も芳しくない状況である。圏域によっては企業数や事業利用者数にも格差があり、一概に評価できない部分もあるかと思う。
- ・H16年度より事業を展開していることから、就労移行利用者の障害者雇用移行推進や長期利用している方の重度・高齢化により、作業内容や量において限りが見え、当時は十分に働けていた他の利用者が身体機能の低下により日常生活への支援が多くなった。生活介護事業対象者と思われるが、生活介護事業所の不足、本人及び家族の移行により現行継続的に利用している。就労支援事業における職員配置の評価の新設や工賃額による評価基準の見直して頂ければと思う。
- ・福祉型障害児入所施設における職員配置基準の見直し（定数増）及び基本単価の増・行動障がいに係る加算要件を緩和する。虐待等に起因し粗暴行為等がみられる児童への加算設立。相談支援事業の基本単価増（赤字状態は変わっていない）。放課後等デイサービスの区分①の要件緩和。放課後等デイサービス等、収入を得やすいという声があるが、複数事業所を経営し施設長等が兼務している場合、兼務職員の人件費をカウントしていない場合があるのではないか？（当園では本務の福祉障害児入所施設から全額支出）
- ・安定的な事業所経営を行っていく改善を望む。工賃額での評価でなく、高い工賃額を維持していくことを評価して頂きたい。送迎や食事に関する加算について、廃止になれば利用している方々に負担していただかなければならなくなり、工賃を生活資金にしている人には負担が大きいので継続が必要。
- ・B型の基本報酬は工賃水準に比例するが、地域性もあり、なかなか工賃アップは難しい。
- ・地域における利用者のニーズに応える形で、今までの生活介護定員40名に、新たに就労継続支援B型定員10名を開始した結果、多機能型になった故に、利用者定員が41名以上60名以下の給付費区分になり、結果的に給付費の減収となった。圏域の利用者の状況は何一つ変わらないにも関わらず、減収となることで、職員体制にも影響があ

る。定員区分による給付費の見直しを検討頂きたい

- ・重症心身障がいなど手厚い支援が必要な方への報酬がまだ少ない。施設経営は大きな赤字を抱えており大変厳しい状況が続いている。
- ・A型については、最低賃金も上がっているので、具体的な支援が全くないことが不満である。
- ・障害支援区分に関わりなく受け入れが出来るように、大きな減算がないようにしてほしい。求人の確保が難しいため報酬単価を確保又は、上げてほしい（夜間支援員）
- ・平均工賃が約4万円は厳しい。4万5千円以上は、とても厳しい数字。減算が続くと職員の雇用も難しい。工賃向上が遠のく、悪循環である。
- ・以前のように、本体報酬はある程度の額を提示しなければ、工賃の低い事業所は低い本体報酬の給付しか受けられなくなり、運営が難くなっていくのではないかと思う。工賃を向上できる事業所もあるが、できない事業所もある。工賃の高い事業所がなくなっていくような事態になり、利用者が行きたい事業所がなくなる。また、利用者が選ぶ事業所数自体がなくなっていくようなことは、サービス向上につながらないのではないかと思う。
- ・事業所の少ない過疎地域に配慮した報酬単価を設定して欲しい。送迎時間に片道一時間半、往復で3時間を要することからサービス提供時間に制約が生じる。人件費の増大にもつながる。
- ・平均工賃額に応じた基本報酬の為、目標工賃達成加算がなくなり、当事業所の場合、基本報酬が26単位減少した。以上のことから、平均工賃月額3万以上4万5千円単位を5千単位に細分化することを含め、単価を上げるように見直しをしてほしい。また、10月から消費税が10%になることも考慮して欲しい。
- ・食事提供加算、目標工賃達成指導員加算など利用者への関りが多い場合は、加算の増とかの見込みがあれば良い
- ・基本の報酬単価を上げてほしい。食事提供加算の継続。送迎加算の継続。共同生活援助の報酬単価を上げてほしい。
- ・報酬改定により增收傾向の方向だとしても、利用者を確保しているところで、当事業所のように、高齢化や精神障がい者の割合が高くなるにつれ、日々の利用率が低下して毎年、減収になる現状である。このような実態を分かり合ったうえで、実態と報酬の均衡のとれた型になることを望む。事業存続に関わる影響は大きい。
- ・これ以上、報酬単価を下げないでほしい
- ・人件費は毎年増加する。サービスの質の低下を招くようなマイナス改定は、避けて頂きたい。送迎加算・食事提供体制加算は、最低現状維持。
- ・平成30年度は新報酬単価で対応はしていないが、収入減が見込まれる。モニタリング期間の変更や加算等を見込んで試算するが、報酬改定前のような収入は見込めない。今までより計画相談の利用者数を増やすことで収入が増えると思うが、丁寧な支援が難しくなった。相談支援専門員39件という縛りもあるため今後どのように収入を減らさないで行けるのかが課題となる。
- ・従前の時給単価を対象とする目標工賃達成加算を算定できる改定を望む。
- ・生活介護の支給量・職員配置加算。
- ・基本報酬を定員に戻していただきたい。実際の事業所運営として、大人数の利用者を少ない職員で対応することは決して良いことではなく、例えば5(利用者) : 1(職員)や4 : 1など手厚い支援を行っているところへの評価をしていただきたい。工賃向上については、加算にしていただきたい。心身の状況により、休みがちな方や週2~3日の利用といった方もいる中で、そのような日にも会計事務を含め、通常の職員を配置しており、人件費は変わらない。その分の保障をしていただきたい。
- ・放課後等デイサービスの平成30年度報酬改定においては「報酬区分」が導入され、厚生労働省が定める指標に基づき、市町村が障がいのある子どもの状態を判定することになった。手厚い支援が必要な「指標該当児」は、50%以上であることは「区分1」となり、50%未満の事業所は、「区分2」となる。平成29年度までの報酬単価に照ら

すと、「区分2」の基本報酬はかなり低い水準であり、「区分1」であっても基本報酬は実質的に引き下げられた。導入当初は新たな制度のためか、県の担当者に質問しても回答いただけない場合もあり、また、市町村の対応も統一されたものではなかった。その後、厚生省から、「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取り組み」や「放課後等デイサービスに係る報酬改定の認定について」などの事務連絡が出されているがいずれも対処療法的なものである。

- ・精神疾患がある利用者への支援に対する報酬の増額が望ましい。(支援区分が軽度でも、支援に係る場面が多い時があり、重度者への報酬に比べ定額と思われる。)
- ・送迎加算の見直し：車両の更新をしている施設だけではないので、燃費は向上していない。むしろ、維持に係る費用は増えている。積雪のある地域のことも考えて頂きたい。
- ・今回は、減収のみでなく赤字経営を余儀なくされている。せめて重度の知的障がい者が安心して利用できるよう収入面で安定的な確保が出来るような報酬となるように改定して欲しい。
- ・障がいの重い方の支援の充実の為、できる範囲で人員を厚く手立てを施していますが、人件費率は約70%とかなり厳しい状況である。その中、将来に向けて修繕等を積み立てていく計画を行っている。基本報酬の底上げをお願いしたい。
- ・食事提供加算の在り方について検討されているが、介護事業所は、特に食事の配慮(刻み食、ミキサー食)が必要な方が多く、「誰もが安心した暮らし」を保証していく意味から、加算の継続をお願いしたい。
- ・食事提供体制加算、送迎加算等の現行の加算は、存続して頂きたい。
- ・基本報酬を増やしてもらいたい。
- ・職員確保について配慮した改定をしていただきたい。
- ・体制が整っている大きな施設に目を向けていますが、小規模の小回りが利く地域に密着した事業所のことも考えてほしい。
- ・改定が年度末にかかることが多いため、早めに決定してほしい。
- ・障がい者福祉に関する厚労省の考えを原点回帰して欲しい。
- ・労働市場における人件費の高騰に追いつけない。また福祉業界の給与水準改善にも対応できていない。早急な基本報酬引き上げを切に望む。
- ・加算対象の判断が難しい。わかりやすいガイドラインを望む。
- ・利用者が望む支援を提供するためには、支援員を充実させる必要があるが、現在の状況だと人件費が足らず維持難しい。結果、事業選択の幅が狭まり、利用者の不利益になるのでは?
- ・増収に伴い安定した経営ができている。不安のない経営は、職員・利用者にとってもとても良い環境になっていると思う。
- ・計画相談については、今後ますますニーズが高くなることが予想され、窓口的な欠かせない業務でありながら、この報酬だけでは、どこも事業所を運営できない。(委託費や法人内繰り入れ状態は疑問が残る。)
- ・過疎地のサービスも反映されたい。
- ・職員対象の加算を希望・報酬単価自体を増額して欲しい。
- ・サービスの質による評価が見てこない。送迎は距離も評価されるべき。
- ・これでは事業が運営できない。
- ・障がい者福祉に関する厚労省の考え方を正すべし。
- ・入所は、様々な要因(子供の減少、放デイと等在宅サービスの充実。作動等に課題のある子どもの増加などにおいて、定員割れの状態で運営をせざる得ない中、運営が厳しい。報酬ベースではなく配置基準等の見直しが必要である。
- ・総額で0.47%の引き上げとされているが、事業所全体でみた場合、その実態は極めて低く感じる。加算を満たすため、今後とも努力が必要だと思うが、質が高く、効率的な支援を継続していくためにも基本報酬の引き上げを強く望む。
- ・大きな増収も減収もなく概ね問題のない水準と思われるが、サービス向上の為の人材

確保スキルの向上の為には、報酬上のさらなる配慮が必要と思われる。

- ・重度心身障がい者への手厚い改定、短期入所、共同生活援助等の夜間支援を行う事業へのプラス改定を望む。
- ・「加算」ではなく、純粋な基本単価報酬のプラス改定を望む。
- ・人材が安定して確保できる内容を望む。
- ・多くの法人の現状として、経営的な面では、必要最小限の人数でやらざるを得ないといった状況や、運営が困難といった状況にある。いずれの問題にしても安定した報酬が見込めない制度が大きく影響していると感じる。現状の体制を維持した上で加算が可能なものや、報酬を増やすために支出も同時に増えるようなものは、結果的には不可能という答えになってしまうため、条件を緩和して頂きたい。
- ・月額平均工賃の金額によりサービス報酬単価が変動する今回の改定は評価できる。一方で、利用者の高齢化が進み必ずしも一般就労を望まない利用者を多く抱えた事業所では、平均工賃を増額させることができ大変難しい状況となってきている。今後、事業者側が「働き手」として利用選別に偏り、作業能力の低下した高齢利用者が取り残される事態につながらないか危惧している。
- ・地域性が支援に影響する部分もあると思う。それらについて考慮した報酬改定内容についても検討して頂きたい。事業所ごとに事業報酬で運営できる単価設定が必要。
- ・就労移行について、利用期間を3～5年にしてほしい。2年は短期間の中で利用者の一般就労への取り組みや新規利用者の獲得は難しく、事業の継続そのものに影響している。
- ・少ない利用者数でも基準の職員を配置しなければならず、人件費を貯えない状況。報酬の単価設定の幅が大きすぎて、定着率よりB型以下の報酬単価となっている。
- ・A型について、利益から賃金を全て貯うことが困難であり、一定の枠組み（賃金の～%以上の利益等）を取り入れて頂きたい。職員配置基準（7.5：1）の設定を、手厚く配置しているところへ評価として見直して頂きたい。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査<生活介護>

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査 事業種別調査<生活介護>

【考 察】

生活介護の実施数は、66／324 で 20.4%を占める。9 月次の昨年度との利用定員比較では 0.1 名の減、現員数も 0.45 人の減と微減している。

生活介護の障害福祉サービス等収入は、昨年度 9 月を 100% とすると平均 104% となり、増収となっている(最大 163% 増)。これは、報酬改定による増収が 57% となり報酬改定が大きな要因となった。報酬改定以外の要因では、利用者の増加が 76% を占め、事業所の利用者確保の努力が反映されている。その他、障害支援区分の変更や利用者の利用率の増加が挙げられている。

一方、減収の要因(昨年度比最小 84%)は、報酬改定による減収が 29%、報酬改定以外の要因が 71% となっている。報酬改定の要因は、送迎加算の減額の影響が大きい。その他の要因では、利用者数の減少が 70.6% となっている。エリアによっては、利用者が辞めてもすぐに補充ができず減収に繋がるケースが多い。

食事提供体制加算の対象事業所は、61.5% で現員数 35.9 名中 22.1 名が対象となり、中心的な支援サービスとなっているが、加算が廃止された場合は、利用者に経費の全部又は一部を負担していただく予定が 66.7% と高率になっている。

送迎加算は、66.7% の事業所が減収となり、減収 30 万円未満が 37.8% となった。増収となった事業所は、33.4% となり、そのうち、増収 30 万円未満と回答した事業所が 20% を占めている。これは新たに重度送迎加算が創設された影響もあると思われる。送迎加算は、ハイブリッド車の普及による燃費向上が加算減額の理由となっているが、回答では簡単に車両の入れ替えができる訳ではなく、むしろ老朽化で修理費や燃料の高騰で経費が増えている実態であるという意見が複数あった。

平成 30 年度報酬改定に対する評価は、「どちらともいえない」が 49.2% と半数を占め、「評価できる、どちらかといえば評価できる」のプラス評価が 21.3%、「評価できない、どちらかといえば評価できない」マイナス評価が 29.5% と相対的には、マイナス評価の方が高い数値であった。具体的な理由では、加算で評価する仕組みではなく、基本報酬を上げていく仕組みを望んでいる声が多く、送迎加算の減額が少なからず収入に影響を与えていた。

課題の自由記述では、特に生活介護では、高齢化・重度化の課題が年々増加している中で短時間減算は受け入れがたいという意見や、入浴サービスの報酬算定、リハビリ加算がリハビリ職の人件費に見合っていないとの意見があった。食事提供体制加算や送迎加算を廃止するとその影響は利用者へ負担がいく可能性があるので継続を願う意見が多い。医療的ケアや高齢の障がい者を積極的に受け入れている事業所では、報酬と人件費とのバランスがとれずに赤字運営となっている実態が多い。高齢化に対応するためには、そのような事業所が安定的に運営できるような制度設計と仕組みを考え直す必要に迫られている。更に職員の待遇改善加算の継続とそれらも基本報酬に組み込んでほしいとの声があり、加算での運営の不安定さを指摘する意見が複数あった。

調査研究委員会

委員 阿部 孝司(ヒソップ工房)

事業種別調査<生活介護>

1 実施事業

- 生活介護(回答数：64 事業所)

2 選択いただいた事業の各年度 9 月次の定員及び現員数を記入してください。

なお、定員が定められていない事業については、各年度 9 月次の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

平成 29 年 9 月次		平成 30 年 9 月次	
利用定員	現員数	利用定員	現員数
平均 33.5 名	平均 36.9 名	平均 33.4 名	平均 36.45 名
※最大 88 名	※最大 90 名	※最大 80 名	※最大 100 名
※最少 5 名	※最少 3 名	※最少 5 名	※最少 3 名

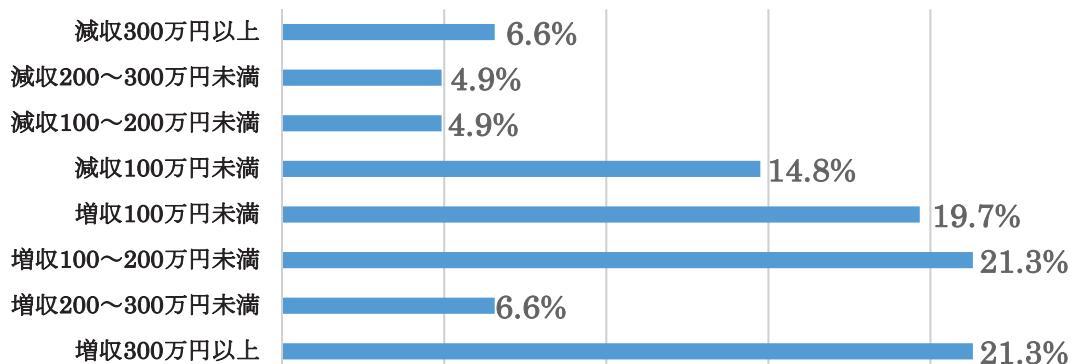
3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成 29 年度上半期を 100%とした場合、平成 30 年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

平成 29 年度上半期(4 月～9 月)の収入	平成 30 年度上半期(4 月～9 月)の収入
100%	平均 104% ※最大 163% ※最少 84%

4 実施事業における障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・増収となった事業所が全体の 68.9% を占める。

平成29年度と平成30年度の増減額予測



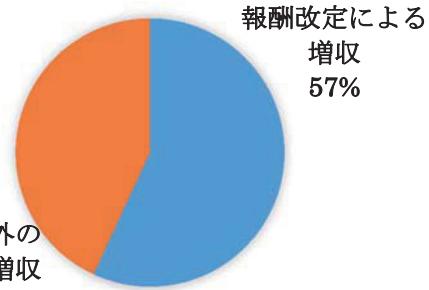
回答数	4	3	3	9	12	13	4	13
項目	減収 300 万円 以上	減収 200～300 万円未満	減収 100～200 万円未満	減収 100 万円 未満	增收 100 万円 未満	增收 100～200 万円未満	增收 200～300 万円未満	增收 300 万円 以上

- 5 問2において、100%以上（増収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定による増収」と回答した事業所が全体の57%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	33
報酬改定以外の要因による増収	25

増収の要因



【報酬改定による増収】

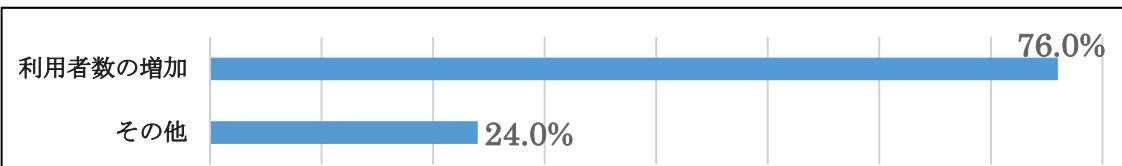


項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	14
加算が取得できた	13
その他	6

<他の回答>※自由記述

- ・利用日数が増えた。（2）
- ・重度高齢化による平均支援区分の上昇に伴う基本報酬の上昇
- ・入院者数減少による稼働率向上
- ・利用率の増、人員確保が難しく、基準ギリギリの運営でしのいだ。

【酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	19
その他	6

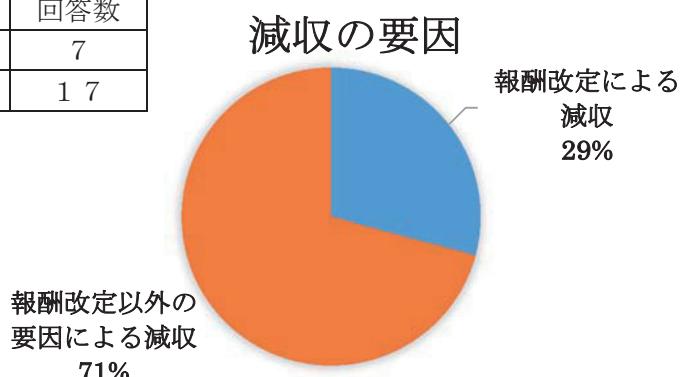
<他の回答>※自由記述

- ・H29.12～生活介護事業を新たに開始
- ・障害支援区分の変更（2）
- ・利用者の入院が少ないため
- ・利用者の出席状況による
- ・あまり変わらない

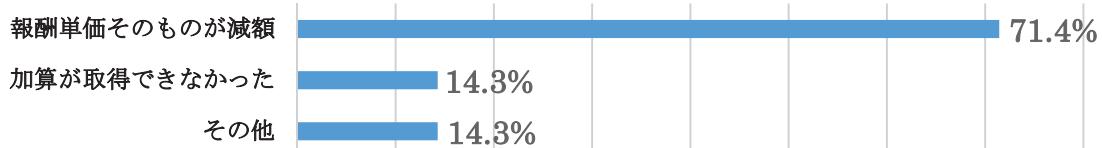
- 6 問2において、100%以下（減収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定外の要因による減収」と回答した事業所が全体の71%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	7
報酬改定以外の要因による減収	17



【報酬改定による減収】

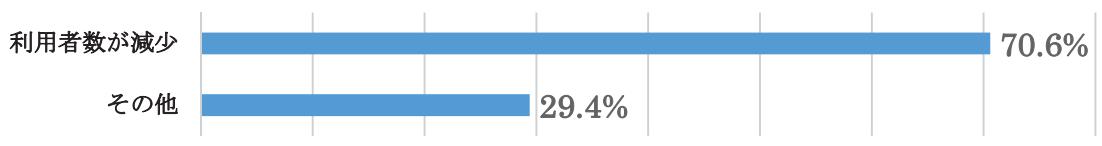


項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	5
加算が取得できなかつた	1
その他	1

＜その他の回答＞※自由記述

- ・送迎加算の見直しの影響

【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数が減少した	12
その他	5

＜その他の回答＞※自由記述

- ・H30年7月より生活介護40名に加え、就労継続支援B型10名の計50名定員になったことにより、給付費定員区分が41名～60名の枠となり、給付費が結果的に1000万円を超える大幅な減算となった。
- ・長期的に休む利用者がいる
- ・減算による減収
- ・利用者の利用日数の影響
- ・利用者の家庭の事情による利用休止・退所

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

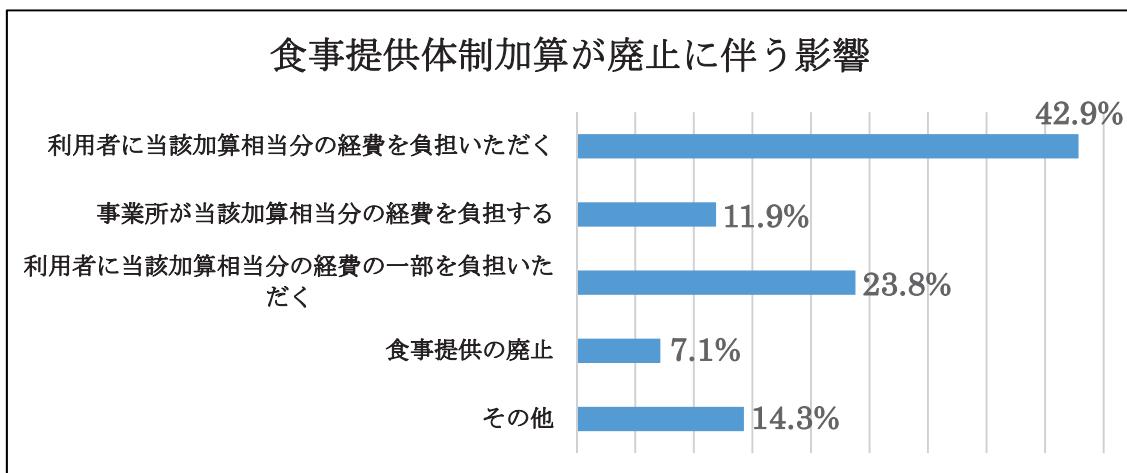
(1) 平成 30 年 9 月次の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

- ・現員数（平均 35.9 名）の内、61.5%が食事提供体制加算の対象となっている。

平成 30 年 9 月次の現員数	内、食事提供体制加算の対象となっている利用者数
平均 35.9 名	平均 22.1 名
※最大 99 名	※最大 99 名
※最少 3 名	※最少 0 名

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

- ・「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく」と回答した事業所が最も多く、全体の 42.9% を占める。



項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく	18
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	5
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）	10
食事提供の廃止	3
その他	6

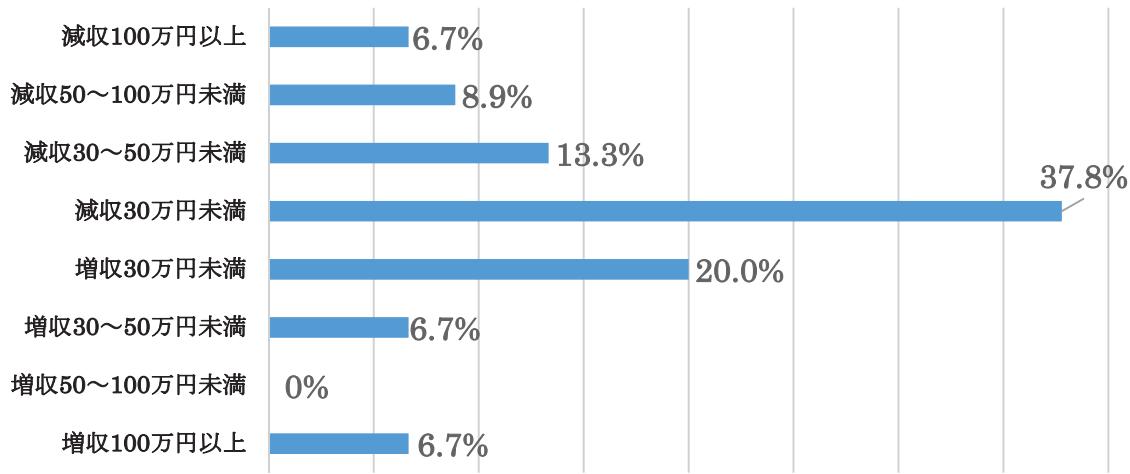
<他の回答>※自由記述

- ・未検討（5）
- ・外部に委託する。

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・増収となった事業所が全体の 33.4% を占める。
- ・減収となった事業所が全体の 66.7% を占める。

送迎加算増減額の予測

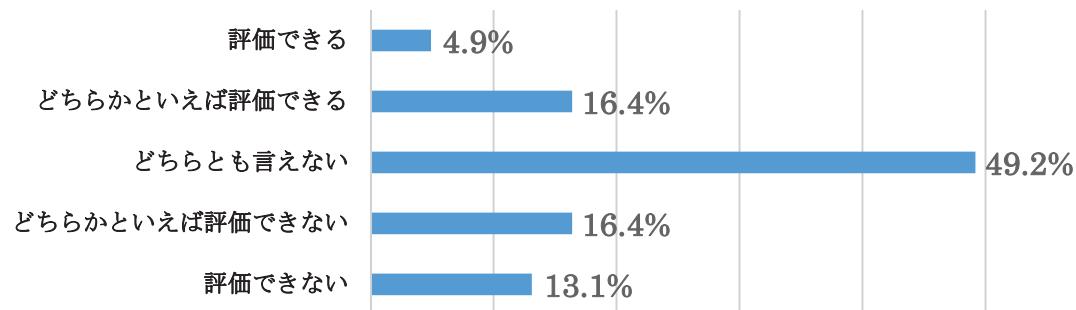


回答数	3	4	7	17	9	3	0	3
項目	減収 100万円 以上	減収 50～100 万円未 満	減収 30～50 万円未 満	減収 30万円 未満	増収 30万円 未満	増収 30～50 万円未 満	増収 50～100 万円未 満	増収 100万 円 以上

9 平成 30 年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を 1 つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- ・「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く、全体の 49.2% を占める。

平成30年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	3
どちらかといえば評価できる	10
どちらともいえない	3
どちらかといえば評価できない	10
評価できない	9

<具体的理由>

【評価できる】

- ・収入増が図られ、経営がいくらか安定した
- ・収入の増加が見込まれる為

【どちらかといえば評価できる】

- ・微量ではあるが増収した
- ・報酬の引き上げにより財源を確保することができ、職員の給与、利用者へのサービス等に反映させることが出来る。
- ・重度・高齢化を対象にした手厚い報酬又は、加算の新設が期待できる。
- ・物価上昇により修繕、改修等全体の経費が加算し経営が苦しい。

【どちらともいえない】

- ・当事業所では、送迎加算について利用者の支援区分の状況により増収となっているが、法人全体でみた場合は減収となっているため。
- ・改定による増収につながる要件が満たされない為、評価につながらない。増収となる要件を満たすことも難しい現状である。
- ・利用者の高齢化に伴い支援が難しい。また、短時間利用減算について課題がある。
- ・報酬改定の影響は感じられないため。
- ・食事提供加算の継続審議は評価できますが、送迎加算の減額は受け入れがたい。自力登園が困難な方が多い事業所にとっては、必須条件である。弱者への支援は手厚くお願いたいしたい。
- ・基本の単価は上がったが、送迎加算の単価は下がった。
- ・送迎加算で増収になっても車のメンテナンスについて出費も多く、十分な増収とは言えない。
- ・該当するのが常勤看護職員等加算のみ
- ・今後の報酬改定は、引き下げが続くという印象を持たせてしまった
- ・報酬改定前後の収入に急激な変動や影響がない

【どちらかといえば評価できない】

- ・加算で評価する体系に合わせることが難しい
- ・遠隔地も送迎対応する地方においては、送迎加算の減算は厳しいものがある
- ・報酬単価が少ない
- ・送迎を要する経費が増加傾向にあること
- ・加算の減額
- ・食事提供加算が流動的
- ・利用者の増加で増収したため、本来は減収である為

【評価できない】

- ・基本報酬の減少。燃費が向上していないのに送迎加算の減少。
- ・山間部にあり、遠方の利用者の送迎も無理してでも行っているのに、減額されたのが納得いかない。
- ・基本報酬がほとんど上がらない。
- ・田舎の為、送迎距離が遠いので維持費がかかる
- ・送迎加算では、重度加算分が増額になったが基本報酬が減額になった。車両費は燃料の高騰、新車の購入が出来ず、中古車の為、修理・点検費用などむしろ費用が増大している。
- ・障がい者支援施設において、土日等の報酬評価が反映されていない

10 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・労働市場における人件費高騰に追いつけない。福祉業界の水準改善にも対応できていない。
- ・早急な基本報酬引き上げを切に望む。人員配置体制の加算の算定要件。
- ・報酬の基本的な考え方として、通所日数に対して支払う報酬ではなく利用者一人当たりに対する月収報酬は利用者一人当たりの基本通所日数に対しての月額報酬といった報酬体系になれば、今よりも経営が安定する。
- ・食事提供体制加算に関しては、利用者の「生きるという根幹」に関わる問題なので、ぜひとも減額無しで継続して頂きたい。減額では利用者の負担増になってしまう。また、加算が廃止となれば利用者、施設側双方の負担増は否めず、給食を廃止せざるをえないと考える。
- ・利用者の高齢化に伴い支援が重度化している。障がい種別により、長時間の日中活動が困難な方がいる中で、短時間利用者減算は受け入れられない。
- ・送迎があることで通所できている方が多い。車両維持に費用がかかる。
- ・生活介護において入浴提供の加算などもあれば介護負担に見合ったものとして、さらにバランスが取れるように思う。また、生活介護分野のリハ加算がリハ職の人件費に見合わないと感じる
- ・送迎加算の単位数の減額の理由が「車の燃費が向上している」「車両維持費が低下している」というのが、納得いかない。
- ・複数事業を運営している法人への何らかのメリット。単一事業だけを行っている事業所とは差を設けてほしい。
- ・今回の報酬改定に限らず、区分による算定単位に差がありすぎて実態を反映していない。
- ・今回の調査でも取り上げているが、食事提供加算、送迎加算は利用者が利用するための必須の条件であるので、これ以上、減額（廃止）しないでほしい。障がいの重い方の受け入れには、人員がどうしても必要となる。人員体制加算の条件の緩和等の検討が必要。
- ・車両の燃費向上により、送迎加算が下がったが、実際は今までと車両が変わっていない。
- ・職員配置を増やせるように単価を上げてほしい。
- ・重症心身障がいなど、手厚い支援が必要な方への報酬がまだまだ少ないと思う。施設経営は大きな赤字を抱えており、大変厳しい状況。
- ・入所支援事業と併せての事業展開の際、毎月8日分の算定であるが、現状は毎日介護している。その分を加味して頂きたい。
- ・同じ生活介護でも入浴サービスを行っていない事業所もあるが、実施している事業所では、それだけの経費や人手もかかっているため、その点を報酬へ反映させてほしい。全体的には増やせないと思うため、未実施の事業所の単価を下げ、その分を実施している事業所へ配分する等の方策を考えてほしい。
- ・食事提供加算の減額など、利用者の負担が大きく増えるような制度改正の際には、利用者に納得してもらえるような方策を考えてほしい。前回の減額の際は、事業者が説明し大変な思いをした経験があるため。
- ・認定されている区分以上に支援度が高い方が多く、対する支援者の配置に見合ってないと感じる。
- ・職員の処遇改善を持続させることができない時の職員確保が懸念される。
- ・延長加算はサービス提供時間後の延長分を評価して欲しい。
- ・基本報酬を上げてほしい。日割り計算なので、利用者が休むと報酬が入らない。
- ・送迎加算は距離も評価されるべき。
- ・送迎車が平成21年度登録の為、燃費と修理費にお金がかかるため、赤字になる。
- ・生活介護では、重度の利用者が多く、日々の健康管理を行うためにも看護師が必要ですので、常勤の看護師を配置できるだけの加算額や基本報酬への反映をお願いしたい。
- ・職員の確保と定着が喫緊の課題ですが、より良い支援を提供するためにも、職員処遇改善を継続的に行う必要がある。基本報酬から独立したものではなく、基本報酬が減額に

なると自動的に処遇改善加算も減額となりますので、加算として独立した形にしていただきたい。

- ・送迎がないと利用できる方が限られる。送迎に伴う報酬が反映されていない。
- ・ゆとりある支援が出来るような加算。高齢化が進み共生型に移行しやすいような仕組みづくり。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査<短期入所>

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査 事業種別調査<短期入所>

【考 察】

短期入所の実施数は、31／324 で 9.6% であった。9 月次の昨年度との平均延べ対応利用者数比較では 1.3 名の減であったが、最大の延べ対応件数にあっては前年度と比較し 8 名の増加がある。

短期入所の障害福祉サービス等収入は、昨年度上半期 100% とすると平均 114% となり増収となっている（最大 246% 増）。報酬改定による増収は 39% であり、報酬改定以外の要因による増収が 61% であることから、事業所によっては利用者の増加又は、利用者の支援区分が高い方の利用増が増収要因として挙げられる。

減収の要因は、報酬改定による減収が 22%、報酬改定以外の要因が 78% となっている。要因として考えられることは、利用者数の減少、障害支援区分の高い方の利用が多かった、または利用日数の減少である。

食事提供体制加算を算定している事業所の現員数（平均 10.6 名）の内、ほぼ全ての方が加算の対象となっており、加算が廃止された場合、利用者に当該加算相当分を全額又は一部負担していただく考え方を持っている事業所が合わせて 67.9% と高率である。

短期入所の送迎加算について単価見直しなく、自宅を始点とした事業所への送迎等、加算対象がやや限定的になる場合もあって、加算額は利用者数や利用状況に影響を受けるものと見られる。

平成 30 年度報酬改定に対する評価は、「どちらともいえない」が 6 割を超え、「評価できる、どちらかといえば評価できる」の評価 31% に対し、「評価できない、どちらかといえば評価できない」の 6% を大きく上回る。短期入所に関しては、今回の報酬改定により福祉型短期入所サービス費単位の上昇、強化型、共生型の新設、医療型短期入所サービス費単位上昇と、収入増につながる要因も多く見られる。一方で、医療型の充実が図られつつも、看護職員の配置は人材不足の観点から、非常にハードルが高いと感じることも自由意見としてあった。食事提供体制加算廃止については、利用者の負担増につながる恐れが強く継続を望む意見があった。

調査研究委員会

委員 畠 浩一(遠野コロニー)

事業種別調査<短期入所>

1 実施事業

○ 短期入所(回答数：73事業所)

2 選択いただいた事業の各年度 9月次の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

平成29年9月次	平成30年9月次
延べ対応件数(利用者数)	延べ対応件数(利用者数)
<u>平均 18.7名</u>	<u>平均 17.4名</u>
<u>※最大 96名</u>	<u>※最大 104名</u>
<u>※最少 0名</u>	<u>※最少 0名</u>

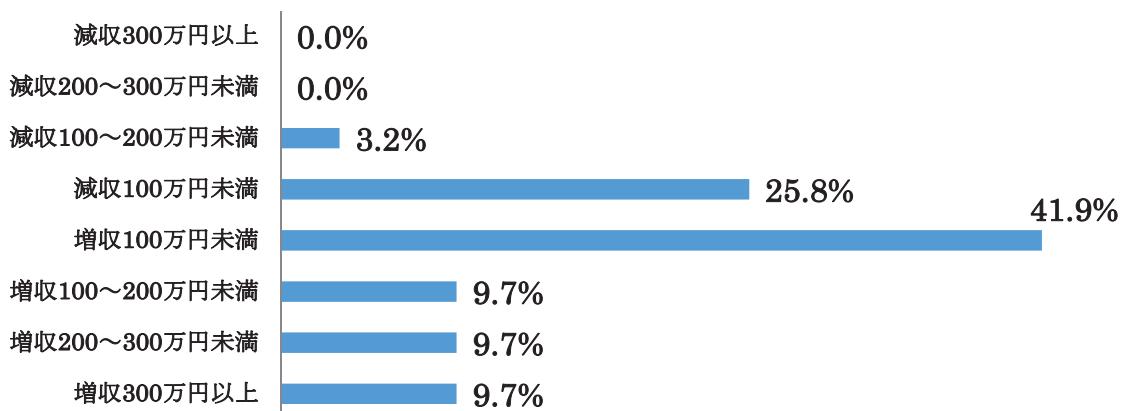
3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成29年度上半期を100%とした場合、平成30年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

平成29年度上半期(4月～9月)の収入	平成30年度上半期(4月～9月)の収入
100%	<u>平均 114.4%</u> <u>※最大 246%</u> <u>※最少 50%</u>

4 実施事業における障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成29年度と平成30年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・増収となった事業所が全体の71%を占めている。

平成29年度と平成30年度の増減額予測



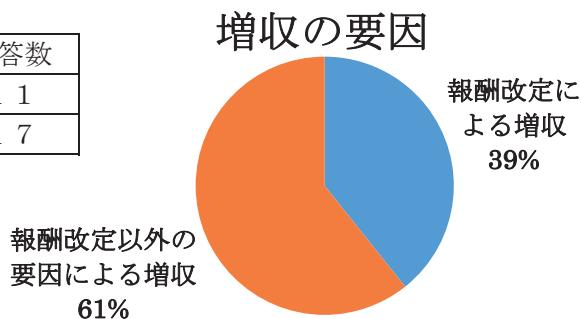
回答数	0	0	1	8	13	3	3	3
項目	①減収 300万円以上	②減収 200～300万円未満	③減収 100～200万円未満	④減収 100万円未満	⑤増収 100万円未満	⑥増収 100～200万円未満	⑦増収 200～300万円未満	⑧増収 300万円以上

5 問2において、100%以上（増収）と回答された事業所のみ回答してください。

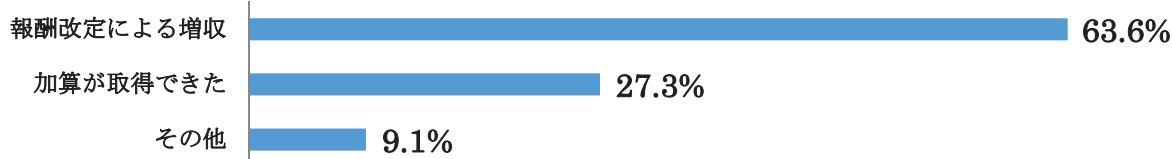
収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定以外の要因による増収」と回答した事業所が全体の約61%を占める。
- ・「報酬改定以外の要因による増収」と回答した事業所の内、「利用者の増加」が88.2%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	11
報酬改定以外の要因による増収	17



【報酬改定による増収】



項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	7
加算が取得できた	3
その他	1

<他の回答>※自由記述

- ・利用日数が増えた。

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	15
その他	2

<他の回答>※自由記述

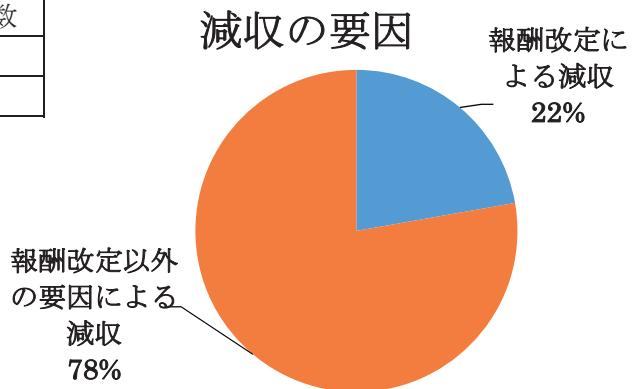
- ・延べ人数に変化はないが、障害支援区分の大きい方が利用したため。

6 問2において、100%以下（減収）と回答された事業所のみ回答してください。

収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定以外の要因による減収」と回答した事業所が全体の78%を占める。
- ・「報酬改定以外の要因による減収」と回答した事業所の内、「利用者数の減少」が85.7%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	2
報酬改定以外の要因による減収	7



【報酬改定による減収】



項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	2
加算が取得できなかつた	0
その他	0

【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数が減少した	6
その他	1

<他の回答>※自由記述

- ・利用者は増額傾向にあるが、一人当たりの利用者日数が減少。

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 平成 30 年 9 月次の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

- ・現員数（平均 10.6 名）の内、ほぼ全ての方が食事提供体制加算の対象となっている。

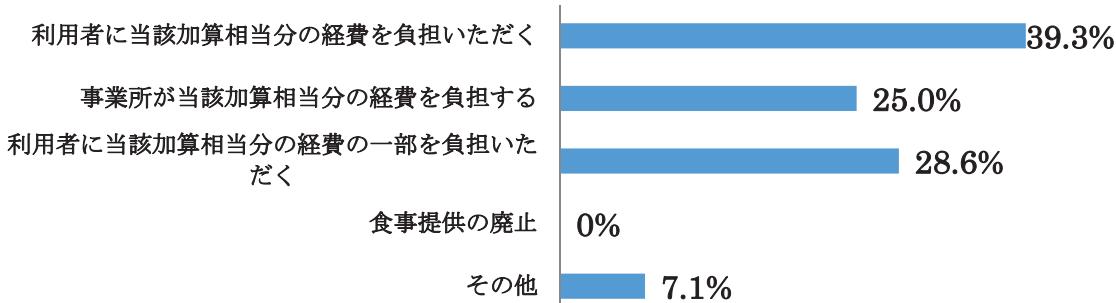
平成 30 年 9 月次の現員数	内、食事提供体制加算の対象となっている利用者数
平均 10.6 名	平均 10.2 名
※最大 57 名	※最大 57 名
※最少 6 名	※最少 0 名

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

- ・「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく」と回答した事業所が最も多く、全体の 39.3% を占める。

項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく	11
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	7
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）	8
食事提供の廃止	0
その他	2

食事提供体制加算が廃止に伴う影響



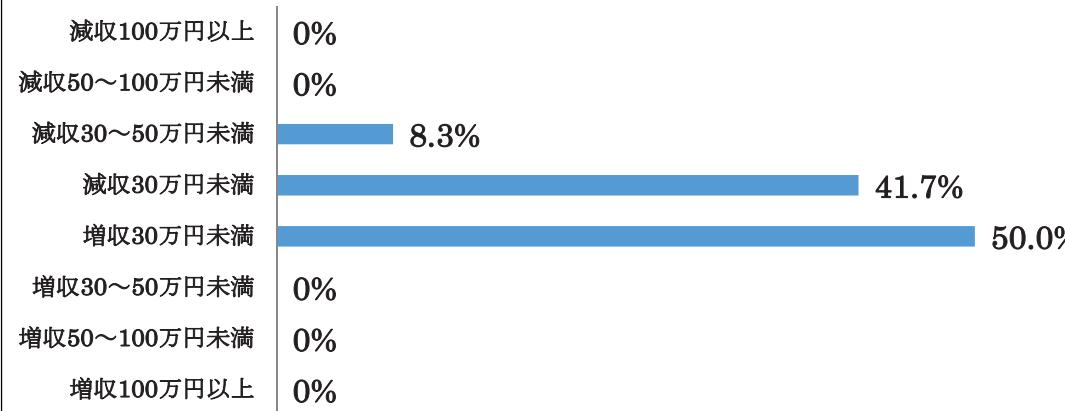
<他の回答>※自由記述

- ・未検討

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・「増収 30 万円未満」と回答した事業所が最も多く、全体の半数を占める。
- ・次いで、「減収 30 万円未満」と回答した事業所が 41.7% と続く。

送迎加算増減額の予測

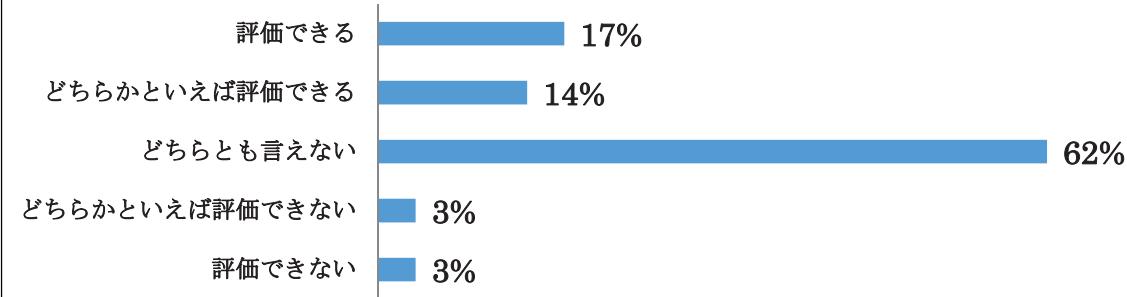


回答数	0	0	1	5	6	0	0	0
項目	減収 100 万 円 以上	減収 50~100 万円未 満	減収 30~50 万円未 満	減収 30 万円 未満	増収 30 万円 未満	増収 30~50 万円未 満	増収 50~100 万円未 満	増収 100 万 円 以上

9 平成 30 年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を 1 つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- ・「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く、全体の 62% を占める。

平成30年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	5
どちらかといえば評価できる	4
どちらともいえない	18
どちらかといえば評価できない	1
評価できない	1

<具体的な理由>

【評価できる】

- ・収入増がはかられ、経営がいくらか安定した。
- ・夜間支援に関する事業を手厚することが収入増につながり、夜勤を敬遠するのが多い求職者への賃金アップ等に改善、対応が出来る。
- ・強化型の創設により区分ごとの算定単位数が生活介護に近づいた。
- ・収入の増加が見込まれるため

【どちらかといえば評価できる】

- ・当施設に該当するのは、短期常勤看護職員配置加算のため。
- ・緊急に受け入れなければならない場合の職員配置が困難
- ・報酬改定の影響はそれほどないため
- ・利用者が減少したためであり、増加すると增收もある程度見込まれる。
- ・增收分について、主に利用者が増えたことによる增收である為。(報酬改定による增收であるが、実感できるほどではない)
- ・物価上昇により修繕、改裝等全体の経費があがり、経営が苦しい。

【どちらともいえない】

- ・回答なし

【どちらかといえば評価できない】

- ・回答なし

【評価できない】

- ・回答なし

10 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・当事業所は福祉型のサービス提供であるが、大きく変わるものではなかった。医療的ケアを要する重度者の短期入所のニーズは高いものと思われる。ニーズに応える事業とするためには、看護師の配置が必要であるが、看護人材の確保が容易でなく、今後ますますその傾向が強くなるのではないか。
- ・食事体系体制加算の廃止は利用者の負担増になるので継続してほしい。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査
事業種別調査＜障害者支援施設＞

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査 事業種別調査<障害者支援施設>

【考 察】

障害者支援施設（施設入所支援）の実施数は、31／324 で 9.6% であった。9 月次の昨年度との平均利用者定員数比較では 0.3 名の減、現員数は 0.3 名増となっている。

施設入所支援の障害福祉サービス等収入は、昨年度上半期 100% とすると平均 105% となり増収となっている（最大 129% 増）。報酬改定による増収は 62% となり、報酬改定が大きな要因となった。報酬改定以外の要因による増収が 38% であり、利用者の増加又は、支援区分が高い方の利用増が増収要因として挙げられる。

減収の要因は、報酬改定以外の要因として、利用者数の減少となっている。

食事提供体制加算を算定している事業所の現員数（平均 38 名）の内、39.2% が加算の対象となっており、加算が廃止された場合、利用者に当該加算相当分を負担していただく考え方を持っている事業所が 80% と高率であった。

平成 30 年度報酬改定に対する評価は、「どちらともいえない」が 38.5%、「評価できる、どちらかといえば評価できる」の評価 38.5% に対し、「評価できない、どちらかといえば評価できない」の評価 23% を上回る。施設入所に関して今回の報酬改定は、支援区分単位の上昇によって収入増につながる要因もあって評価は良い。しかし、ニーズの高い施設入所支援の入所定員が多くなるほど報酬が低くなる仕組み自体に疑問を呈する意見もあった。自由意見として、そもそも基本報酬が低く、人件費の高騰、福祉業界の給与水準の改善に対応することができていないといった意見もあった。食事提供体制加算廃止については、利用者の負担増につながる恐れが強く継続を望む意見があった。

調査研究委員会

委員 畠 浩一(遠野コロニー)

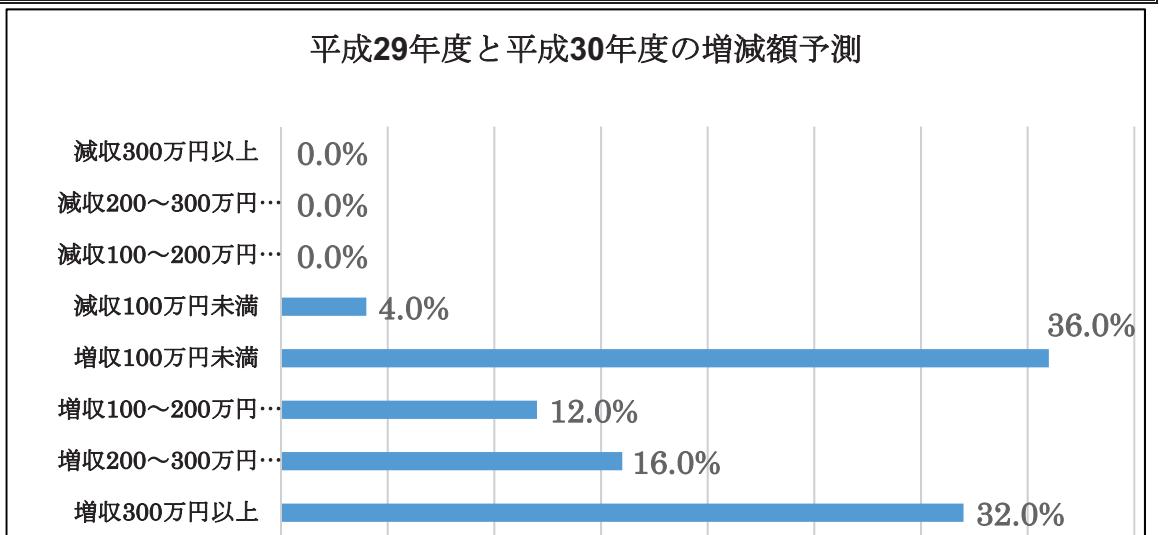
事業種別調査<障害者支援施設>

- 1 実施事業
 障害者支援施設 (回答数：28事業所)
- 2 選択いただいた事業の各年度9月次の定員及び現員数を記入してください。
 なお、定員が定められていない事業については、各年度9月次の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。
- | <u>平成29年9月次</u> | | <u>平成30年9月次</u> | |
|-----------------|----------|-----------------|----------|
| 利用定員 | 現員数 | 利用定員 | 現員数 |
| 平均 48.4名 | 平均 47.1名 | 平均 48.1名 | 平均 47.4名 |
| ※最大 80名 | ※最大 79名 | ※最大 80名 | ※最大 80名 |
| ※最少 30名 | ※最少 8名 | ※最少 15名 | ※最少 15名 |
- 3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成29年度上半期を100%とした場合、平成30年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

平成29年度上半期(4月～9月)の収入	平成30年度上半期(4月～9月)の収入
100%	平均 105% ※最大 129% ※最少 96%

- 4 実施事業における障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成29年度と平成30年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・増収となった事業所が全体の96%を占める。

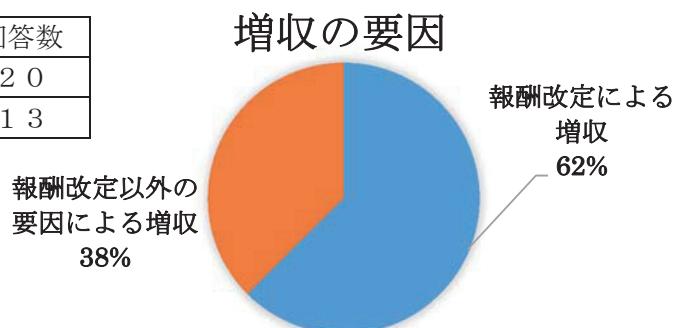


回答数	0	0	0	1	9	3	4	8
項目	減収 300万円以上	減収 200～300万円未満	減収 100～200万円未満	減収 100万円未満	増収 100万円未満	増収 100～200万円未満	増収 200～300万円未満	増収 300万円以上

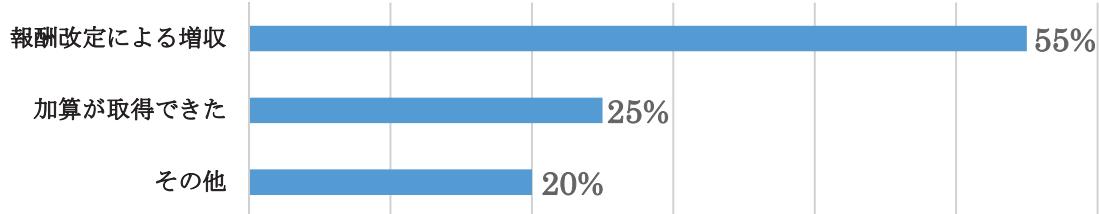
5 問2において、100%以上（増収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定による増収」と回答した事業所が全体の62%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	20
報酬改定以外の要因による増収	13



【報酬改定による増収】

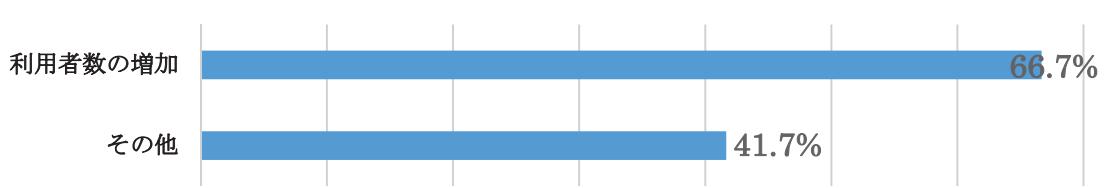


項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	11
加算が取得できた	5
その他	4

<他の回答>※自由記述

- ・栄養士を配置したことによる増収。
- ・共済会退職金収入により。
- ・入院者数減少による稼働率向上。
- ・処遇改善加算1を取得。

【報酬改定以外の要因による増収】



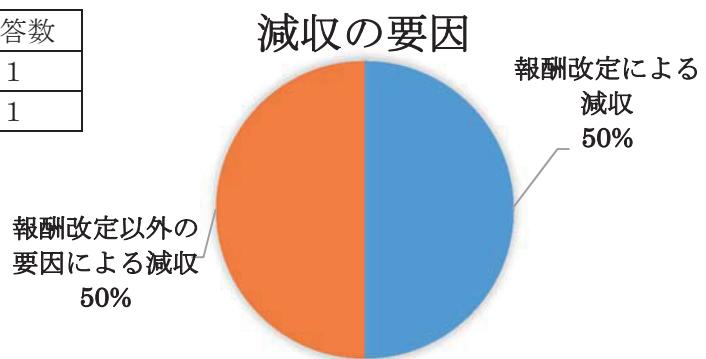
項目	回答数
利用者数の増加	8
その他	5

<他の回答>※自由記述

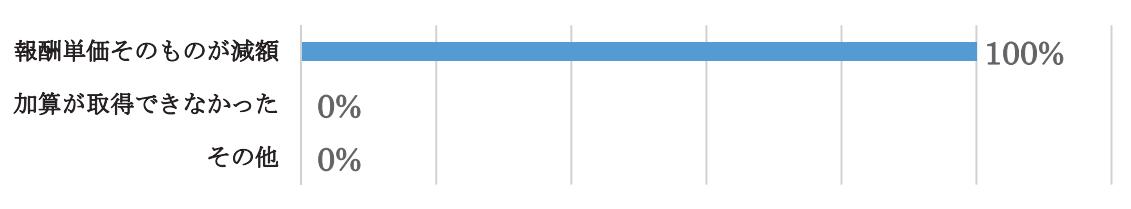
- ・障害支援区分上昇による増収（3）

6 問2において、100%以下（減収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

項目	回答数
報酬改定による減収	1
報酬改定以外の要因による減収	1



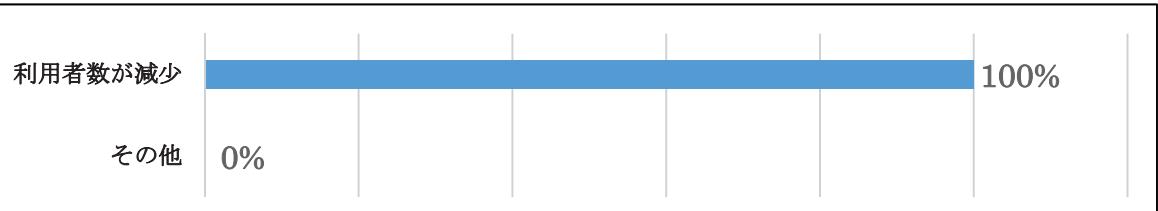
【報酬改定による減収】



項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	1
加算が取得できなかつた	0
その他	0

<他の回答>※自由記述

- 回答なし



【報酬改定以外の要因による減収】

項目	回答数
利用者数が減少した	1
その他	0

<他の回答>※自由記述

- 回答なし

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 平成 30 年 9 月次の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

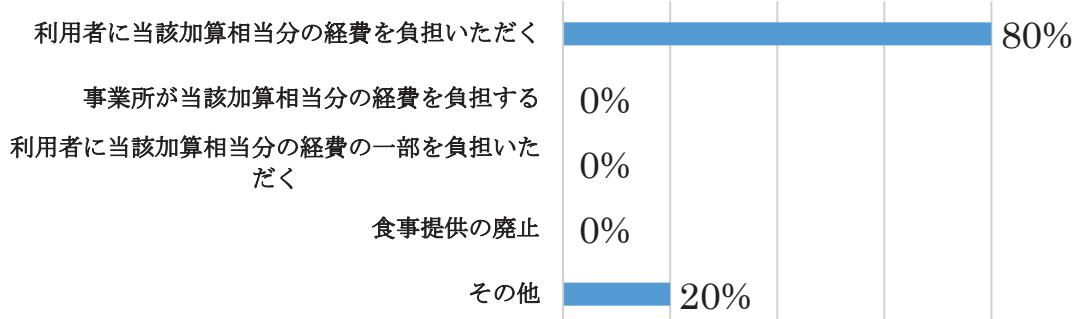
- ・現員数（平均 38 名）の内、39.2%が食事提供体制加算の対象となっている。

平成 30 年 9 月次の現員数	内、食事提供体制加算の対象となっている利用者数
平均 38 名	平均 14.9 名
※最大 80 名	※最大 58 名
※最少 0 名	※最少 0 名

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

- ・「当該加算相当分の経費を利用者に負担いただく」と回答した事業所が 80% を占めた。

食事提供体制加算が廃止に伴う影響



項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく	4
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	0
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）	0
食事提供の廃止	0
その他	1

<他の回答>※自由記述

- ・未検討

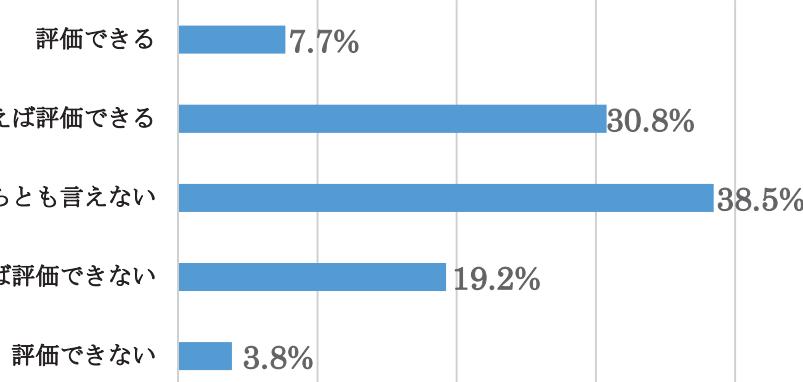
8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

回答数	0	0	0	0	0	0	0	0
項目	減収 100 万円 以上	減収 50~100 万円未満	減収 30~50 万円未満	減収 30 万円 未満	增收 30 万円 未満	增收 30~50 万円未満	增收 50~100 万円未満	增收 100 万円 以上

9 平成 30 年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を 1 つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- ・「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く、全体の 38.5% を占める。
- ・次いで、「どちらかといえば評価できる」と回答した事業所が 30.8% と続いている。

平成30年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	2
どちらかといえば評価できる	8
どちらともいえない	10
どちらかといえば評価できない	5
評価できない	1

<具体的な理由>

【評価できる】

- ・增收が見込まれる。
- ・収入増が図られ、経営が安定した。

【どちらかといえば評価できる】

- ・報酬の引き上げにより財源を確保することができ、職員の給与、利用者へのサービス等に反映させることができている。
- ・報酬改定の平均率以上に增收となった

【どちらともいえない】

- ・報酬改定の影響はそれほどないため。
- 報酬改定前後の収入に急激な変動や影響がない。

【どちらかといえば評価できない】

- ・入所ニーズは年々高くなっているため、定員削減することもできない。ニーズに応じて受けているのに定員が多くなると報酬が低くなるのは評価しがたい。

【評価できない】

- ・回答なし

10 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・今回の報酬改定に限らず、区分による算定単位に差がありすぎる。実態を反映していない。
- ・労働市場における人件費高騰に追いつけない、また福祉業界の給与水準改善にも対応できていない。早急な基本報酬引き上げを切に望む。夜勤体制を強化できるよう制度の改善をしてほしい。
- ・食事提供体制加算の廃止は、利用者の負担増となる

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査＜共同生活援助＞

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査 事業種別調査<共同生活援助>

【考 察】

共同生活援助の実施数は、25／324 で 7.7%を占める。9月次の昨年度との利用定員比較では±0人、現員数は 0.4 人の減と現員数が微減している。

共同生活援助の障害福祉サービス等収入は、昨年度 9月を 100% とすると平均 111.5% となり、増収となっている(最大 295% 増)。これは、報酬改定による増収が 32% で報酬改定以外の要因が 68% となり報酬改定以外の要因が増収に影響を与えている。その要因では、利用者の増加が 46.7% となり事業所の利用者確保の努力が反映されている。その他、障害支援区分の変更や利用者の利用延べ人数の増加、職員体制での努力が挙げられている。

一方、減収の要因(昨年度比最小 44%)は、報酬改定による減収が 25%、報酬改定以外の要因が 66.7% となっている。報酬改定の要因は、報酬単価そのものの減額が 100% を占めた。その他の要因では、利用者数の減少が 66.7% となっている。利用者の入院や帰宅日数の増加による減収が主な理由となっている。

平成 30 年度報酬改定に対する評価は、「どちらともいえない」が 61.1% と半数以上を占め、「評価できる、どちらかといえば評価できる」のプラス評価が 16.7%、「評価できない、どちらかといえば評価できない」マイナス評価が 22.3% と相対的にはマイナス評価が高い数値であった。具体的な理由では、重度対応型グループホームである日中支援型グループホームの導入は評価できる。支援が多く必要となる方への加算が創設されたことを評価するというプラスの意見がある一方で、報酬改定によるプラスの影響が感じられない。基本報酬が減額になったため加算が取れないといった意見があり、グループホームでの職員体制により報酬が影響されていることが伺われる。

課題の自由記述では、区分による加算が基本的に低く、労働市場における人件費高騰に追いついていけない。グループホームの制度が変更されてきたことで、消防法や建築基準法への対応や人件費、設備の維持費、修繕費の費用の捻出に苦労している。障害者自立支援法以来、日中と夜のサービスが区切られ選択可能となったが、グループホームのみの運営では報酬面で厳しく、慢性的な赤字となってしまうのが実情であり、日中活動やその他のサービスと組み合わせて安定運営できる報酬体系が望まれる。

世話人や支援員等の職員確保も含めて安定的な福祉事業を継続していくためには、上記の課題を乗り越えていく必要がある。

調査研究委員会

委員 阿部 孝司(ヒソップ工房)

事業種別調査<共同生活援助>

1 実施事業

- 共同生活援助(回答数：22事業所)

2 選択いただいた事業の各年度9月次の定員及び現員数を記入してください。

なお、定員が定められていない事業については、各年度9月次の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

平成29年9月次		平成30年9月次	
利用定員	現員数	利用定員	現員数
平均 18.0名	平均 17名	平均 18名	平均 16.6名
※最大 68名	※最大 67名	※最大 68名	※最大 68名
※最少 4名	※最少 2名	※最少 4名	※最少 1名

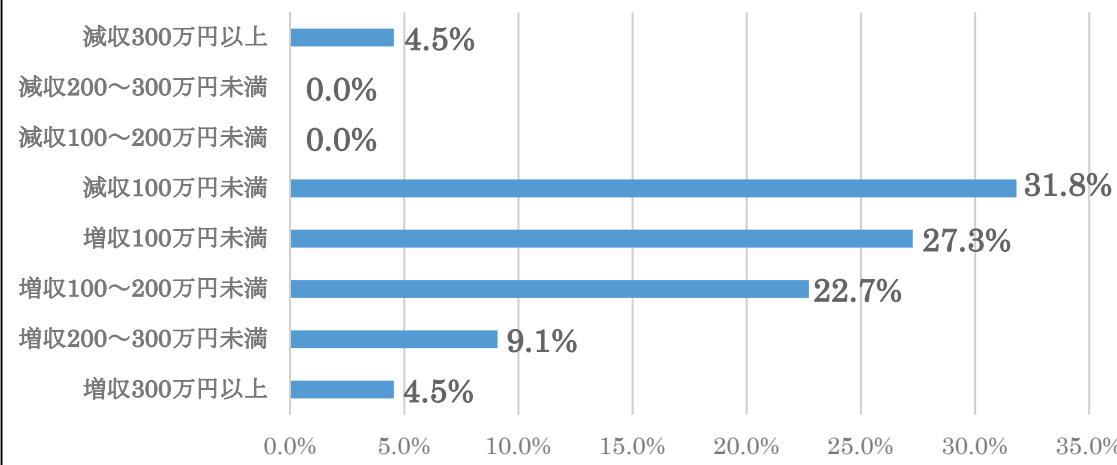
3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成29年度上半期を100%とした場合、平成30年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

平成29年度上半期(4月～9月)の収入	平成30年度上半期(4月～9月)の収入
100%	平均 111.5% ※最大 295% ※最少 44%

4 実施事業における障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成29年度と平成30年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・増収となった事業所が全体の63.6%を占める。

平成29年度と平成30年度の増減額予測

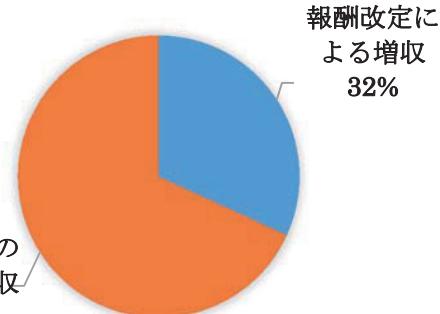


回答数	1	0	0	7	6	5	2	1
項目	減収 300万円 以上	減収 200～300 万円未満	減収 100～200 万円未満	減収 100万円 未満	増収 100万円 未満	増収 100～200 万円未満	増収 200～300 万円未満	増収 300万円 以上

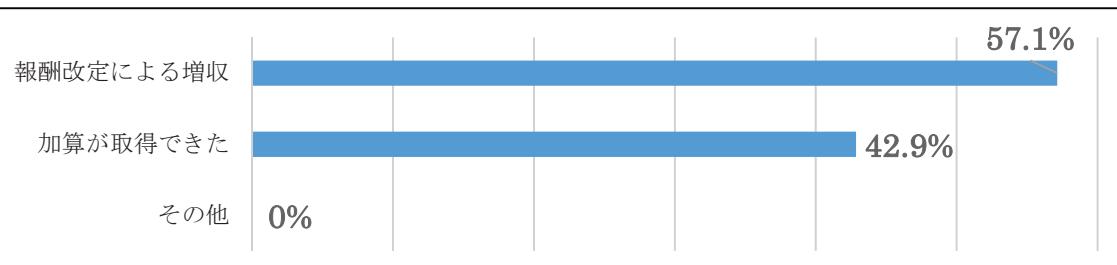
- 5 問2において、100%以上（増収）と回答された事業所のみ回答してください。
 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。
- ・「報酬改定以外の要因による増収」と回答した事業所が全体の68%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	7
報酬改定以外の要因による増収	15

増収の要因



【報酬改定による増収】

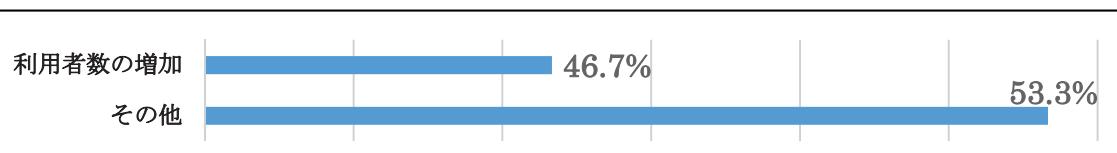


項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	4
加算が取得できた	3
その他	0

<他の回答>※自由記述

- ・回答なし

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	7
その他	8

<他の回答>※自由記述

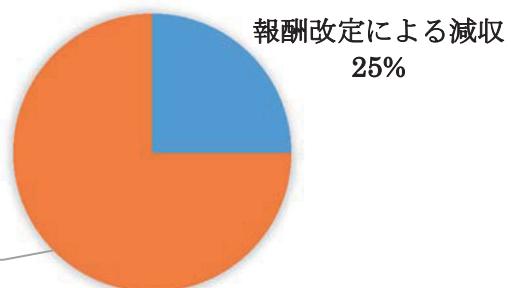
- ・利用者の障害支援区分の変更。(2)
- ・職員体制
- ・利用延べ人数の増加

6 問2において、100%以下（減収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定以外の要因による減収」と回答した事業所が全体の75%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	2
報酬改定以外の要因による減収	6

減収の要因



【報酬改定による減収】

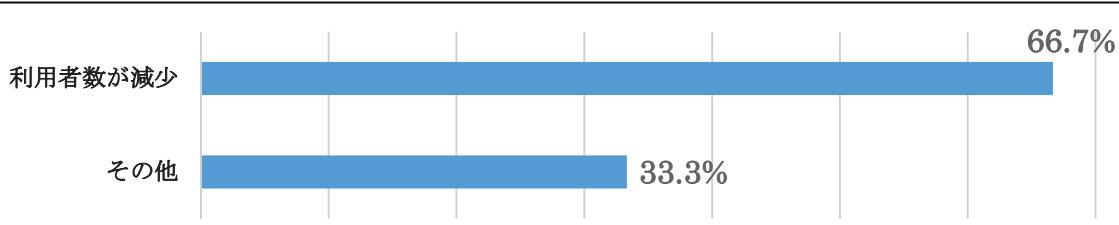
報酬単価そのものが減額	100%
加算が取得できなかつた	0%
その他	0%

項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	2
加算が取得できなかつた	0
その他	0

＜他の回答＞※自由記述

- ・回答なし

【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数が減少した	4
その他	2

＜他の回答＞※自由記述

- ・利用者の入院、帰宅日数の関係

- 7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。
- (1) 平成 30 年 9 月次の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

平成 30 年 9 月次の現員数	内、食事提供体制加算の対象となっている利用者数
<u>該当者なし</u>	<u>該当者なし</u>

- (2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

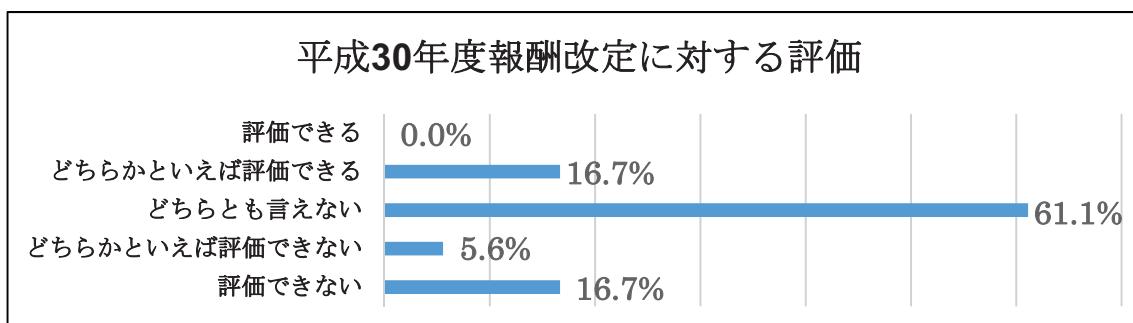
項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく	0
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	0
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）	0
食事提供の廃止	0
その他	0

- 8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

回答数	0	0	0	0	0	0	0	0
項目	減収 100 万円 以上	減収 50～100 万円未 満	減収 30～50 万円未 満	減収 30 万円 未満	増収 30 万円 未満	増収 30～50 万円未 満	増収 50～100 万円未 満	増収 100 万 円 以上

- 9 平成 30 年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を 1 つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

・「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く、全体の 61.1% を占める。



項目	回答数
評価できる	0
どちらかといえば評価できる	3
どちらともいえない	11
どちらかといえば評価できない	1
評価できない	3

<具体的理由>

【評価できる】

- ・回答なし

【どちらかといえば評価できる】

- ・重度対応型G H導入は評価できる。
- ・支援が多く必要となる方への加算が創設されたから。
- ・増収となったため。

【どちらともいえない】

- ・報酬改定による影響が感じられないため。

【どちらかといえば評価できない】

- ・基本報酬が減額になったため加算が取得できない。

【評価できない】

- ・基本報酬の減少。
- ・今年度は利用者が増えたので、増収したように見えるだけ。

10 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・区分による加算が基本的に低いように感じる。G Hの設置、消防法の改定、人件費、設備の維持、修繕費に費用がかかる。
- ・労働市場における人件費高騰に追いついていない。また、福祉業界の給与水準改善にも対応できていない。早急な基本報酬の引き上げを切に望む。
- ・慢性的な赤字経営となっている。住居の要件緩和等を見直してほしい。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査＜就労移行支援＞

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査 事業種別調査<就労移行支援>

【考 察】

就労移行支援の実施数は、17／324 で 5.2%を占める。9 月次の昨年度との利用定員比較は前年と変わらず、現員数では 0.9 人と微減となっている。

就労移行支援の障害福祉サービス等収入は、昨年度 9 月を 100% とすると平均 114.8% となり、増収となっている（最大 405% 増）。増収となっている事業所は、全て報酬改定以外の要因となっている。報酬改定以外の要因としては、全ての事業所が利用者の増加と回答しており、利用者確保の努力が反映されたと思われる。

一方、減収の要因（昨年度比最小 40%）は、報酬改定による減収が 46%、報酬改定以外の要因が 54% となっている。報酬改定による減収の要因は、報酬単価そのものの減額による影響が大きい。その他の報酬改定以外の要因では、利用者数の減少が 85.7% となっている。一般就労した利用者の後に新規の利用者確保が厳しく利用者数の減少につながっている。

食事提供体制加算は、全ての方が対象となっている。加算が廃止された場合は、利用者に経費の全部又は一部を負担していただく予定が 71.4% と高い数値となっている。

送迎加算は、全ての事業所において減収となり減収 100 万円以上が 25%、減収 30 万円未満が全体の 75% を占めた。事業所によっては、送迎対象者が多く送迎コースも多岐にわたることが多く、減算につながっていると思われる。

平成 30 年度の報酬改定に対する評価は、「どちらかといえば評価できる」が 16.7% となっている。「どちらともいえない」が 41.7% 「評価できない」と回答した事業所も 41.7% と占め相対的には、マイナス評価の方が圧倒的に高い数値であった。具体的な理由では、「どちらかといえば評価できる」と答えた事業所は、就職実績に基づいた報酬算定の評価が挙げられ、「どちらともいえない」と答えた事業所は、まだ定員数も満たしていない状況なので影響といえるところまで把握できていない。 「評価できない」と答えた事業所は、基本報酬減、加算の廃止及び減額が挙げられた。

課題の自由記述では、就労定着支援事業を進めていくには、事業要件達成が現時点の課題である。また、就労定着支援事業実施後に引き続きの支援を引き継ぐ、就労・生活支援センターが抱える利用者が増え続けることが課題と考え、一人一人のニーズに応じた対応が可能か懸念する意見があった。

従来から就労移行支援事業所は、移行支援と定着支援を併行してきた、事業が新設されたことにより、全ての就労移行支援事業所が就労定着支援事業も併せて実施できる状況ではない為、移行支援事業で行われている定着支援の実践についても報酬に反映して頂きたい。

就労移行支援報酬が就職率の実績による評価となり、基本報酬の単価設定の幅が大きすぎるため、場合によっては B 型以下の報酬単価となっている。就職者を輩出した後の新規利用者の確保が難しく、現状の利用人数による収益のみに着眼すると事業の停止も選択肢に入ってくるというような厳しい意見もあった。

また、圏域によっては、企業数や事業利用者数にも格差があり移行実績もおもわしくない状況で、一概に評価できないという意見があった。

調査研究委員会

委員 三浦 浩一(わらび学園)

事業種別調査＜就労移行支援＞

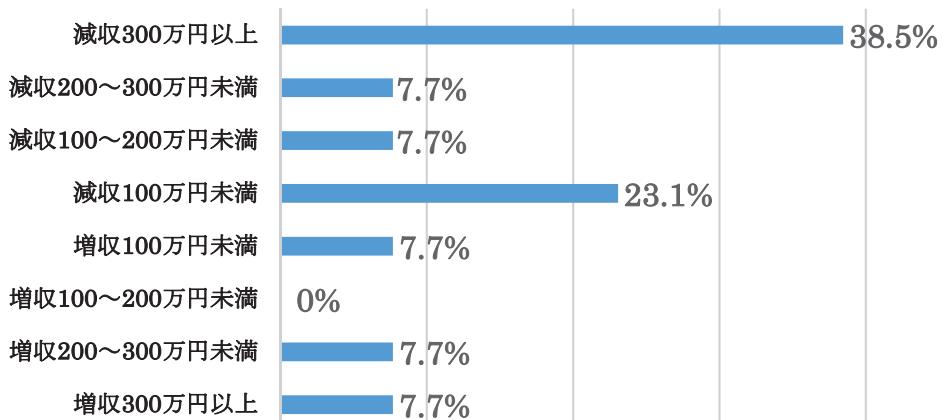
- 1 実施事業
 就労移行支援(回答数：14事業所)
- 2 選択いただいた事業の各年度9月次の定員及び現員数を記入してください。
 なお、定員が定められていない事業については、各年度9月次の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。
- | 平成29年9月次 | | 平成30年9月次 | |
|----------|---------|----------|---------|
| 利用定員 | 現員数 | 利用定員 | 現員数 |
| 平均 8.5名 | 平均 6.3名 | 平均 8.5名 | 平均 5.4名 |
| ※最大 20名 | ※最大 15名 | ※最大 20名 | ※最大 14名 |
| ※最少 6名 | ※最少 1名 | ※最少 6名 | ※最少 1名 |
- 3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成29年度上半期を100%とした場合、平成30年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

平成29年度上半期(4月～9月)の収入	平成30年度上半期(4月～9月)の収入
100%	平均 114.8% ※最大 405% ※最少 40%

- 4 実施事業における障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成29年度と平成30年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・減収となった事業所が全体の77%を占める

平成29年度と平成30年度の増減額予測



回答数	5	1	1	3	1	0	1	1
項目	①減収 300万円 以上	②減収 200～300 万円未満	③減収 100～200 万円未満	④減収 100万円 未満	⑤増収 100万円 未満	⑥増収 100～200 万円未満	⑦増収 200～300 万円未満	⑧増収 300万円 以上

5 問2において、100%以上（増収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・全ての事業所が「報酬改定以外の要因による増収」と回答。

項目	回答数
報酬改定による増収	0
報酬改定以外の要因による増収	5

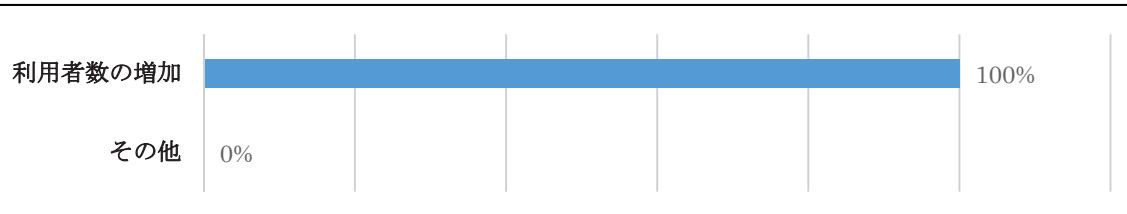
増収の要因



【報酬改定による増収】

項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	0
加算が取得できた	0
その他	0

【報酬改定以外の要因による増収】



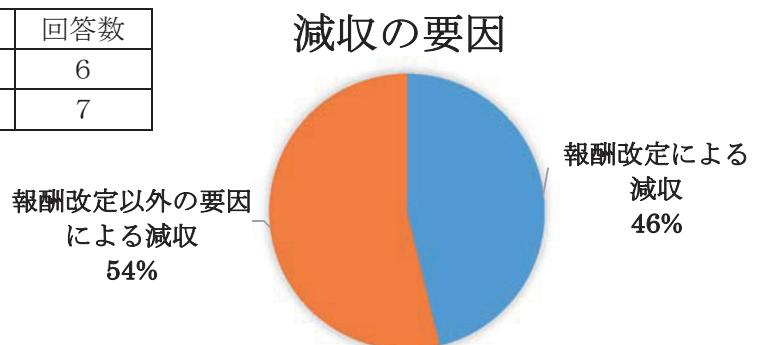
項目	回答数
利用者数の増加	5
その他	0

6 問2において、100%以下（減収）と回答された事業所のみ回答してください。

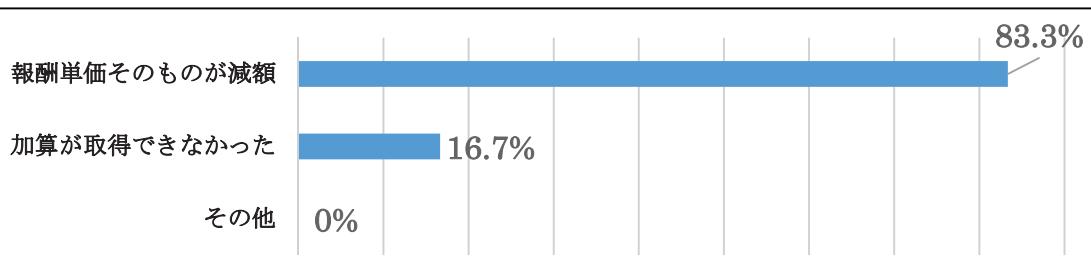
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定による減収」では、「報酬単価そのものが減額」が83.3%を占める。
- ・報酬改定以外の要因による減収では、「利用者の減少」が全体の85.7%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	6
報酬改定以外の要因による減収	7



【報酬改定による減収】

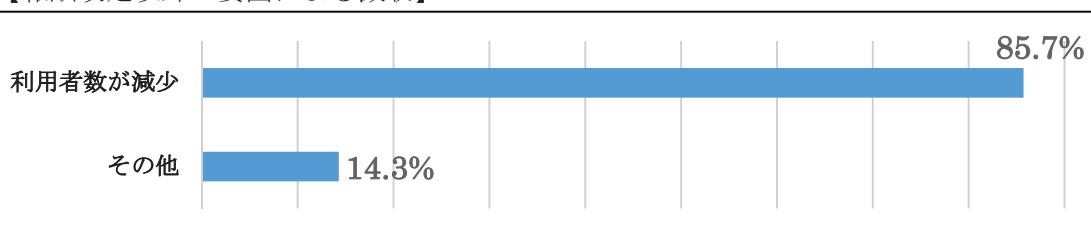


項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	5
加算が取得できなかつた	1
その他	0

＜その他の回答＞※自由記述

- ・回答なし

【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数が減少した	6
その他	1

＜その他の回答＞※自由記述

- ・一般就労を目指している利用者を就職させることが困難。

- 7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。
- (1) 平成 30 年 9 月次の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

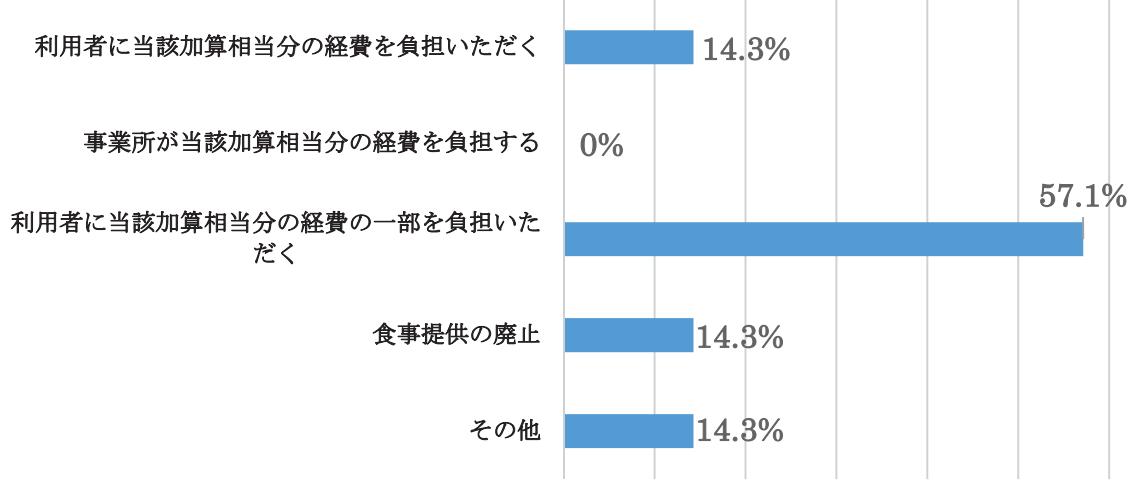
- すべての方が食事提供体制加算の対象となっている。

平成 30 年 9 月次の現員数	内、食事提供体制加算の対象となっている利用者数
平均 2.4 名	平均 2.4 名
※最大 6 名	※平均 6 名
※最小 1 名	※平均 1 名

- (2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

- 「利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）」と回答した事業所が最も多く、全体の 57.1 % を占める。

食事提供体制加算が廃止に伴う影響

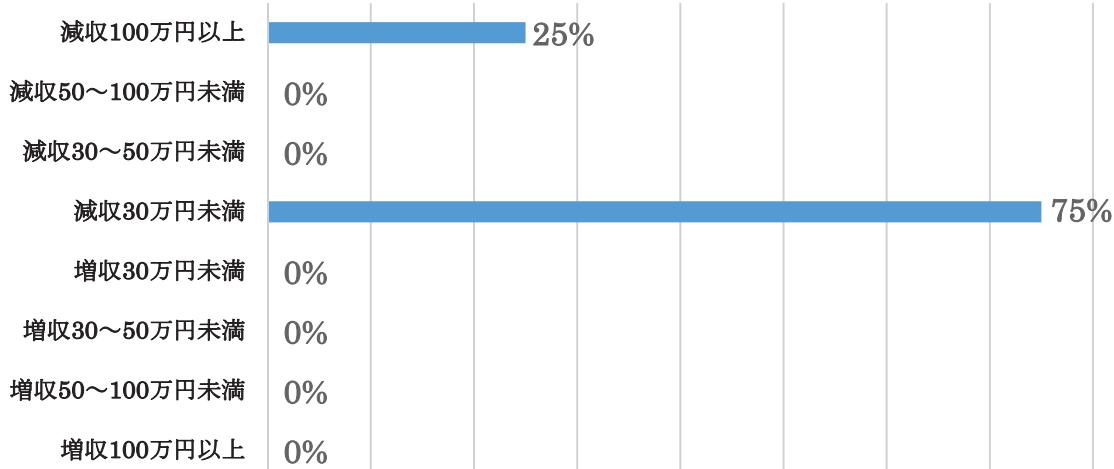


項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく	1
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	0
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）	4
食事提供の廃止	1
その他	1

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・全ての事業所において減収となっている。

送迎加算増減額の予測

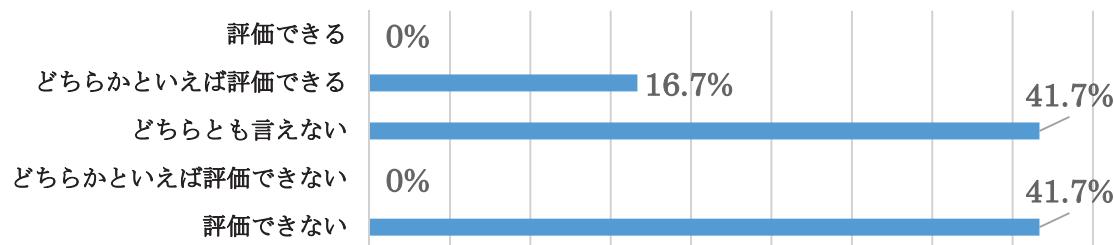


回答数	1	0	0	3	0	0	0	0
項目	減収 100 万円 以上	減収 50～100 万円未満	減収 30～50 万円未満	減収 30 万円 未満	增收 30 万円 未満	增收 30～50 万円未満	增收 50～100 万円未満	增收 100 万円 以上

9 平成 30 年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を 1 つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- ・「どちらとも言えない」と回答した事業所が 41.7% を占める。
- ・「評価できない」と回答した事業所が 41.7% 占める。

平成30年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	0
どちらかといえば評価できる	2
どちらともいえない	5
どちらかといえば評価できない	0
評価できない	5

<具体的理由>

【評価できる】

- ・回答なし

【どちらかといえば評価できる】

- ・事業所の就職実績に基づいた報酬の算定であるため。

【どちらともいえない】

- ・定員 6 名に対して、1 名の利用なので報酬改定以前の問題。
- ・利用者 1 名からようやく 3 名になったが、まだ定員数も満たしていない状況なので影響といえるところまで把握できず。

【どちらかといえば評価できない】

- ・回答なし

【評価できない】

- ・就労定着支援事業の新設により定着に向けた加算が消滅したが、全ての移行支援事業所が定着支援事業を実施し、併行して事業経営できる環境でないから。
- ・2 年という短期間での利用者の獲得や一般就労の難しさ
- ・基本報酬の単価設定。
- ・基本報酬の実績評価により、報酬減となり就職者の排出後の新規利用者確保厳しい。送迎加算単位減により収入減となったため

10 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・就労定着支援事業について、指定要件である「過去 3 年間において平均一人以上通常の事業所に新たに障がい者を雇用させていること」について、当事者が要件を満たしていないことから、要件達成が現時点の課題である。就労定着支援事業実施後に引き続きの支援を引き継ぐ、就労・生活支援センターが抱える利用者が増え続けることが課題と考える。一人一人のニーズに応じた対応が可能か、懸念する。
- ・従来より就労移行支援事業所は、移行支援と定着支援を併行してきた、事業が新設されたからと言って、すべての就労移行支援事業所が就労定着支援事業も併せて実施できる状況でない為、移行支援事業で行われている定着支援の実践についても報酬に反映して頂きたい。また、圏域によっては、企業数や事業利用数にも格差があるので、地域加算で調整を図るなどの対策が必要。就労移行支援事業においては、定員が充足できず移行実績も芳しくない状況。圏域により格差あり一概に評価できない。
- ・基本報酬の単価設定の幅が大きすぎる。定着率により B 型以下の報酬単価となっている。
- ・利用期間を 3~5 年にしていただきたい。2 年という短期間のなかで利用者は一般就労への取り組みや新規利用者の獲得は難しい。
- ・少ない利用者数でも基準の職員を配置しなければならず、人件費を貯えない。
- ・圏域内に一つしかなく、就労やアセスメントの依頼があると本来の利用者への影響も少なからず受けている。障がい者職業センターでの対応もできるようになれば負担減となると思う。
- ・就労移行支援報酬が就職率の実績による評価となり、就職者を輩出した後の新規利用者の確保が難しい。
- ・送迎加算について、当事業所は送迎対象者が多く送迎コースも多岐にわたるため、単位減は厳しい。
- ・就労移行支援事業利用者の確保が難しい。(現状の利用人数収益のみに着眼すると事業

の停止も選択肢に入ってくる。)

- ・制度上課題ではないかもしれません、圏域での新規就労移行支援事業所の開設が多く、そのほとんどが株式会社で1年ももたない事業所も出てきている。以前にも増して一般就労した利用者の後に新規の利用者が入ってくるまでのスパンが長い。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査<就労継続支援 A 型>

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査 事業種別調査<就労継続支援 A 型>

【考 察】

就労継続支援 A 型の実施数は、10／324 で 3.1%を占める。9 月次の昨年度との利用定員比較は前年と変わらず、現員数では 1.1 人の減となっている。

就労継続支援 A 型の障害福祉サービス等収入は、昨年度 9 月を 100% とすると平均 113.3% となり、増収となっている（最大 209% 増）。増収となっている事業所は、報酬改定、加算によるものが 67%、それ以外の要因は利用者数の増加、利用率の増加、事業所の努力が反映されたと思われる。

一方、減収の要因（昨年度比最小 83%）は、報酬改定による減収が 33%、報酬改定以外の要因が 67% となっている。報酬改定の要因は、報酬単価そのものによる減収の影響が大きい。その他の報酬改定以外の要因では、利用者数の減少が 67% となっている。

食事提供体制加算は現員数（平均 17.5 名）の内、77.1% が対象となっている。加算が廃止された場合は、食事提供の廃止と回答した事業所が最も多く、全体の 75% を占める。

送迎加算は、すべての事業所において減収となり、減収 30 万円未満が全体の 66.7% を占めた。

平成 30 年度の報酬改定に対する評価は、【評価できる】、【どちらかといえば評価できる】のプラス評価が 25%、【どちらともいえない】が 12.5%、【どちらかといえば評価できない】、【評価できない】のマイナス評価が 62.5% と相対的にはマイナス評価の方が圧倒的に高い数値であった。具体的な理由では、「経費が増となっているにも関わらず、報酬が見合っていない」、「利益から賃金をすべて賄うことが難しい」という意見があった。

課題の自由記述では、就労時間の平均は、精神障がいの方、自閉症の方、知的障がいの方など個々の都合によるものが多い、就労時間により報酬単価が決定するとなると、短い就労時間の事業所が運営困難となるため、事業所の都合で短時間になっているかどうかを見極めた上で評価になるよう希望するという意見があった。

また、食事提供体制加算を継続してもらい、利用者の負担を少なくして、利用者が就労活動を継続しやすいようにしてほしいとの意見もあった。

加えて、新年度から有給休暇の年5日間の取得が義務化されるが、何らかの手立てが必要という意見や就労継続支援 A 型事業は、労働時間によって報酬単価が規定されたが、利用者への必要な個別支援が適切に行われていることには評価がなく、労働時間のみが本体報酬とされている。また、全国的に問題となった事業所閉鎖に伴う大量解雇をなくすためにも、事業申請時に運営等に係る審査を行ってから許可する等、急な事業廃止により生活に困る利用者が出来ることにならないように求める意見もあった。

調査研究委員会

委員 三浦 浩一（わらび学園）

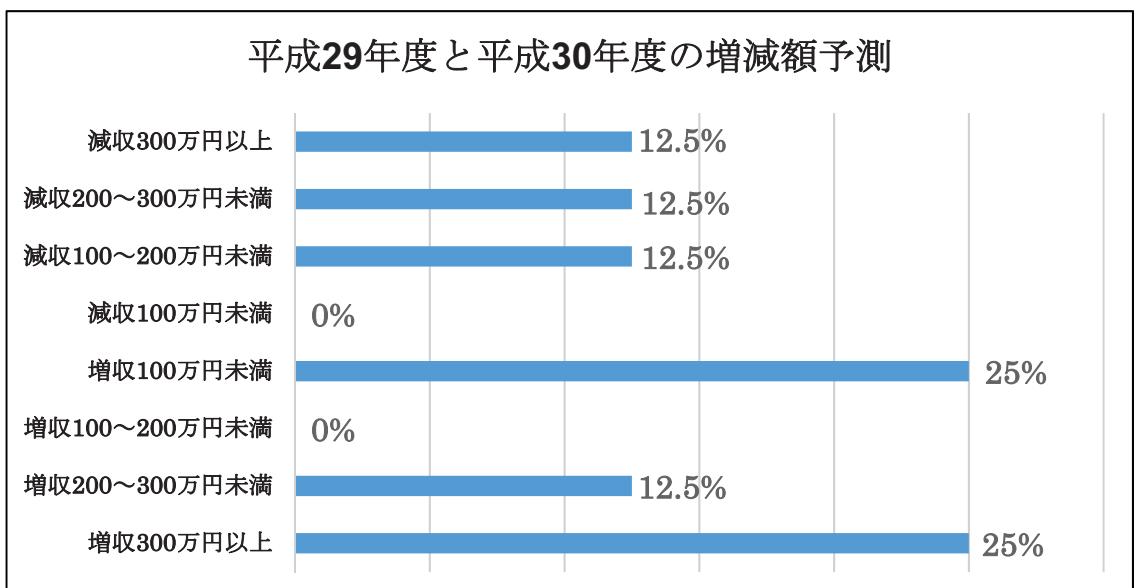
事業種別調査<就労継続支援 A型>

- 1 実施事業
 就労継続支援 A型(回答数：9事業所)
- 2 選択いただいた事業の各年度9月次の定員及び現員数を記入してください。
 なお、定員が定められていない事業については、各年度9月次の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。
- | 平成29年9月次 | | 平成30年9月次 | |
|----------|----------|----------|----------|
| 利用定員 | 現員数 | 利用定員 | 現員数 |
| 平均 21.7名 | 平均 19.3名 | 平均 21.7名 | 平均 18.2名 |
| ※最大 40名 | ※最大 48名 | ※最大 40名 | ※最大 43名 |
| ※最少 10名 | ※最少 4名 | ※最少 10名 | ※最少 4名 |
- 3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成29年度上半期を100%とした場合、平成30年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

平成29年度上半期(4月～9月)の収入	平成30年度上半期(4月～9月)の収入
100%	平均 113.3% ※最大 209% ※最少 83%

- 4 実施事業における障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成29年度と平成30年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・増収となった事業所が全体の62.5%を占める。



回答数	1	1	1	0	2	0	1	2
項目	減収 300万円 以上	減収 200～300 万円未満	減収 100～200 万円未満	減収 100万円 未満	増収 100万円 未満	増収 100～200 万円未満	増収 200～300 万円未満	増収 300万円 以上

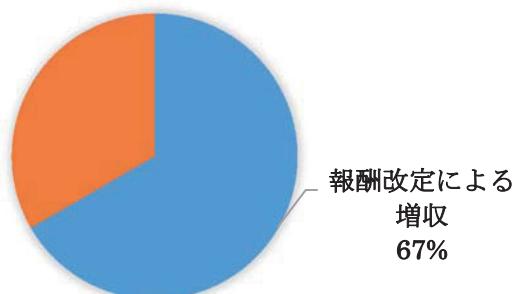
- 5 問2において、100%以上（増収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定による増収」と回答した事業所が全体の67%を占める。

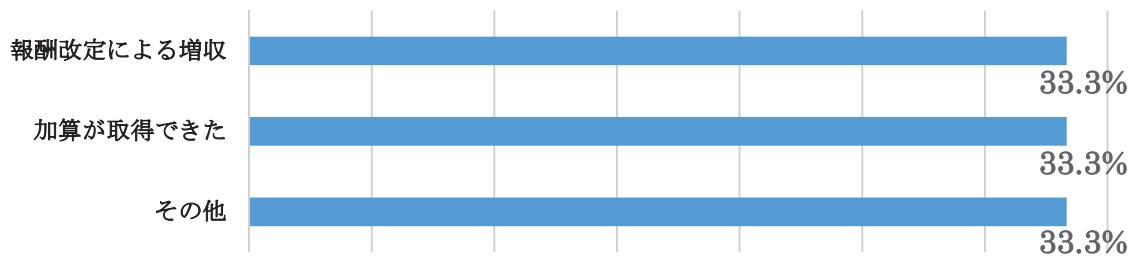
項目	回答数
報酬改定による増収	6
報酬改定以外の要因による増収	3

増収の要因

報酬改定以外の要因
による増収
33%



【報酬改定による増収】

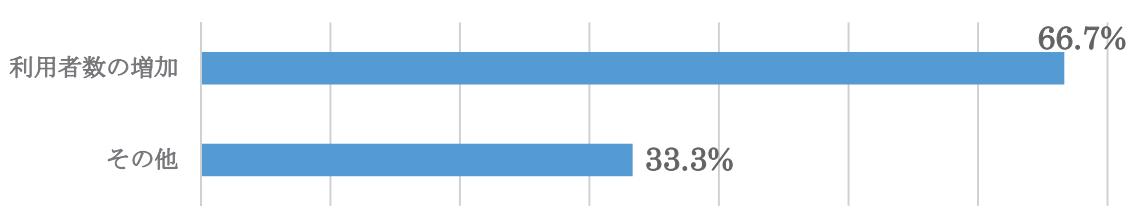


項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	2
加算が取得できた	2
その他	2

〈その他の回答〉※自由記述

- ・回答なし

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	2
その他	1

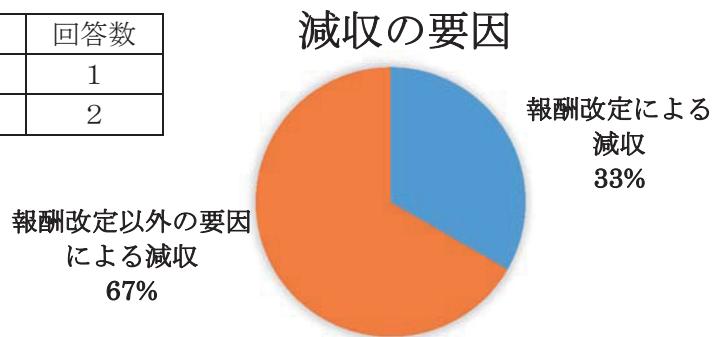
〈その他の回答〉※自由記述

- ・利用率の増加

6 問2において、100%以下（減収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定以外の要因による減収」と回答した事業所が全体の67%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	1
報酬改定以外の要因による減収	2



【報酬改定による減収】

項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	1
加算が取得できなかった	0
その他	0

【報酬改定以外の要因による減収】

項目	回答数
利用者数が減少した	2
その他	0

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 平成 30 年 9 月次の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

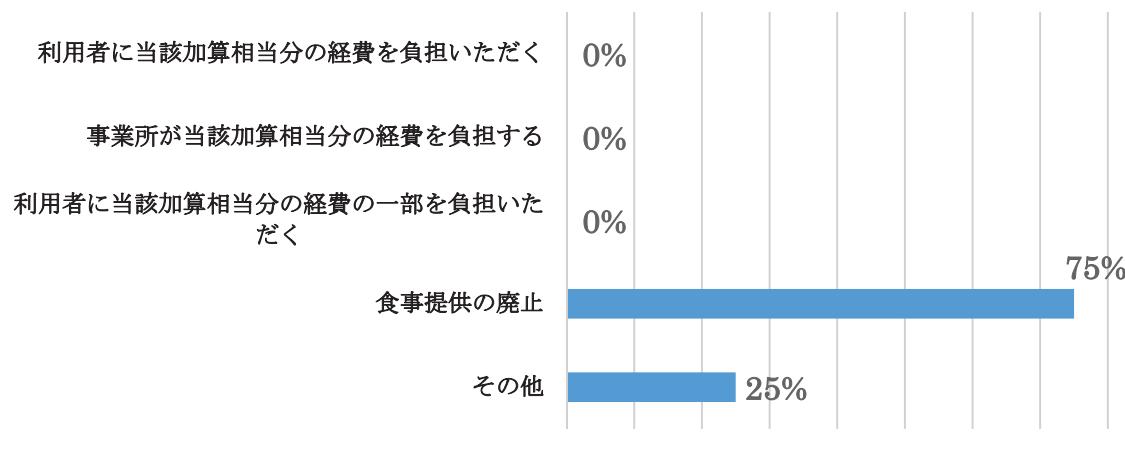
- ・現員数(平均 17.5 名)の内、77.1%が食事提供体制加算の対象となっている。

平成 30 年 9 月次の現員数	内、食事提供体制加算の対象となっている利用者数
平均 17.5 名	平均 13.5 名
※最大 37 名	※最大 37 名
※最小 4 名	※最小 0 名

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

- ・「食事提供の廃止」と回答した事業所が最も多く、全体の 75% をしめる。

食事提供体制加算が廃止に伴う影響



項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく	0
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	0
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）	0
食事提供の廃止	3
その他	1

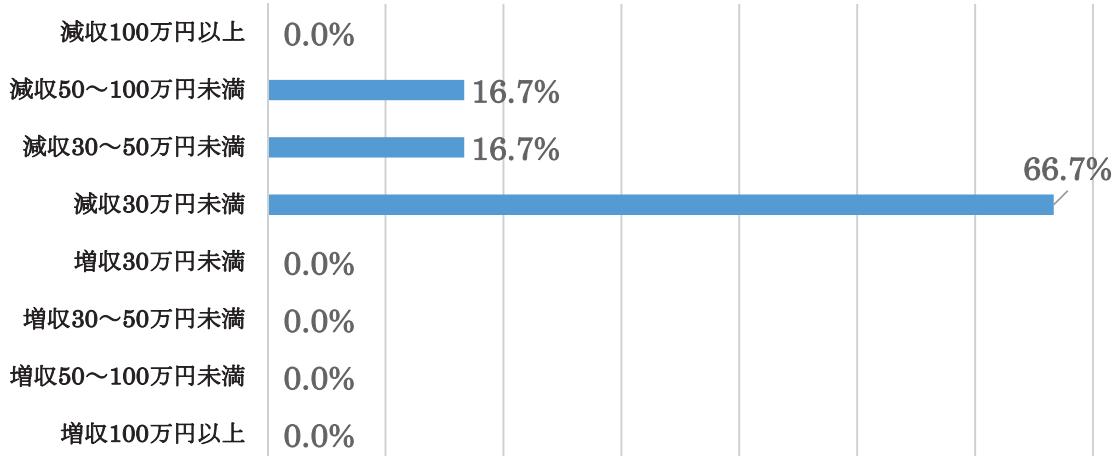
<他の回答>※自由記述

- ・未検討

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・全ての事業所において減収となっている。

送迎加算増減額の予測

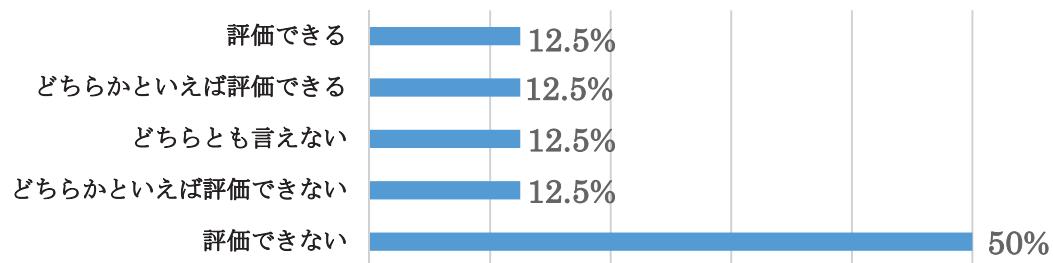


回答数	0	1	1	4	0	0	0	0
項目	減収 100 万円 以上	減収 50～100 万円未満	減収 30～50 万円未満	減収 30 万円 未満	增收 30 万円 未満	增收 30～50 万円未満	增收 50～100 万円未満	增收 100 万円 以上

9 平成 30 年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を 1 つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- ・「評価できない」と回答した事業所が最も多く、全体の 50% を占める。

平成30年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	1
どちらかといえば評価できる	1
どちらともいえない	1
どちらかといえば評価できない	1
評価できない	4

<具体的理由>

【評価できる】

- ・フルタイムに近い形で就労させている A 型をきちんと評価して頂いた。

【どちらかといえば評価できる】

- ・事業所の働いた時間の平均は、精神の方、自閉症の方、知的の方など個々の都合によるものが多いと思う。事業所の都合で短時間になっているかどうかを見極めた上で評価になるよう希望する。

【どちらともいえない】

- ・回答なし

【どちらかといえば評価できない】

- ・経費が増なっているにも関わらず、報酬が見合っていない。

【評価できない】

- ・就労時間により報酬単価決定するとなると、短い就労時間の事業所が運営困難となることが予想される。A 型事業所が少なくなってきた昨今、もう少し A 型事業所が運営しやすい法制度を望む。
- ・利益から賃金をすべて賄うことが難しい。

10 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・食事提供加算を継続してもらい、利用者の負担を少なくして、利用者が就労活動を継続しやすいようにしてほしい。A 型事業所の運営が出来なくなり、廃止している事業所が全国的に数多くある。A 型事業においては、事業申請時に運営等に係る審査をしてから許可する等し、急に事業廃止となり、生活に困る利用者が出るようにならないようにしてはどうか。
- ・労働時間以外の相談や、一般就労目的の外出等、職員が同行することが報酬の算定に入っていない。仕事以外の評価は必要ではないということか？新年度から有給休暇の年 5 日間の使用が義務化されるが、A 型は職員と同様に義務化となるが、何らかの手立てが必要ではないか。
- ・職員配置基準の設定以上に職員の配置する必要があるため、手厚く配置しているところを評価していただきたい。利益から賃金全てを賄うことが困難。一定の枠組を取り入れてほしい。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査
事業種別調査<就労継続支援 B 型>

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査 事業種別調査<就労継続支援 B 型>

【考 察】

(表 I)平均工賃の分布(岩手県の資料)

平均工賃額 (月額)	H29 年度	
	事業所数	割合
5,000 円未満	5	3.2%
5,000 円～10,000 円	21	13.4%
10,000 円～15,000 円	47	29.9%
15,000 円～20,000 円	30	19.1%
20,000 円～25,000 円	21	13.4%
25,000 円～30,000 円	19	12.1%
30,000 円以上	14	8.9%
合計	157	100%

(表 II)就労支援サービス費 I

(定員 20 人以下)

平均工賃額 (月額)	単位
5,000 円未満	562 単位
5,000 円～10,000 円	571 単位
10,000 円～20,000 円	586 単位
20,000 円～25,000 円	597 単位
25,000 円～30,000 円	609 単位
30,000 円～45,000 円	621 単位
45,000 円以上	645 単位

※ 30,000 円以上 14 件のうち 45,000 円以上は 1 事業所のみ (岩手県保健福祉部障がい福祉課の担当者からの情報)

今回改定された 7 段階の報酬基準では、月額平均工賃 45,000 円以上で 645 単位となっているが、岩手県内 157 事業所でクリアしている事業所は 1 事業所のみである。(表 I 参照)

47 都道府県で第 5 位の実績を誇る岩手県でさえもこの有様であることから、この 645 単位は正に「絵に描いた餅」と言わざるを得ない。

目標工賃達成加算が算定できた前回の報酬基準を例として記述すると、月額平均工賃が 25,000 円台の事業所でも、基本単位 584 単位に目標工賃達成加算 59 単位を加えて 643 単位が算定可能であった。しかし、現行の報酬基準に照らし合わせると、この単位を確保するためには、月額平均工賃 45,000 円以上であることが求められ、約 2 倍の工賃が求められることとなり、到底達成できるものではないと思われる。

更に、この報酬基準では、平均工賃月額 10,000 円台の事業所が 29.9%、15,000 円台は 19.1% と全体の 49.0% を占めているが、一つの区分でまとめられており理解できない改定となっている。(表 I 及び表 II 参照)

このように成果主義とも言える報酬基準になったことから、一定の収入を確保するため通所日数の少ない利用者を退所させて平均月額工賃の減少を抑えるような事例が予想される。他県の例では、入所条件として週 3 日以上の通所としている施設もあると仄聞しており、まさに弱者切捨てになるのではないかと憂慮されるものである。

従って、アンケート結果を見ても、減収となった事業所が 62.6% を占めている。増収となった事業所でも利用者の増加、利用日数の増加など事業所の努力によるところが多く、純粋に報酬改定による増収の事業所は、全体の 17.9% の 12 事業所となっている。減収となった事業所は、「報酬単価の減額」との回答が 67.6% を占めているが、報酬改定以外の要因による減収のうち目標工賃達成加算の廃止の記述もあるが、これは本来「報酬単価の減少」に含むものと思われる所以、実態は 70% 台を超えるのではないかと推察される。

調査研究委員会

副委員長 芦萱 芳基

事業種別調査<就労継続支援 B型>

1 実施事業

○ 就労継続支援 B型(回答数：73事業所)

2 選択いただいた事業の各年度9月次の定員及び現員数を記入してください。

なお、定員が定められていない事業については、各年度9月次の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

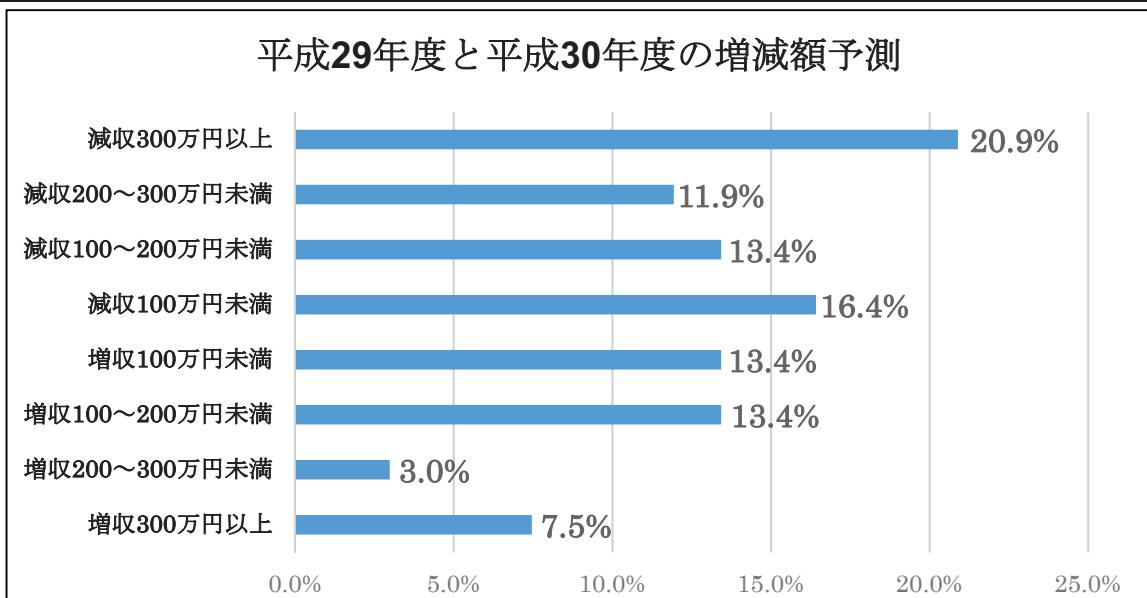
平成29年9月次		平成30年9月次	
利用定員	現員数	利用定員	現員数
平均 27.1名	平均 30.7名	平均 26.8名	平均 30.4名
※最大 50名	※最大 57名	※最大 50名	※最大 58名
※最少 10名	※最少 10名	※最少 10名	※最少 6名

3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成29年度上半期を100%とした場合、平成30年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

平成29年度上半期(4月～9月)の収入	平成30年度上半期(4月～9月)の収入
100%	平均 99.9% ※最大 132% ※最少 83%

4 実施事業における障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成29年度と平成30年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・減収となった事業所が全体の62.6%を占める。



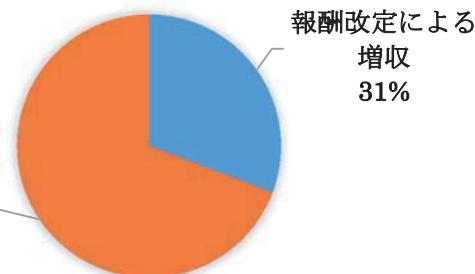
回答数	14	8	9	11	9	9	2	5
項目	①減収 300万円 以上	②減収 200～300 万円未満	③減収 100～200 万円未満	④減収 100万円 未満	⑤增收 100万円 未満	⑥增收 100～200 万円未満	⑦增收 200～300 万円未満	⑧增收 300万円 以上

5 問2において、100%以上（増収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

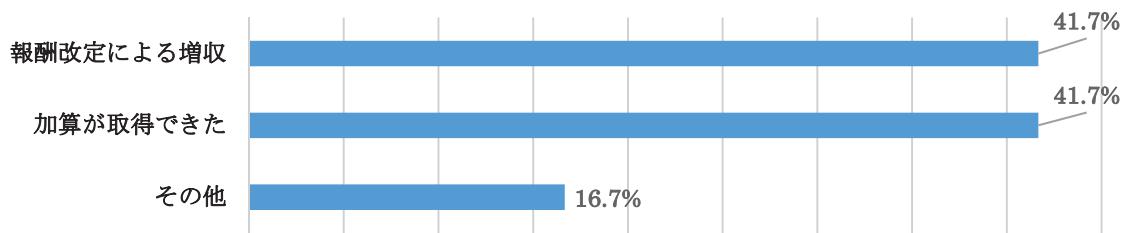
- ・「報酬改定以外の要因による増収」と回答した事業所が全体の69%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	12
報酬改定以外の要因による増収	27

増収の要因



【報酬改定による増収】

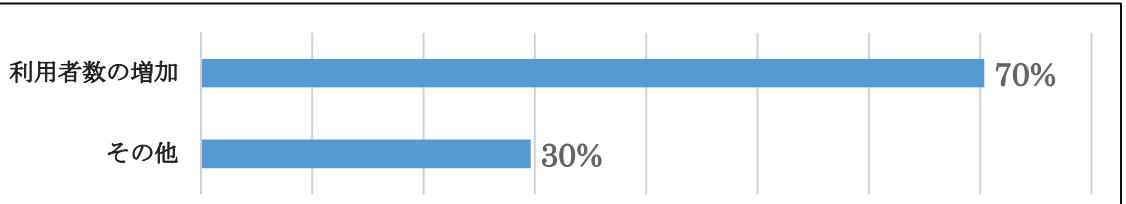


項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	5
加算が取得できた	5
その他	2

<他の回答>※自由記述

- ・回答なし

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	19
その他	8

<他の回答>※自由記述

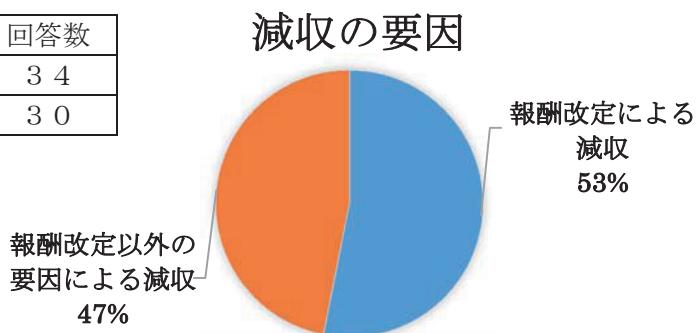
- ・開所日を増やし、利用率が上がった
- ・利用者数は増えないが、毎日利用する方が増えてきた。
- ・利用日数が増えた。（3）
- ・受注作業の増加に伴う増収となった

6 問2において、100%以下（減収）と回答された事業所のみ回答してください。

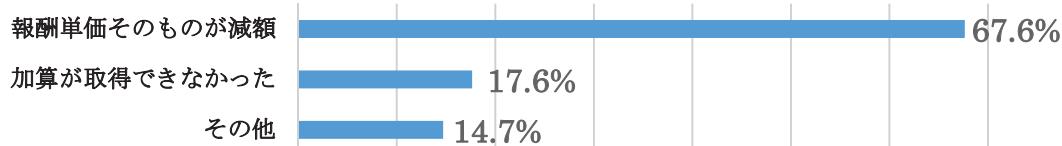
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定による減収」では、「報酬単価そのものが減額」と回答した事業所が全体の67.6%を占める。
- ・「報酬改定以外の要因による減収」では、「利用者の減少」と回答した事業所が全体の70%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	34
報酬改定以外の要因による減収	30



【報酬改定による減収】

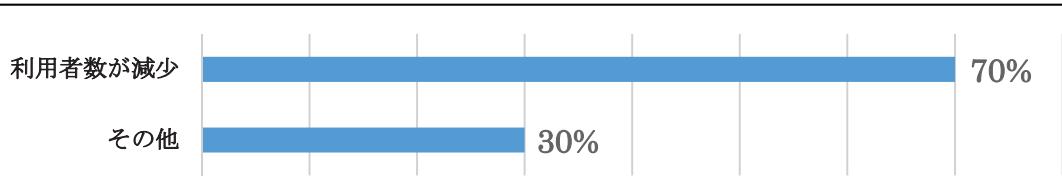


項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	23
加算が取得できなかった	6
その他	5

<他の回答>※自由記述

- ・加算単価の減少（2）
- ・目標工賃達成加算の廃止（2）
- ・加算がなくなった

【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数が減少した	21
その他	9

<他の回答>※自由記述

- ・精神、発達障がいの利用者割合の増加に伴い稼働率が減少した。
- ・28年度分の目標工賃達成加算の過誤申請を29年に行ったため
- ・生活介護事業において、減算による過誤調整があった
- ・利用者の出席状況による
- ・利用者のけが病気により出勤率低下（3）
- ・目標工賃達成加算の廃止

- 7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。
- (1) 平成 30 年 9 月次の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

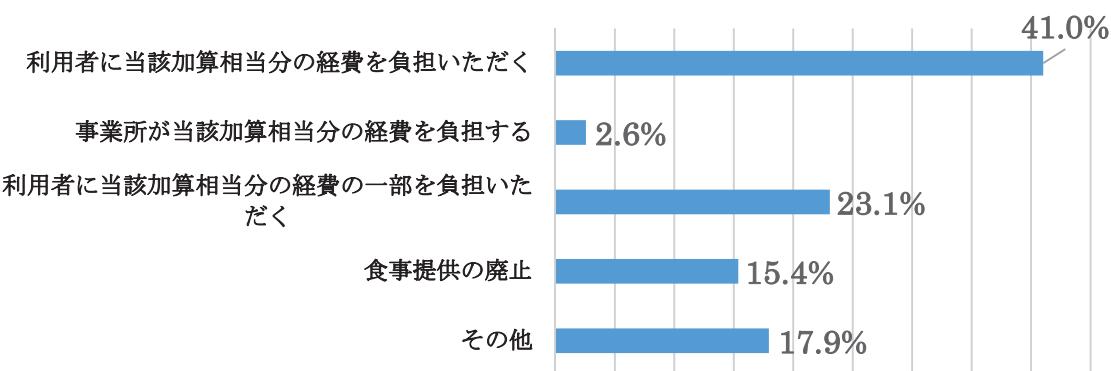
- ・現員数（平均 32.1 名）の内、85.6%が食事提供体制加算の対象となっている。

平成 30 年 9 月次の現員数	内、食事提供体制加算の対象となっている利用者数
平均 32.1 名	平均 27.5 名
※最大 56 名	※最大 56 名
※最少 11 名	※最少 0 名

- (2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

- ・「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく」と回答した事業所が最も多く、全体の 41% を占める。

食事提供体制加算の廃止に伴う影響



項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく	16
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	1
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）	9
食事提供の廃止	5
その他	7

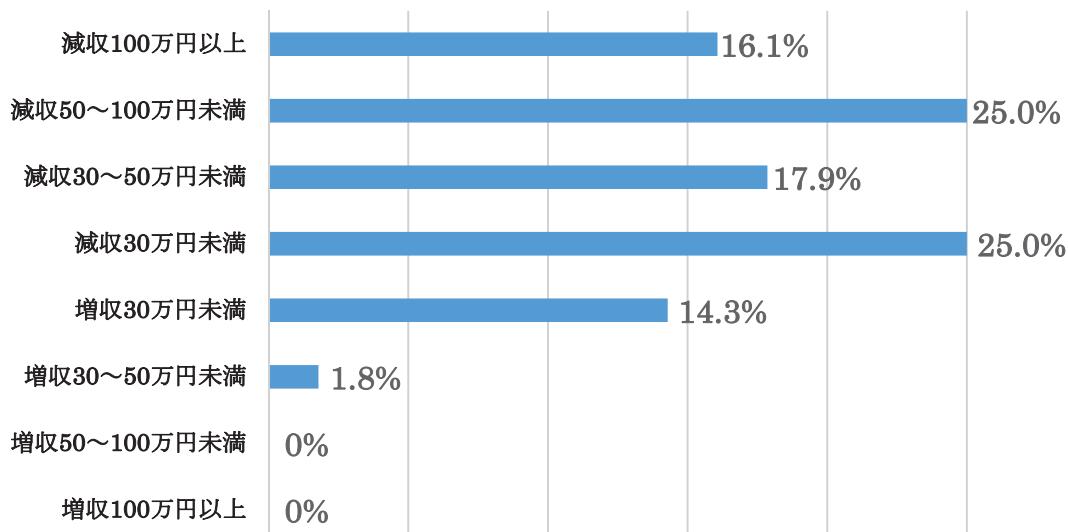
<他の回答>※自由記述

未検討 (8)

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・減収となった事業所が全体の 84% を占める。

送迎加算増減額の予測

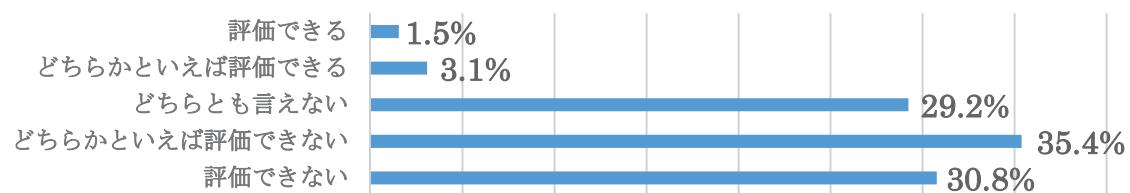


回答数	9	14	10	14	8	1	0	0
項目	減収 100 万 円 以上	減収 50～100 万円未 満	減収 30～50 万円未 満	減収 30 万円 未満	增收 30 万円 未満	增收 30～50 万円未 満	增收 50～100 万円未 満	增收 100 万 円 以上

9 平成 30 年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を 1 つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- ・「評価できる」、「どちらかといえば評価できる」と回答した事業所は、全体の 4.6% を占める。
- ・「評価できない」、「どちらかといえば評価できない」と回答した事業所は、全体の 66.2% を占める。

平成30年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	1
どちらかといえば評価できる	2
どちらともいえない	19
どちらかといえば評価できない	23
評価できない	20

<具体的理由>

【評価できる】

- ・回答なし

【どちらかといえば評価できる】

- ・昨年度までの目標工賃達成加算については、前年、前々年の工賃を元での算定であり右肩上がりの工賃でなければ加算がつかない。ある施設では加算を得るために一度工賃を低く設定し毎年工賃を上げていき加算を取得しているという話を聞いたが、施設運営としては、そのような考え方もあると思うが、利用者からしてみればどうなのかと疑問を持った。当施設では減収となるが、月額平均工賃に応じた基本報酬の設定は妥当ではないか。職員は新規事業の開拓、作業効率等模索している。

【どちらともいえない】

- ・報酬改定前とほぼ変化がないため。
- ・現状どう変わっていくかわからない。
- ・就労継続支援 B 型事業所利用者の一部は、高齢化等により作業能力が低下し、生活介護活動を実施しており、今後においてもこの状況が継続すると思われる。よって障害支援区分が高くなる中、7 区分の平均工賃の現状水準以下の基本報酬の減額については、見直しをしていただきたい。

【どちらかといえば評価できない】

- ・利用者の高齢化による作業能力の低下、平均工賃が向上しにくい。平均工賃により左右される報酬単価は、当事業所としては厳しい。
- ・事業所の努力や工夫を評価し差別化することは良いと思うが、評価基準が利用者工賃額で良いのか？受け入れる障がいの程度での補正・調整がないなど問題点あり。
- ・地域性により送迎無しでは、利用できない人が多い。加算の減額は事業所の負担が増える。
- ・利用者の減少は、報酬改定とは無関係であるが、報酬改定の効果を実感することが出来なかった。
- ・利用者数が増えても報酬改定により減収額大きい。
- ・基本報酬が平均工賃による単位設定となっている。
- ・給付費算定枠組が雑と感じる。
- ・27 単位から 21 単位に減ったため。
- ・報酬改定により報酬単価そのものが減額したことによる減収が 0.7%となり少なからず経営に影響があった。
- ・送迎はリスクが高いわりに評価されていない。
- ・減収に伴いサービスの質に対する見直しが必要である。
- ・工賃額で単価が決められること。
- ・加算の減額。
- ・事業所のある地域は、交通面では利便性が悪く、事業所への通所は送迎車両が不可欠。地域事情も勘案した報酬体系を検討願いたい。
- ・減収した分、受注作業で補填できただけ。
- ・あまりにも報酬単価の分類が多すぎて分かりにくい。

【評価できない】

- ・報酬改定で減収になったから。
- ・都道府県により最低賃金が違う。平均工賃額一律での算定の仕方。社会参加や相談対応等が直接評価に結びつかない。
- ・目標工賃達成加算が廃止されたこと、平均工賃が基本報酬となったが、工賃を上げる努力はもちろん必要として、現場の支援員は、働くことの支援以外の仕事が山積している。

- ・小規模事業所は考慮されていない。
- ・精神障がい者を主たる対象者とする事業所では、平均工賃月額を報酬基準とするシステムは大きな課題。
- ・H29年9月時点では、目標工賃達成加算Ⅲに入っていないため、今年の数値は良く見えるが、実際はマイナス。B型は特にひどい。
- ・職員人件費が毎年上がることを考えマイナス改定は評価できない。サービスの低下や職員の人材確保に影響してくるのではないか。
- ・目標工賃達成加算が廃止されたことにより大幅減収となった。高い工賃を目指すB型事業所にとっては影響が大きく、工賃向上を阻害する要因となる。
- ・食事提供加算を継続してもらいたい。利用者の負担を少なくして、利用者が就労活動を継続しやすいようにしてもらいたい。送迎があることにより、利用しやすい環境となっている利用者がいると思われる。送迎加算についても再検討してもらいたい。
- ・多くの施設は、報酬単価が上がったようだが、高い工賃を支給していたところが減算となるのはモチベーションを下げるだけ、もう工賃向上を目指さなくて良いと言う事か？
- ・送迎加算の見直しは、自動車維持費等の減少による適正化のことだが、車両費は燃料費の高騰や新車購入が出来ず、中古車のため修理、点検費用などむしろ費用が増大している。
- ・高工賃を実現している事業所が評価された報酬改定とは思えない。
- ・減収額大きい。

10 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・送迎が必須の中、送迎範囲が広くさらに送迎範囲拡充が求められる。燃費のみを考慮した送迎加算の減額は現実的でない。
- ・工賃の支給額によって報酬単価が変わる今回の改定で障がい者の働きに差をつける。利用者の能力差が大きく、福祉作業所から移行したところは、ベースがもともと低い。多様な利用者がいる中、作業効率の向上や作業種の開拓等、現状に密着した職員のスキル向上の為の研修等を制度化し、財政的支援があれば小さい事業所も対応できるのではないか。
- ・平均工賃額が基本報酬である事。利用者定員及び利用者数に応じた支援員の配置割合を基本報酬にして頂きたい。工賃の加算。日単位の報酬である事。心身の状況により出勤が安定しない方もおり、給付費の安定的な見通しが持てない。利用者が少ない日も通常通り職員を配置しており、給付費の安定的な見通しが持てない。利用者が少ない日も通常の職員を配置しており人件費がかさむ。地域性を踏まえた基本報酬や加算となっていないこと。
- ・平均工賃による報酬単価では、訓練や支援より職員の営業努力や成績が重要となり、「幅広い利用対象」「利用制限なく訓練できる」というB型の特徴が薄れないか。施設ごとの格差も広がり利用者が選択できるようになる半面、職員が忙しくなり職員の定着率も悪くなる。伸び率や安定や質をどう判断できるか？
- ・平均工賃による報酬単価に改定されたことで、工賃アップを測りたいが、利用者の高齢化に伴い、作業効率が下がり、職員の負担が増えている。送迎があることで通所できている中、ガソリンの高騰、車両費の整備等維持費がかかる。送迎加算で賄いきれない費用の負担を利用者に全額負担を求められるのが現状である。
- ・利用者の高齢化により、作業収入につながらない。送迎があることで通所できている中、車両維持費がかかるとともに、利用者が全額負担することになる。
- ・事業所の実態に即した算定になるようにできないか？工賃に直結しない部分の、生活支援業務についても、内容と携わった時間に応じて加算を付けることはできないか？
- ・送迎体制加算施設入所を利用されている方は対象でないこと。
- ・平均工賃の報酬刻みが5千円となっていることと、地方、県、市町村により世帯年収に

も大幅な差があるにも関わらず一律の工賃評価はおかしい。重度者支援体制加算1は全事業所の7%しか申請していないと聞いていますが、もっと小刻みな加算とすべき。平均工賃が低くなる要因としては、月の利用日が少ない利用者の存在も無視できない。実際には月2日2時間程度から始まって数年を要し毎週来て、6時間利用できるようになり、最後は就職、という方々などの支援は大事な支援ではないか？

- ・最低賃金同様、県、市町村によって年収格差があると思うので、一律○○円=○単位はおかしい。上の単位が5千円刻みなのでモチベーションが上がらないと聞く。高工賃の事業所を評価するという事だが、逆効果ではないか？
- ・当事業所では、平均工賃の算定になったことで就労するために行うハローワーク、関係機関の訪問、企業の訪問で利用者が行動した場合、利用という位置づけから作業外扱いになり、工賃が発生しない。これ以外にも工賃は発生しないが、職員が同行するケースでなんらかの加算等手立てではないものか？
- ・就労継続B型の基本情報が平均工賃による実績評価になり、重度障がい者が多い当事業所の現状の中での工賃向上には一層の努力が必要。送迎加算について、当事業所は送迎対象者が多く送迎コースも多岐にわたるため、単位減は厳しい。就労継続B型支援事業の基本報酬が平均工賃による単位設定になっている。支援体制加算分2千円プラスとなっているが、重度障がい者が多い中での工賃向上は作業内容、人員、設備などに課題が多い。
- ・報酬単価を平均工賃月額ではなく、「障がい者が働くとは何か」を踏まえ新しい評価基準を示すべし。
- ・基本加算のベースを工賃額で帶付けしたという意図はわかるが、目の前にある現実を見て職員のモチベーション低下につながりかねないと感じる。
- ・送迎加算の減額。目標工賃達成加算の廃止。
- ・職員の処遇改善を持続させることが困難となった時、確保が懸念される
- ・過疎化のサービスも反映されていない。過疎化の送迎の為、基本額を設定し利用者に応じた加算制度を望む。
- ・送迎加算の減算について燃料高騰やタイヤ、点検等諸経費が上がる一方で、広範囲にわたり送迎をしているため車両数の確保にも影響がでてくる。
- ・平均工賃月額に基づく報酬の決め方の廃止！
- ・冬は送迎時間が1.5倍に増えるので、燃費が悪くなる。雪のある地域に合わせて送迎加算を見直してほしい。
- ・工賃向上という国や県の要望は理解できるが、今回の報酬改定は事業所運営を困難にしている部分があると思われる。できれば再検討をしてもらいたいところである。優先調達推進法は制度上あるが、実際に官公庁から優先的に仕事の依頼を受けている様子はありません。優先発注についても広く官公庁へ知らせてほしい。
- ・送迎加算の減算の理由が燃費の向上と言う事だが、近年の燃費費の値上がりで経費は増額している。実費分とするならば、燃費費についても考慮願いたい。
- ・過疎地に加え広範囲の当町においては、送迎が必須な条件となっているが、片道30キロ以上の利用者が数名おり、車両の確保と燃費費の支出が大きな負担となっている。改定による単位数の減は大きな収入減になっている。今年度約40万円の減収の見込みである。距離に応じた単位数を設けてほしい。
- ・就労継続B型では工賃が目的となっていない利用者も多く受け入れている。報酬単価を上げてほしい。特に送迎加算。
- ・就労継続B型の給付費が低い。生活介護利用者が7月に開始した就労継続B型に移行し、本人のステップアップにつなげた結果、生活介護区分5の方の給付費がB型給付費に下がった。本人の希望にそった支援にあたる考えに違いはないが、支援する側にとって厳しい状況に違いない。就労支援給付費の検討をしていただきたい。
- ・目標工賃達成加算がなくなったことが大きな減収だと思われる。来年度人件費も検討させるをえない状況である。
- ・工賃の支給額を評価することになっているが、35,000円/月でも目標工賃達成加算がな

くなければ減額なっている。30,000 円/月の次が 45,000 円ではモチベーションが上がらない。

- ・今回の改定において無秩序に参入してきた問題のある事業所を排除したのは認めるが、障がい者支援にしっかり取り組んできた社会福祉法人事業所も一部経営が苦しくなっていることを次期報酬改定時に生かしてほしい。
- ・今後、利用者の重度・高齢化が進むことから、就労継続支援事業の利用希望のある方々が、利用継続して頂くうえでも、職員の適正な配置によるサービス提供が不可欠である。報酬改定においては、一考を頂きたい。
- ・就労 B 型の基本報酬が前年度の平均工賃により区分されたが、重度の障がい者の割合が多い場合、新規の利用者を受け入れた場合に、どうしても平均工賃が下がってしまう。平均工賃月額については基本報酬ではなく、加算で反映する形態にして頂きたい。また、就労 B 型での重度者の受け入れ体制の確保と促進のためにも、重度者支援体制加算の拡大をお願いしたい。職員の確保と定着が喫緊の課題であるが、よりよい支援を提供するためにも、職員の処遇改善を継続的に行う必要がある。基本報酬から独立したものではなく、基本報酬が減額になると自動的に処遇改善加算も減額になるので、加算として独立した形にしていただきたい。
- ・高い工賃支給実績になればなるほど、報酬的には評価されていない。基本報酬単価の基準となる工賃支給実績の額の幅を狭めるなど目標設定しやすい基準を設けてほしい。また、その取り組みに対する評価を正当に報酬単価に反映して欲しい。工賃向上を目指すうえで必要となる設備投資に向けた財源確保や、充実した支援を行うためのマンパワーの確保が困難な状況であるからこそ、平均工賃支給実績に対する正当な評価を報酬に反映させてほしい。
- ・細かい支援や働くようになった利用者へ評価が反映されるようになってほしい。高齢化に伴う働きやすい環境づくりの補助。
- ・B 型の基本報酬、工賃基準となりましたが、国が考えるほどの工賃アップはできない。
- ・基本報酬額が平均工賃額によって算定されることになり、大幅な減収となっている。定員が多ければ、平均工賃を上げるのにかなりの増収をしなければならないことになる。高い工賃を維持していることを評価し、算定要件に反映していただきたい。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査<計画相談支援・障害児相談支援>

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査 事業種別調査<計画相談支援・障害児相談支援>

【考 察】

計画相談支援・障害児相談支援の実施数は、13／324で全体の4%を占める。9月次の昨年度の延べ対応件数比較では0.7人減と微減している。

計画相談支援・障害児相談支援の障害福祉サービス等収入は、昨年度9月を100%とすると平均108.9%となり、増収になっている（最大180%）。これは、報酬改定による増収が44%で報酬改定以外の要因による増収が56%となっている。報酬改定による増収の要因として、加算が取得できしたことによる増収が75%と高い割合を占めている。また、酬改定以外の要因による増収としては、利用者の増加が64%となっているほか、モニタリング期間の変更により回数が増えたなどのその他の理由が36%となっており、増収の要因としては報酬改定以外での要因が主な理由となっている。

一方、減収の要因（昨年度比最小60%）は、報酬改定による減収が25%、報酬改定以外の要因が75%となっている。報酬改定による減収においては、報酬単価そのものの減額が100%を占めた。報酬改定以外の要因としては、利用者数の減少が60%となっているほか、計画相談・モニタリングの件数の減少が主な理由となっている。

平成30年度報酬改定に対する評価は、「評価できる」、「どちらかといれば評価できる」のプラス評価が38.5%、「評価できない」、「どちらかといれば評価できない」のマイナス評価が30.8%、「どちらともいえない」が30.8%となっており、業務内容が単価として反映されているように見えるが、算定できる加算が少ないといった意見もある。そもそも赤字になる仕組みと捉えている事業所もあり報酬改定の評価としては、あまりプラスの影響があったとは思われない状況である。

課題の自由記載では、報酬が減額されたが、その他連携に対する加算がついたことで増減が0になった。相談を受けてからサービス利用につながるまでの間も報酬として対応していただきたいなどの報酬についての意見も上がっている。の中でも根本的に相談支援事業は、計画作成・モニタリング作成でしか報酬の請求が出来ず、基本相談部分や事業所見学等の業務については何の報酬もないこと。全体的な相談件数は増えている上に、1件当たりの所要時間は様々であり、件数だけでは業務量を推し量することが難しく、実際は手が回らない状態である。計画相談の利用者については、上限が設定されていないこともあり、収入を得るために一人当たりの計画担当件数は増加傾向にあり、相談支援専門員の負担は増加しているが、人を増やすにも収入と見合わないのが実情である。利用者が生活していく上で必要な相談やサービス等利用計画を作成する上で、重要となる相談支援専門員の育成・確保は急務であるとともに、質の高い相談支援体制や安定した福祉事業を継続していくためには、上記の課題を早急に解決し、単独でも事業が運営できる報酬体制を整えていくことが必要である。

調査研究委員会

委員 鈴木 潔(チャレンジドセンター久慈)

事業種別調査<計画相談支援・障害児相談支援>

1 実施事業

- 計画相談支援・障害児相談支援(回答数：16事業所)

2 選択いただいた事業の各年度 9月次の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

平成29年9月次	平成30年9月次
延べ対応件数(利用者数)	延べ対応件数(利用者数)
<u>平均</u> 43.6 件	<u>平均</u> 42.9 名
<u>※最大</u> 115 件	<u>※最大</u> 114 名
<u>※最少</u> 7 件	<u>※最</u> 11 名

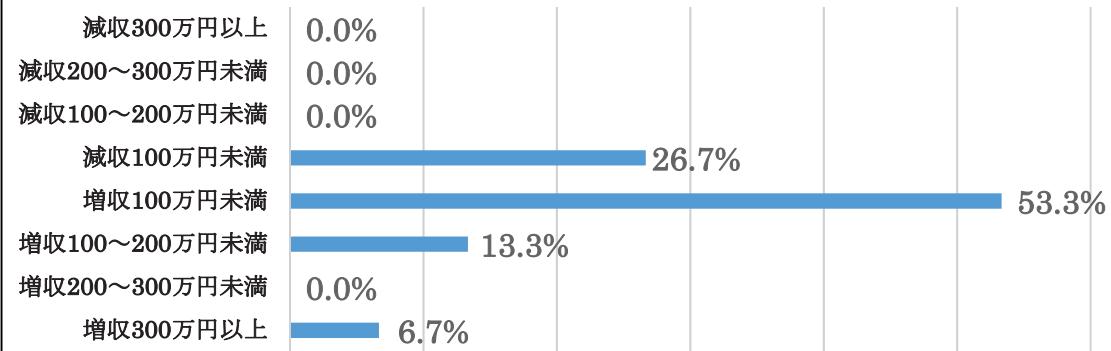
3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成29年度上半期を100%とした場合、平成30年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

平成29年度上半期(4月～9月)の収入	平成30年度上半期(4月～9月)の収入
100%	<u>平均</u> 108.9% <u>※最大</u> 180% <u>※最少</u> 60%

4 実施事業における障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成29年度と平成30年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・増収となった事業所が全体の73.3%を占める。

平成29年度と平成30年度の増減額予測



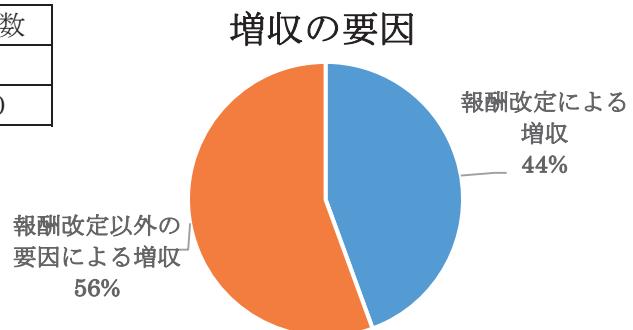
回答数	0	0	0	4	8	2	0	1
項目	①減収 300万円 以上	②減収 200～300 万円未満	③減収 100～200 万円未満	④減収 100万円 未満	⑤増収 100万円 未満	⑥増収 100～200 万円未満	⑦増収 200～300 万円未満	⑧増収 300万円 以上

5 問2において、100%以上（増収）と回答された事業所のみ回答してください。

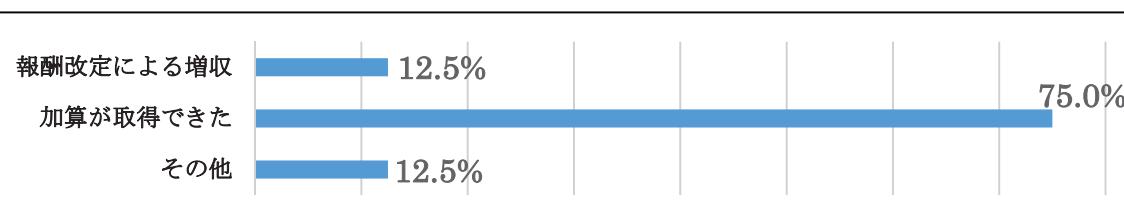
収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・報酬改定による増収では、「加算を取得できた」と回答した事業所が全体の75%を占める。
- ・報酬改定以外の要因では、「利用者数の増加」と回答した事業所が全体の64%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	8
報酬改定以外の要因による増収	10

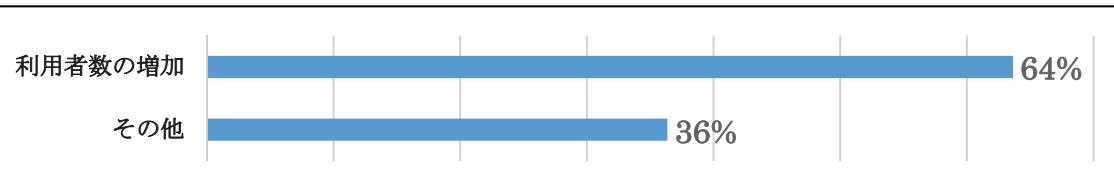


【報酬改定による増収】



項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	1
加算が取得できた	6
その他	1

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	7
その他	4

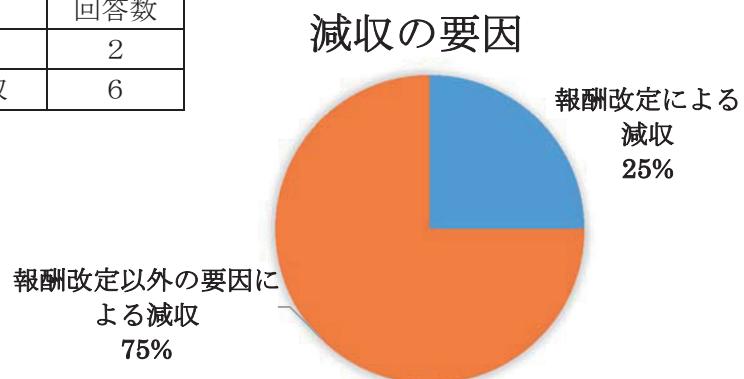
<他の回答>※自由記述

- ・モニタリング期間の変更により回数が増えた (3)

6 問2において、100%以下（減収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定以外の要因による減収」と回答した事業所が全体の75%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	2
報酬改定以外の要因による減収	6



【報酬改定による減収】

報酬単価そのものが減額	100%
加算が取得できなかつた	0%
その他	0%

項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	1
加算が取得できなかつた	0
その他	0

【報酬改定以外の要因による減収】

利用者数が減少	60%
その他	40%

項目	回答数
利用者数が減少した	3
その他	2

<他の回答>※自由記述

- ・収入につながる計画相談・モニタリングの件数は減少したが、それ以外の相談が増え、手が回らない。

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 平成 30 年 9 月次の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

平成 30 年 9 月次の現員数	内、食事提供体制加算の対象となっている利用者数
該当者なし	該当者なし

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく	0
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	0
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）	0
食事提供の廃止	0
その他	0

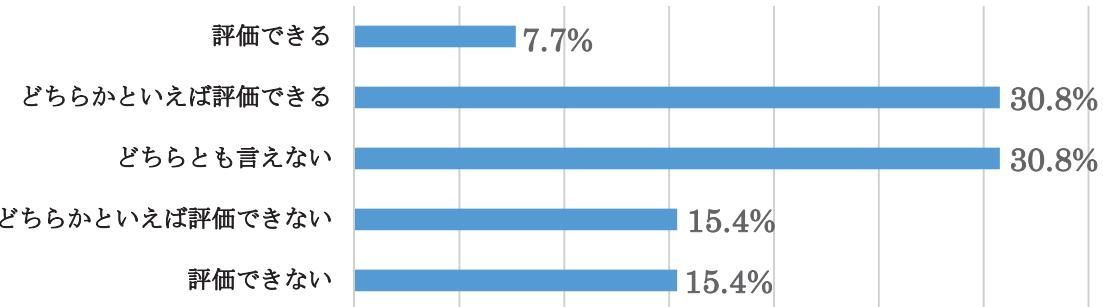
8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

回答数	0	0	0	0	0	0	0	0
項目	減収 100 万 円 以上	減収 50～100 万円未 満	減収 30～50 万円未 満	減収 30 万円 未満	增收 30 万円 未満	增收 30～50 万円未 満	增收 50～100 万円未 満	增收 100 万 円 以上

9 平成30年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を1つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- ・「評価できる」、「どちらかといえば評価できる」と回答した事業所が最も多く、全体の38.5%を占める。
- ・続いて、「評価できない」、「どちらかといえば評価できない」と回答した事業所が全体の30.8%ずつを占める。

平成30年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	1
どちらかといえば評価できる	4
どちらともいえない	4
どちらかといえば評価できない	2
評価できない	2

<具体的な理由>

【評価できる】

- ・モニタリングや担当者会議等の実施についても加算として評価され、増収につながっている。

【どちらかといえば評価できる】

- ・新たに取り組むことのできる加算が増えることは、事業所のカラーを打ち出すためにも評価できるが、前提として、どの事業所も個別給付のみで成り立ってほしい。その中で当市の場合、市からの委託費との二本立てで収入をの見込んでいるが、事業所数が増えると、質は上がれども委託費は、分母が増えるため減りかねない。この矛盾を何とかしてほしい。

【どちらともいえない】

- ・報酬改定により新設された加算があるが、行政によりまだ加算を算定することが出来ないものもあるためどちらともいえない。

【どちらかといえば評価できない】

- ・基本報酬単価が下がり、加算が増設されたが、算定できる加算が非常に少ないため減収になる見込みである。

【評価できない】

- ・そもそも赤字になる仕組みである。相談件数を増やしたくても忙しいため、ますます赤字になる。

10 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・報酬が減額され、その他連携に対しての加算がついた分で増減0となった。計画相談の依頼から、事業所が決定する間、報酬として対応して頂けると助かる。時には数か月サービス利用に結びつかない方もいる。
- ・施設入所している方については、6か月のモニタリングでは状況の確認はできても計画についての見通し、記入すべきことが少ない。相談員の少ない事業所としては、収入が増えたとしても相談員の負担が大きい。
- ・担当者会議加算について、原則モニタリング月という条件があるが、それ以外の月に必要に応じて会議を開催しているので、実態に合った算定が望ましい。
- ・自法人の利用者が多い場合、加算が算定できない。特定事業所加算は、相談業務に人を配置できず算定できない。計画相談の利用者について、上限が設定されていないこと。計画作成、モニタリング作成でしか報酬の請求ができず、基本相談部分や事業所見学等の業務については何の報酬もないこと。
- ・計画相談等お金に直結するものは減っているが、全体的な相談件数は増えており、手が回らない。モニタリングの回数を増やすことも厳しい。手厚い事業所には、収入を増やそうとしているように見えても現実は精一杯の現状である。
- ・単独で事業を運営できる報酬体制を整えてほしい。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査
事業種別調査＜放課後等デイサービス＞

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査 事業種別調査<放課後等デイサービス>

【考 察】

放課後等デイサービスの実施数は、19／324で全体の5.9%を占める。9月次の昨年度の利用定員比較では0.9人減、現員数は0.4人増となっている。

放課後等デイサービスの障害福祉サービス等収入は、昨年度9月を100%とすると平均102%となり、増収になっている（最大150%）。これは、報酬改定による増収が50%で報酬改定以外の要因による増収が50%となっている。報酬改定による増収の要因として、加算が取得できることによる増収が57.1%、酬改定以外の要因による増収は42.9%で、その理由としては、利用者の増加が71.4%、利用日数の数が増えたことによる増収が28.6%となっており、増収の要因として報酬改定によるものと利用者及び利用日数の増加が挙げられる。

一方、減収の要因（昨年度比最小74%）は、報酬改定による減収が75%、報酬改定以外の要因が33%となっている。報酬改定による減収においては、報酬単価そのものの減額が58.3%となっており、報酬改定以外の要因による減収では回答事業所の全てが利用者の減少を理由として挙げている。その背景には、放課後等デイサービス事業者の増加に伴い利用者が減るという現象が考えられる。

食事提供体制加算を実施している事業者は、19事業所中1事業所のみであった。その事業所の現員数15名中、80%に当たる12名が加算の対象である。また、食事提供体制加算が廃止された場合には、事業所が当該加算相当分の経費を負担するとの回答であった。

送迎加算は、増収となった事業所が42.8%、減収となった事業所が57.1%となり、減収と回答した事業所が上回っている。その要因としては、地域によっては送迎距離が長いことや燃料の高騰などで経費が増加していることが挙げられる。

平成30年度報酬改定に対する評価は、「評価できる」、「どちらかといれば評価できる」のプラス評価が20%、「評価できない」、「どちらかといれば評価できない」マイナス評価が46.7%、「どちらともいえない」が33.3%となっており、報酬改定に対する評価は低いと判断できる。その理由としては、基本報酬が低いことや報酬区分の導入により安定した経営にならないという不安もある。

課題の自由記載では、報酬区分の導入により厚生労働省が求める指標に基づき、障がいのある子どもの状態を判定することになったが、手厚い療育支援を行うことで状態が落ち着いていけば、いくら利用者が増えても減収になることが予想されるので、預かり程度のサービスしか行わない事業者も出てくるのではないかという懸念を抱く事業所も多く、子供たちの成長と発達を目指すことを目的として活動している事業としてはそぐわないとの見方もある。指標に当てはまらなくとも支援度が高い子どももいることなどから、子どもの状態で報酬が決まることは、安定した経営に繋がらないことから基本報酬の見直しや報酬区分の細分化を求める意見も複数あった。

調査研究委員会

委員 鈴木 潔(チャレンジドセンター久慈)

事業種別調査<放課後等デイサービス>

1 実施事業

○ 放課後等デイサービス(回答数：17事業所)

2 選択いただいた事業の各年度9月次の定員及び現員数を記入してください。

なお、定員が定められていない事業については、各年度9月次の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

平成29年9月次		平成30年9月次	
利用定員	現員数	利用定員	現員数
平均 18名	平均 33名	平均 17.1名	平均 33.4名
※最大 90名	※最大 220名	※最大 90名	※最大 250名
※最少 30名	※最少 6名	※最少 5名	※最少 6名

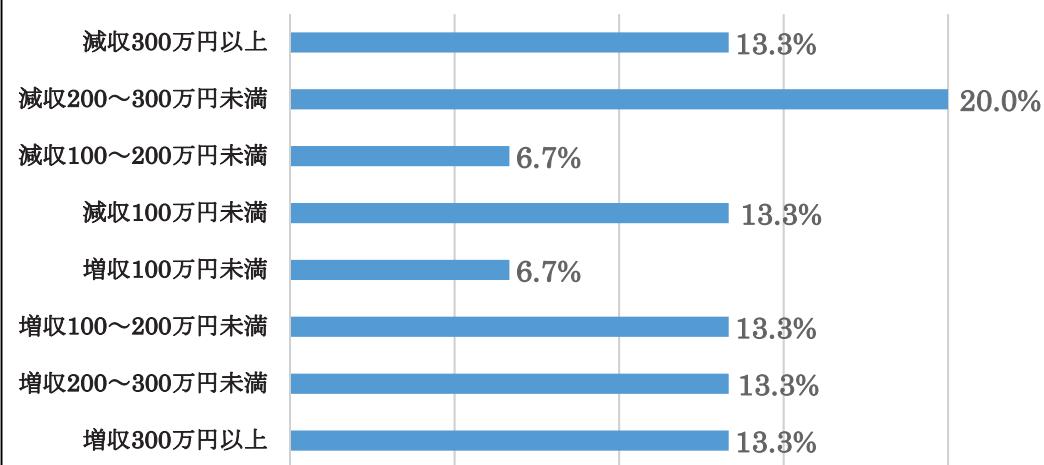
3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成29年度上半期を100%とした場合、平成30年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

平成29年度上半期(4月～9月)の収入	平成30年度上半期(4月～9月)の収入
100%	平均 102% ※最大 150% ※最少 74%

4 実施事業における障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成29年度と平成30年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・増収となった事業所が全体の46.7%を占める。
- ・減収となった事業所が全体の53.3%を占める。

平成29年度と平成30年度の増減額予測



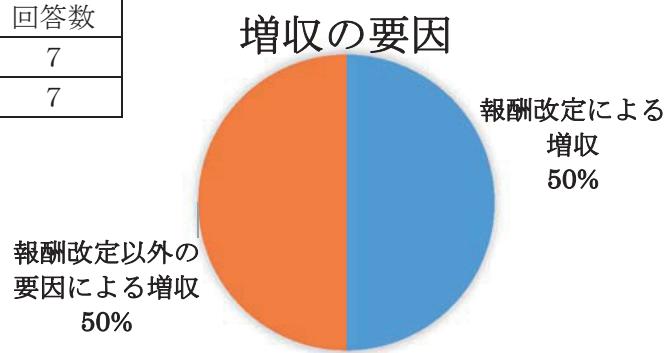
回答数	2	3	1	2	1	2	2	2
項目	減収 300万円 以上	減収 200～300 万円未満	減収 100～200 万円未満	減収 100万円 未満	増収 100万円 未満	増収 100～200 万円未満	増収 200～300 万円未満	増収 300万円 以上

5 問2において、100%以上（増収）と回答された事業所のみ回答してください。

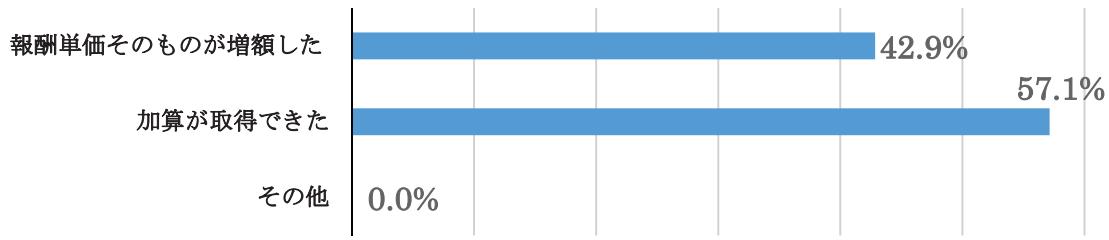
収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定による増収」と回答した事業所の内、「加算が取得できた」が 57.1%を占める。
- ・「報酬改定以外の要因による増収」と回答した事業所の内、「利用者数の増加」が 71.4%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	7
報酬改定以外の要因による増収	7



【報酬改定による増収】

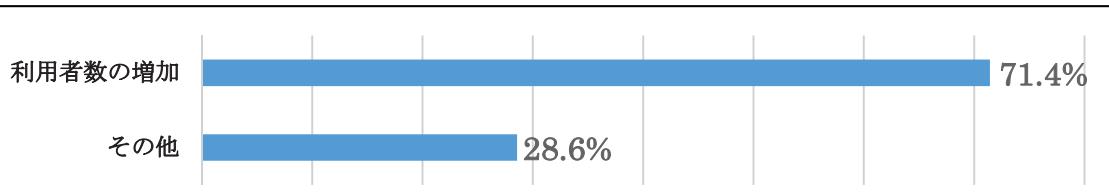


項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	3
加算が取得できた	4
その他	0

<他の回答>※自由記述

- ・回答なし

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	5
その他	2

<他の回答>※自由記述

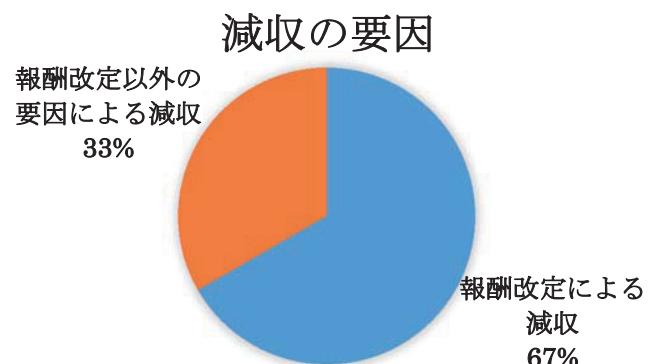
- ・利用日数の増(2)

6 問2において、100%以下（減収）と回答された事業所のみ回答してください。

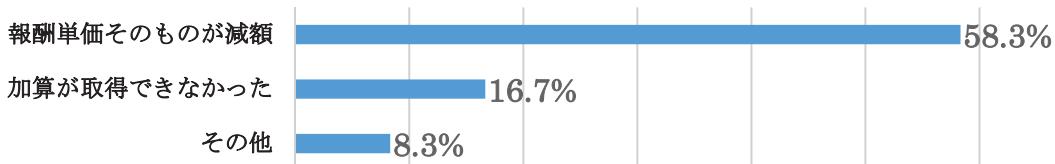
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- ・「報酬改定による減収」と回答した事業所の内、「報酬単価そのものが減額」が 58.3% を占める。
- ・「報酬改定以外の要因による減収」と回答した事業所の全てが「利用者の減少」を理由と理由としている。

項目	回答数
報酬改定による減収	12
報酬改定以外の要因による減収	3



【報酬改定による減収】

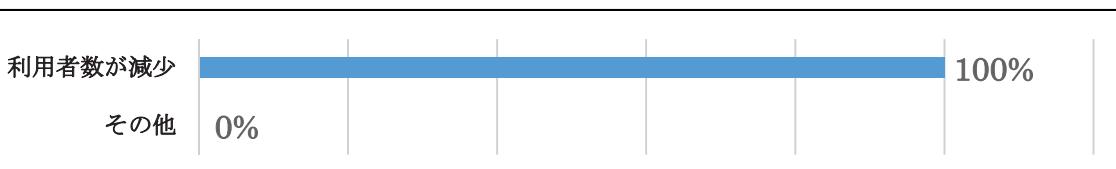


項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	7
加算が取得できなかった	2
その他	1

＜その他の回答＞※自由記述

- ・報酬区分の導入により、厚生労働省が定める指標に基づき市町村が障がいのある子どもの状態を判定することになったため。

【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数が減少した	5
その他	0

＜その他の回答＞※自由記述

- ・長期休暇中に利用する方が減ったため。
- ・近場に放課後等デイサービスが開所したため利用者が減った。

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 平成 30 年 9 月次の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

- ・現員数（15 名）の内、80%が食事提供体制加算の対象となっている。

平成 30 年 9 月次の現員数	内、食事提供体制加算の対象となっている利用者数
15 名	12 名

※ 回答 1 事業所

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

- ・食事提供体制加算が廃止された場合、「事業所が当該加算相当分の経費を負担する」と回答。

項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく	0
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	1
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）	0
食事提供の廃止	0
その他	0

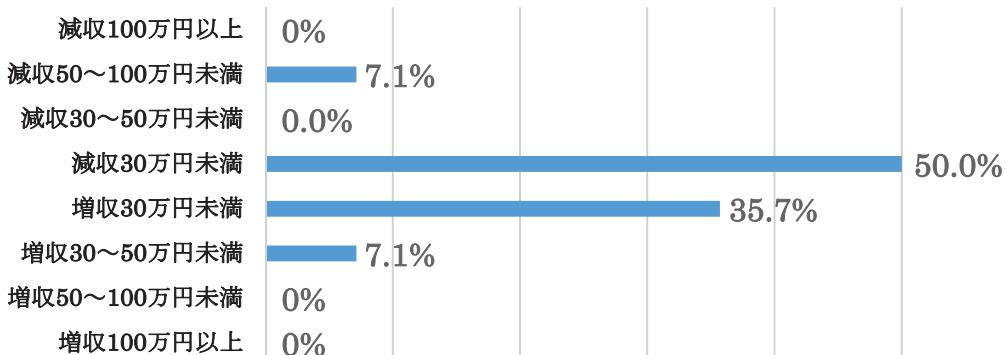
<その他の回答>※自由記述

- ・回答なし

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- ・増収となった事業所が全体の 42.8%を占める。
- ・減収となった事業所が全体の 57.1%を占める。

送迎加算増減額の予測

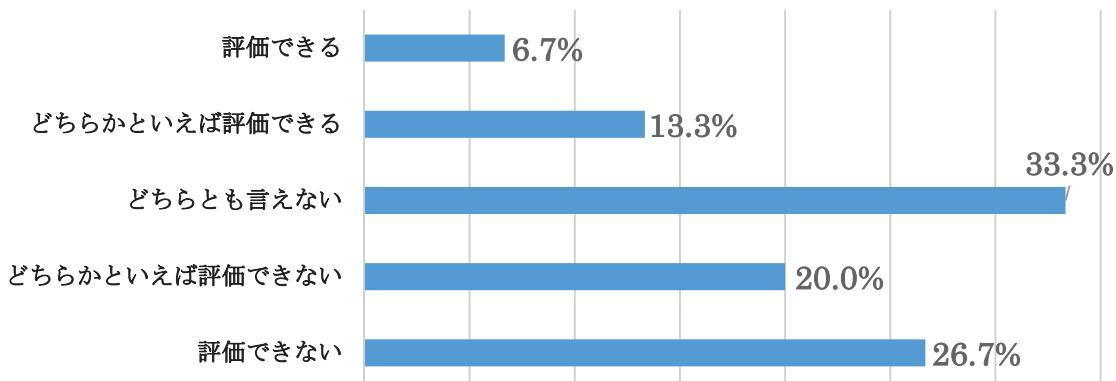


回答数	0	1	0	7	5	1	0	0
項目	減収 100 万円 以上	減収 50~100 万円未満	減収 30~50 万円未満	減収 30 万円 未満	増収 30 万円 未満	増収 30~50 万円未満	増収 50~100 万円未満	増収 100 万円 以上

9 平成 30 年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を 1 つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- ・「評価できる」、「どちらかといえば評価できる」と回答した事業所が全体の 20%を占める。
- ・「評価できない」、「どちらかといえば評価できない」と回答した事業所が全体の 46.7%を占める。

平成30年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	1
どちらかといえば評価できる	2
どちらともいえない	5
どちらかといえば評価できない	3
評価できない	4

<具体的理由>

【評価できる】

- ・利用者の障害程度に応じた報酬区分で算定できるようになり、前年度より高い単価で請求が可能になった。

【どちらかといえば評価できる】

- ・加算の取得による収入増。

【どちらともいえない】

- ・報酬改定の影響が感じられない。
- ・重度者の受け入れ及び手厚い職員配置により増収となったが、区分Ⅱに落ちる可能性もあり、安定した経営とならない。
- ・今回の区分は増収となったが要件が厳しい。利用者の変動により区分が下がる可能性もあり、その場合は大幅な減収となる。
- ・障がいが重い人は少人数であっても支援の量は多くなる。長時間開所している事業所への優遇策も必要。営業時間を最初から長く設置すると延長加算の対象とならない。

【どちらかといえば評価できない】

- ・支援度に合わせた区分をつけるという点は評価するが、評価基準表に当てはまらなくとも支援度の高いお子さんが多く、実態に即していないと感じる。
- ・入浴サービスが評価されていない。
- ・利用人数は昨年度と比べほぼ同数であるが、報酬改定により給付費が大きく減った。

【評価できない】

- ・区分ⅠとⅡに分けた結果、区分Ⅱとなり、大きな減収になった。
- ・利用者が増えても収益増につながらない。報酬を維持するのに指標該当の利用者を療育しないで過ごさせるというケースが出てくると思われるため。
- ・田舎の為、送迎距離が遠いので維持費がかかる。

10 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・重症心身障がいなど手厚い支援が必要な方へ報酬がまだまだ少ない。施設経営は大きな赤字を抱えており、大変厳しい状況が続いている。
- ・基本報酬をもっと上げるべき。安定、安心して事業を続けることが出来ない。
- ・要件が分かりにくい。県職員も理解できていない。質問しても回答が人により違う。同じ人でも、二転三転する。
- ・報酬区分の導入により厚生労働省が定める指標に基づき、市町村が障がいのある子どもの状態を判定することになったため、手厚い支援が必要な指標該当児が50%以上である事業所は区分①となり、50%未満の事業所は区分Ⅱとなる。平成29年度まで比べると区分Ⅱの基本報酬はかなり低い水準であった。区分Ⅰであっても基本報酬は実質的に引き下げられた。導入当初は、新たな制度の為か県の担当者に質問しても回答をいただけない場合もある。市町村の対応も統一されたものではなかった。その後、厚労省から「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取り組み」や「放課後等デイサービスに係る報酬改定の認定について」などの事務連絡が出されているが、いずれも対処療法的なものである。「区分Ⅰ」の事業所が障がいのある子どもたちを支援した結果、指標が改善されると「区分Ⅱ」となり事業所の減収につながる今回の改定は、子供たちの成長と発達を目指すことを目的として活動している事業としてはそぐわないものではないかと考える。また、子どもの状態により指標を報酬に反映させるということは、そのたびに収入が変動することにもつながり安定的な経営は難しい。

- ・定員の何%以上を満たしての事業所ごとの区分ではなく、それぞれの実態に即し個別区分に応じた報酬が算定されるべき。それぞれの特性を生かした事業所が次々できるのは良いことだが、行動特性が強いお子さんは結果的に受け入れてもらえないことがあり、希望するところに通所できないことがある。
- ・基本報酬の区分判定が市町村により異なる。
- ・改定前の報酬を維持するのに要件が厳しい。
- ・質の低下・開所時間開所日は制限を設けても良いと思う。短すぎるのも問題だが、長すぎるともよくないと思う。サービス依存は子供にとって良くない。制度がないと「福祉」という名の下では、何でもやらなければいけなくなってしまう。
- ・労働市場における人件費高騰に追いつかない。また福祉業界の給与水準にも対応できていない。早急な基本報酬引き上げを切に望む。
- ・人員配置体制の再検討。
- ・基本報酬区分をより細分化する必要がある。利用人数は変わらないが、給付費の大幅な減少にならないよう、次回の報酬改定時に算定要件の見込みを検討して頂きたい。
- ・学校の迎えに行く距離が長いため、車の台数も増やしている。
- ・契約している人が病気で休んだ場合でも料金を付けてほしい。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

参考資料

<集計データ>

- 就労定着支援
- 日中サービス支援型共同生活援助
- 居宅介護
- 自立訓練(機能訓練)
- 自立訓練(生活訓練)
- 地域移行支援
- 地域定着支援
- 児童発達支援
- 福祉型障害児入所支援
- 医療型障害児入所支援
- 地域活動支援センター

<調査票>

- 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査について
- <調査票 A>事業所全体調査票
- <調査票 B>事業種別調査票

<調査研究委員会名簿>

1 実施事業

- 就労定着支援(回答数：3 事業所)
- 日中サービス支援型共同生活援助(回答数：1 事業所)
- 居宅介護(回答数：1 事業所)
- 自立訓練(機能訓練) (回答数：1 事業所)
- 自立訓練(生活訓練) (回答数：5 事業所)
- 地域移行支援(回答数：2 事業所)
- 地域定着支援(回答数：2 事業所)
- 児童発達支援(回答数：2 事業所)
- 福祉型障害児入所支援(回答数：2 事業所)
- 医療型障害児入所支援(回答数：1 事業所)
- 地域活動支援センター(回答数：5 事業所)

2 選択いただいた事業の各年度9月次の定員及び現員数を記入してください。

なお、定員が定められていない事業については、各年度9月次の延べ対応件数(利用者数)を記入してください。

事業種別	平成29年9月次		平成30年9月次	
	利用定員	現員数	利用定員	現員数
就労定着支援	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし
日中サービス支援型共同生活援助	回答なし	回答なし	12	12
居宅介護	20(対応件数)		24(対応件数)	
自立訓練(機能訓練)	20	7	20	14
自立訓練(生活訓練)	平均 18.6 ※最大 31 ※最小 6	平均 18 ※最大 32 ※最小 3	平均 18.6 ※最大 31 ※最小 6	平均 18.2 ※最大 32 ※最小 3
地域移行支援	3(対応件数)		1(対応件数)	
地域定着支援	3(対応件数)		2(対応件数)	
児童発達支援	平均 10 ※最大 10 ※最小 10	平均 11.5 ※最大 16 ※最小 7	平均 10 ※最大 10 ※最小 10	平均 11.5 ※最大 16 ※最小 7
福祉型障害児入所支援	平均 37.5 ※最大 40 ※最小 30	平均 26 ※最大 38 ※最小 6	平均 35 ※最大 40 ※最小 20	平均 35.2 ※最大 37 ※最小 3
医療型障害児入所支援	50	50	50	50
地域活動支援センター	平均 23.3 ※最大 30 ※最小 20	平均 32.3 ※最大 69 ※最小 3	平均 23.3 ※最大 30 ※最小 20	平均 30.7 ※最大 66 ※最小 1

3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成 29 年度上半期を 100% とした場合、平成 30 年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

事業種別	平成 29 年度上半期 (4 月～9 月) の収入	平成 30 年度上半期 (4 月～9 月) の収入
就労定着支援	100%	回答なし
日中サービス支援型共同生活援助	100%	回答なし
居宅介護	100%	105%
自立訓練(機能訓練)	100%	105%
自立訓練(生活訓練)	100%	平均 119.6% ※最大 170% ※最小 105%
地域移行支援	100%	8%
地域定着支援	100%	35%
児童発達支援	100%	平均 86% ※最大 86% ※最小 86%
福祉型障害児入所支援	100%	平均 94% ※最大 121% ※最小 50%
医療型障害児入所支援	100%	102%
地域活動支援センター	100%	平均 77% ※最大 100% ※最小 29%

4 実施事業における障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

事業種別	減収 300 万円 以上	減収 200～300 万円未満	減収 100～200 万円未満	減収 100 万円 未満	增收 100 万円 未満	增收 100～200 万円未満	增收 200～300 万円未満	增收 300 万円 以上
就労定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0
日中サービス支援型共同生活援助	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護	0	0	0	1	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	1	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	1	2	1	1
地域移行支援	0	0	0	1	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	1	0	0	0	0
児童発達支援	1	0	0	1	0	0	0	0
福祉型障害児入所支援	2	0	0	0	0	0	1	1
医療型障害児入所支援	0	0	0	0	0	0	1	0
地域活動支援センター	0	0	0	2	1	0	0	0

5 問2において、100%以上（増収）と回答された事業所のみ回答してください。

収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

事業種別	報酬改定による増収	報酬改定以外の要因による増収
就労定着支援	0	0
日中サービス支援型共同生活援助	0	0
居宅介護	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	1
自立訓練(生活訓練)	1	4
地域移行支援	0	0
地域定着支援	0	0
児童発達支援	0	0
福祉型障害児入所支援	3	2
医療型障害児入所支援	2	0
地域活動支援センター	0	1

【報酬改定による増収】

事業種別	報酬単価そのものが増額した	加算が取得できた	その他
就労定着支援	0	0	0
日中サービス支援型共同生活援助	0	0	0
居宅介護	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	1	0
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0
福祉型障害児入所支援	2	1	0
医療型障害児入所支援	2	0	0
地域活動支援センター	0	0	1

<他の回答>※自由記述

【就労定着支援】

- ・回答なし

【日中サービス支援型共同生活援助】

- ・回答なし

【居宅介護】

- ・回答なし

【自立訓練(機能訓練)】

- ・回答なし

【自立訓練(生活訓練)】

- ・回答なし

【地域移行支援】

- ・回答なし

【地域定着支援】

- ・回答なし

【児童発達支援】

- ・回答なし

【福祉型障害児入所支援】

- ・回答なし

【医療型障害児入所支援】

- ・回答なし

【地域活動支援センター】

- ・回答なし

【報酬改定以外の要因による増収】

事業種別	利用者数の増加	その他
就労定着支援	0	0
日中サービス支援型共同生活援助	0	0
居宅介護	0	0
自立訓練(機能訓練)	1	0
自立訓練(生活訓練)	3	1
地域移行支援	0	0
地域定着支援	0	0
児童発達支援	0	0
福祉型障害児入所支援	1	1
医療型障害児入所支援	0	0
地域活動支援センター	0	2

<その他の回答>※自由記述

【就労定着支援】

- ・回答なし

【日中サービス支援型共同生活援助】

- ・回答なし

【居宅介護】

- ・回答なし

【自立訓練(機能訓練)】

- ・回答なし

【自立訓練(生活訓練)】

- ・自立訓練の長期利用による減算が改善された。

【地域移行支援】

- ・回答なし

【地域定着支援】

- ・回答なし

【児童発達支援】

- ・回答なし

【福祉型障害児入所支援】

- ・施設利用定員の減少、変更に伴う報酬単価の増加。

【医療型障害児入所支援】

- | |
|---------------------|
| ・回答なし |
| 【地域活動支援センター】 |
| ・回答なし |

6 問2において、100%以下（減収）と回答された事業所のみ回答してください。

収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

事業種別	報酬改定による減収	報酬改定以外の要因による減収
就労定着支援	0	0
日中サービス支援型共同生活援助	0	0
居宅介護	0	1
自立訓練(機能訓練)	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0
地域移行支援	0	1
地域定着支援	0	1
児童発達支援	2	0
福祉型障害児入所支援	1	2
医療型障害児入所支援	0	0
地域活動支援センター	0	2

【報酬改定による減収】

事業種別	報酬単価そのものが減額した	加算が取得できなかつた	その他
就労定着支援	0	0	0
日中サービス支援型共同生活援助	0	0	0
居宅介護	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0
児童発達支援	0	1	1
福祉型障害児入所支援	1	0	0
医療型障害児入所支援	0	0	0
地域活動支援センター	0	2	0

<その他の回答>※自由記述

【就労定着支援】

- ・回答なし

【日中サービス支援型共同生活援助】

- ・回答なし

【居宅介護】

- ・回答なし

【自立訓練(機能訓練)】

- ・回答なし

【自立訓練(生活訓練)】

- ・回答なし

【地域移行支援】

- ・回答なし
- 【地域定着支援】**
- ・回答なし
- 【児童発達支援】**
- ・スタッフ不足のため。
- 【福祉型障害児入所支援】**
- ・回答なし
- 【医療型障害児入所支援】**
- ・回答なし
- 【地域活動支援センター】**
- ・回答なし

【報酬改定以外の要因による減収】

事業種別	利用者数の減少	その他
就労定着支援	0	0
日中サービス支援型共同生活援助	0	0
居宅介護	1	0
自立訓練(機能訓練)	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0
地域移行支援	1	0
地域定着支援	1	0
児童発達支援	1	0
福祉型障害児入所支援	2	0
医療型障害児入所支援	0	0
地域活動支援センター	2	0

<その他の回答>※自由記述

- 【就労定着支援】**
- ・回答なし
- 【日中サービス支援型共同生活援助】**
- ・回答なし
- 【居宅介護】**
- ・生活介護事業において、減算による過誤調整があった。
- 【自立訓練(機能訓練)】**
- ・回答なし
- 【自立訓練(生活訓練)】**
- ・回答なし
- 【地域移行支援】**
- ・回答なし
- 【地域定着支援】**
- ・回答なし
- 【福祉型障害児入所支援】**
- ・回答なし
- 【医療型障害児入所支援】**
- ・回答なし
- 【地域活動支援センター】**
- ・回答なし

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 平成 30 年 9 月次の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

事業種別	平成 30 年 9 月次の現員数	内、食事提供体制加算の対象となっている利用者数
就労定着支援	0	0
日中サービス支援型共同生活援助	0	0
居宅介護	0	0
自立訓練(機能訓練)	7	7
自立訓練(生活訓練)	平均 15.6 ※最大 32 ※最小 1	平均 15.4 ※最大 32 ※最小 1
地域移行支援	0	0
地域定着支援	0	0
児童発達支援	0	0
福祉型障害児入所支援	平均 20 ※最大 37 ※最小 3	平均 13.5 ※最大 27 ※最小 0
医療型障害児入所支援	0	0
地域活動支援センター	0	0

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

事業種別	利用者に加算相当分の経費を負担いただく	事業所が加算相当分の経費を負担する	利用者に経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）	食事提供の廃止	その他
就労定着支援	0	0	0	0	0
日中サービス支援型 GH	0	0	0	0	0
居宅介護	0	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	1	0	0
自立訓練(生活訓練)	1	2	1	0	0
地域移行支援	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0
児童発達支援	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所支援	1	1	0	0	0
医療型障害児入所支援	0	0	0	0	0

地域活動支援センター	0	0	0	0	0
------------	---	---	---	---	---

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

事業種別	減収 100 万円 以上	減収 50~100 万円未満	減収 30~50 万円未満	減収 30 万円 未満	增收 30 万円 未満	增收 30~50 万円未満	增收 50~100 万円未満	增收 100 万円 以上
就労定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0
日中サービス支援型 GH	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	3	0	0	0	0
地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	0	0	0	1	1	0	0	0
福祉型障害児入所支援	0	0	0	1	0	0	0	0
医療型障害児入所支援	0	0	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センター	0	0	0	1	0	0	0	0

9 平成 30 年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を 1 つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

事業種別	評価できる	どちらかといえば評価できる	どちらとも言えない	どちらかといえば評価できない	評価できない
就労定着支援	0	1	1	0	0
日中サービス支援型 GH	0	0	1	0	0
居宅介護	0	0	1	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	1	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	1	3	0	0
地域移行支援	0	0	2	0	0
地域定着支援	0	1	1	0	0
児童発達支援	0	0	1	0	1
福祉型障害児入所支援	0	1	3	0	0
医療型障害児入所支援	0	0	0	0	0
地域活動支援センター	0	0	4	1	0

<具体的な理由>

【就労定着支援】

- どちらかといえば評価できる
 - ・新規事業のため比較できない。
- どちらかといえば評価できない
 - ・今年度で考えればこれまでの就労移行加算要件と比べると減収となる。

【日中サービス支援型共同生活援助】

○どちらともいえない

- ・勉強が必要

【居宅介護】

- ・回答なし

【自立訓練(機能訓練)】

- ・回答なし

【自立訓練(生活訓練)】

○どちらかといえば評価できる

- ・回答なし

○どちらともいえない

- ・回答なし

【地域移行支援】

○どちらともいえない

- ・体験利用に関する単価が、回数により変化するが、体験先事業所との契約支払の関係もあり不十分な変更と考える。(事業所体制による単価は良い。)

【地域定着支援】

○どちらかといえば評価できる。

- ・早朝夜間の支援に関する単価の設定。

○どちらともいえない

- ・回答なし

【児童発達支援】

○どちらともいえない

- ・毎年卒園児がいるため、4月からの補充状況により収支の増減がある。

○評価できない

- ・身体の子供たちが多く、体調を崩しやすく休みがちな為。

【福祉型障害児入所支援】

○どちらかといえば評価できる

- ・児童指導員等加算により一部収入増になった。資格手当支給として活用できる。

○どちらともいえない

- ・基本単価の増、手厚い職員配置により増収。資格状況により変動があり、安定にはつながらない。施設自体は赤字である。

【医療型障害児入所支援】

- ・回答なし

【地域活動支援センター】

○どちらともいえない

- ・報酬改定の影響を受けていない(2)

○どちらかといえば評価できない

- ・回答なし

10 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

【就労定着支援】

- ・特に問題なく就労している人は定着支援を希望しない人もいるが、突発的に問題が生じた場合に定着支援を利用するよう促しても、定着支援を利用しないと対応してくれないのか、というような印象を与えるのではないか。特に発達障害の方などは本人には困り感がなくても、企業は困っているという場面が見える。本人は定着支援を利用する意思がなくても、定着支援と同様に、企業への支援を行っていることが多いと考えられる。何か手立てが必要と思う。

【日中サービス支援型共同生活援助】

- ・回答なし

【居宅介護】

- ・回答なし

【自立訓練(機能訓練)】

- ・回答なし

【自立訓練(生活訓練)】

- ・障がい種別に関わらず利用できる体制となったが、身体障がいが主たる事業所であった場合、精神、知的支援のノウハウを獲得するまでにある程度の時間要する。
- ・食事提供体制加算の廃止は、利用者の負担増になる。

【地域移行支援】

- ・地域移行支援での体験利用の加算が、GH 独自の体験加算より低いことがあり、受け入れ事業所側からのメリットが低く感じられることがある。また、回数により単価が変化するが、地域移行事業所と体験利用事業所と契約し体験利用の費用について支払いもあるため、今回の変化が望ましいとは言えない。体験利用の回数に制限があること。事業報酬のみで運営できる体制が望ましい。現在の報酬単価では不可能。

【地域定着支援】

- ・地域生活支援拠点事業や今後構築される精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム等との関係性等についてどう整理していくのか。事業報酬のみで運営できる体制が望ましい。現在の報酬単価では不可能。

【児童発達支援】

- ・スタッフを揃えていても子どもたちが利用する回数が減ると給料の支払いなどで赤字になる

【福祉型障害児入所支援】

- ・福祉型障害児入所施設における職員配置基準の見直し。
- ・行動障害に係る加算要件。
- ・虐待等に起因し粗暴行為等がみられる児童への加算設立。
- ・配置基準の見直し及び基本単価の増が必要。
- ・職員数を増やす、心理指導担当職員の人数と加算額を増やす必要がある。

【医療型障害児入所支援】

- ・回答なし

【地域活動支援センター】

- ・補助金運営の為、市町村の意向による。他サービスの増加や市町村事業の増加に伴い、影響を受ける可能性があると思われる。

<岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会平成30・31年度調査研究事業>
平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査について

○ 調査へのご協力のお願い

本調査は、障がい者福祉協議会調査研究委員会が実施するもので、障がい者福祉協議会会員事業所を対象としています。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定では、「障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援」、「医療的ケア児への対応」、「精神障害者の地域移行の促進」、「就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進」、「障害福祉サービスの持続可能性の確保」の5つの方向性が示され、全体で0.47%のプラス改定となりましたが、経営実態調査による収支差率を理由に、基本報酬単価が下がったサービスもあります。

次期報酬改定に向けて、国は、事業者の経営状況、提供しているサービスの質や量、利用者のサービス利用実態や収入・支出の状況といった報酬の基礎となる諸情報について、財務諸表の活用も含めた客觀性・透明性の高い手法により把握できるよう、所要の措置を講じられることに加え、財政健全化と社会保障制度の持続可能性確保の視点から、社会保障費抑制の方針を打ち出しており、厳しいものが予想されます。

そこで、当協議会では、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の影響や事業所運営の実態について把握し、次期障害福祉サービス等報酬改定に対する意見、要望に繋げることを目的に調査を実施します。

○ 調査票の様式

本様式のデータを希望される場合は、障がい者福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

【障がい者福祉協議会ホームページ】

<http://www.iwate-selp.net/fukushi/>

※ ホームページ内の「予算・事業等」に掲載しております。

○ 本調査に関するお問合せは、下記担当者までお願いします。

岩手県社会福祉協議会福祉経営支援部（担当：高山親也）

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内

T E L : 019-637-4407 F A X : 019-637-4255

M A I L : s-takayama@iwate-shakyo.or.jp

平成31年3月1日(金)までに、同封の返信用封筒にてポストに投函いただくか、担当宛てメールにてご提出をお願いします。

<調査票 A>平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査
事業所全体調査票

市町村	
設置（運営）主体	・社会福祉法人 ・NPO 法人 ・その他（ ）
法人名	
事業所名	
記入者職・氏名	

※ この調査票は施設や事業所単位でご記入ください。複数事業を実施している場合は合計した数値や事業所全体としての状況を記入してください。

1 貴事業所全体の事業実施状況についてお伺いします。該当する事業名をすべてに○をつけてください。また、各年度 9 月次の定員及び現員数を記入してください。

なお、定員が定められていない事業については、各年度 9 月次の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

事業名	平成 29 年度 9 月次		平成 30 年 9 月次		備考
	定員	現員	定員	現員	
【新設サービス】					
就労定着支援					
自立生活援助					
居宅訪問型児童発達支援					
日中サービス支援型 共同生活援助					
【訪問系サービス】					
居宅介護					
重度訪問介護					
同行援護					
行動援護					
重度障害者包括支援					
【日中活動系サービス】					
生活介護					
短期入所					
【施設入所系】					
施設入所支援					
【居住支援系】					
共同生活援助					

**<調査票 A>平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査
事業所全体調査票**

事業名	平成 29 年度 9 月次		平成 30 年 9 月次		備考
	定員	現員	定員	現員	
【訓練系サービス】					
自立訓練(機能訓練)					
自立訓練(生活訓練)					
【就労系サービス】					
就労移行支援					
就労継続支援 A 型					
就労継続支援 B 型					
【相談系サービス】					
計画相談支援 障害児相談支援					
地域移行支援					
地域定着支援					
【障害児通所支援】					
児童発達支援					
医療型児童発達支援					
放課後等デイサービス					
保育所等訪問支援					
【障害児入所支援】					
福祉型障害児入所施設					
医療型障害児入所施設					
【地域生活支援事業】					
地域活動支援センター					

2 貴事業所全体の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成 29 年度上半期を 100%とした場合、平成 30 年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

平成 29 年度上半期(4 月～9 月)の収入	平成 30 年度上半期(4 月～9 月)の収入
100%	%

3 貴事業所全体の障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

減収 300 万円以上	減収 200～300 万円未満	減収 100～200 万円未満	減収 100 万円 未満	增收 100 万円 未満	增收 100～200 万円未満	增收 200～300 万円未満	增收 300 万円 以上
-------------------	-----------------------	-----------------------	--------------------	--------------------	-----------------------	-----------------------	--------------------

**<調査票 A>平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査
事業所全体調査票**

4 問 2において、100%以上（增收）と回答した事業所のみ回答してください。

(1) 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。(複数回答可)

	平成 30 年度報酬改定による增收
	新規事業の立ち上げによる增收
	同一事業の規模拡大（定員増等）による增收
	利用者数の増加
	その他 具体的に（ ）

(2) 増えた収入はどのような予算科目に反映する予定ですか。該当する全ての項目に○印をつけてください。(予算措置を行っていない場合は、現段階で必要と見込まれる項目に○をつけてください)

	職員人件費
	事務費などの施設管理費
	送迎経費や教養娯楽費などの利用者支援に係る経費
	施設の老朽化に伴う修繕費
	新たな事業を行うための施設整備費
	施設で使用する器具や備品の購入費
	車両の購入費（リース含む）
	就労支援事業で使用する機械装置や備品の購入費
	人件費を目的とした積立金
	施設整備や備品購入を目的とした積立金
	借入金の返済
	同一法人内の他の社会福祉事業への繰り入れ
	社会福祉充実計画への再投下
	本部会計への繰り入れ
	予算化せずに全額または一部を繰り越す予定
	その他 具体的に（ ）

(3) 増収により事業所運営にどのような影響が見込まれますか。該当する全ての項目に○印をつけてください。

	経営基盤が安定し、将来に展望がもてる
	収入は増えたが、加算の取得による增收のため、将来的には不安である
	以前と比較し、資金繰りが楽になる
	本来必要な経費に充てると、ほとんど余裕がない
	赤字の補填にしかならず、苦しいことに変わりはない
	事業の拡大や新規事業を立ち上げる（又は、計画している） 具体的に（ ）
	指定基準や加算要件を超える職員配置が可能になる（又は、以前から定数外職員を配置しており、その継続が可能になる）
	利用者支援に経費を充てることができ、好影響が見込める 具体的に（ ）
	職員の処遇改善
	特に大きな影響、変化はない
	その他 具体的に（ ）

**<調査票 A>平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査
事業所全体調査票**

5 問 2において、100%以下（減収）と回答した事業所のみ回答してください。

(1) 収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

	平成 30 年度報酬改定による減収
	既存事業の廃止による減収
	同一事業の規模縮小による減収
	利用者数の減少
	その他 具体的に（ ）

(2) 減収により事業所運営にどのような影響が見込まれますか。該当する全ての項目に○印をつけてください。

	経営基盤が安定しているので影響は少ない
	経営基盤が不安定であり、今後の事業所運営に対する影響は大きい
	収入は減ったが資金繰りは可能であり、事業経営に支障はない
	減収により経費の削減が必要となり、事業経営に支障がある
	職員数の減や給与内容の見直しにより人件費を削減する
	人件費は維持し、他の経費削減で対応した
	経費の削減により利用者支援に支障がでている 具体的に（ ）
	特に大きな影響、変化はない
	その他 具体的に（ ）

6 貴事業所としての平成 30 年度報酬改定に対する評価をお伺いします。1 から 5 のうち該当する番号を 1 つ選んで○印をつけてください。また、よろしければその理由をご記入ください。

	評価できる	理由 :
	どちらかといえば評価できる	
	どちらとも言えない	
	どちらかといえば評価できない	
	評価できない	

7 次期報酬改定に向けて、ご意見がありましたらご記入ください。

--

※ <調査票 B> へお進みください。

<調査票 B>平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査
事業種別調査票

事業所名			
記入者職・氏名			

- ※ 実施している事業の内、1つについて記入してください
- ※ 複数実施している場合は、お手数ですが本用紙をコピーしていただき、事業種ごとに回答してください
- ※ 新規事業等の立ち上げにより、平成 29 年度の実績がない事業については、回答できる設問にのみ回答してください。

1 貴事業所で実施している事業 1 つに○をつけてください。

【新設サービス】

	1 就労定着支援	2 自立生活援助	3 居宅訪問型児童発達支援	
	4. 日中サービス支援型 共同生活援助			

【訪問系サービス】

	5 居宅介護	6 重度訪問介護	7 同行援護	
	8 行動援護			

【日中活動系サービス】

	10 生活介護	11 短期入所	
--	---------	---------	--

【施設系・居住系サービス】

	12 施設入所支援	13 共同生活援助	
--	-----------	-----------	--

【訓練系サービス】

	14 自立訓練(機能訓練)	15 自立訓練(生活訓練)	
--	---------------	---------------	--

【就労系サービス】

	16 就労移行支援	17 就労継続支援 A 型	18 就労継続支援 B 型
--	-----------	---------------	---------------

【相談系サービス】

	19 計画相談支援 障害児相談支援	20 地域移行支援	21 地域定着支援
--	----------------------	-----------	-----------

【障害児通所支援】

	22 児童発達支援	23 医療型児童発達支援	24 放課後等デイサービス	
	25 保育所等訪問支援			

【障害児入所支援】

	26 福祉型障害児入所施設	27 医療型障害児入所施設	
--	---------------	---------------	--

【地域生活支援事業】

	28. 地域活動支援センター		
--	----------------	--	--

**<調査票 B>平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査
事業種別調査票**

- 2 選択いただいた事業の各年度 9 月次の定員及び現員数を記入してください。
 なお、定員が定められていない事業については、各年度 9 月次の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

平成 29 年 9 月次		平成 30 年 9 月次		備考
利用定員	現員数	利用定員	現員数	
名	名	名	名	

- 3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。平成 29 年度上半期を 100%とした場合、平成 30 年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

平成 29 年度上半期(4 月～9 月)の収入	平成 30 年度上半期(4 月～9 月)の収入
100%	%

- 4 実施事業における障害福祉サービス等収入についてお伺います。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

減収 300 万円以上	減収 200～300 万円未満	減収 100～200 万円未満	減収 100 万円 未満	増収 100 万円 未満	増収 100～200 万円未満	増収 200～300 万円未満	増収 300 万円 以上

- 5 問 2において、100%以上（増収）と回答された事業所のみ回答してください。
 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

【報酬改定による増収】	
	報酬単価そのものが増額した
	加算が取得できた
	その他 具体的に（ ）
【報酬改定以外の要因による増収】	
	利用者数が増加した
	その他 具体的に（ ）

- 6 問 2において、100%以下（減収）と回答された事業所のみ回答してください。
 収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

【報酬改定による減収】	
	報酬単価そのものが減額した
	加算が取得できなかった
	その他 具体的に（ ）
【報酬改定以外の要因による減収】	
	利用者数が減少した
	その他 具体的に（ ）

**<調査票 B>平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査
事業種別調査票**

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 平成 30 年 9 月次の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

平成 30 年 9 月次の現員数	内、食事提供体制加算の対象となっている利用者数
名	名

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

	利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく
	事業所が当該加算相当分の経費を負担する
	利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）
	食事提供の廃止
	その他 具体的に（ ）

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。平成 29 年度と平成 30 年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

減収 100 万円 以上	減収 50～100 万円未満	減収 30～50 万円未満	減収 30 万円 未満	增收 30 万円 未満	增收 30～50 万円未満	增收 50～100 万円未満	增收 100 万円 以上

9 平成 30 年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を 1 つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

評価できる	理由：
どちらかといえば評価できる	
どちらともいえない	
どちらかといえば評価できない	
評価できない	

10 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

--

11 選択いただいた事業に関する制度上の課題等がありましたら記入してください。

--

ご協力ありがとうございました。3 月 1 日までにポストに投函いただくか、担当宛てメールにてご提出をお願いします。

岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会 調査研究委員会

【平成 30 年度調査研究委員会名簿】

No.	選出枠	役職名	委員会役職	氏名	施設名	職名
1	沿岸	副会長	委員長	及川 耕一	みやこワーク・ステーション	所長
2	両磐	副会長	副委員長	芦萱 芳基	菜の花工房	所長
3	中央	副会長	委員	阿部 孝司	ヒソップ工房	施設長
4	中央	幹事	委員	吉田 孝次	あすなろ園	園長
5	県南	幹事	委員	立花 信一	遠野コロニー	施設長
6	県南	幹事	委員	菊地 道代	希望の園	園長
7	両磐	幹事	委員	菅原 進	たけとんぼ	所長
8	沿岸	幹事	委員	三浦 浩一	わらび学園	園長
9	県北	幹事	委員	浅沼 俊一	共同生活事業所ののさわ事業所	事業所長
10	県北	幹事	委員	鈴木 潔	チャレンジドセンター久慈	所長
11	県南	会長	オブザーバー	松田 賢雄	石上の園	施設長

【令和元年度調査研究委員会名簿】

No.	選出枠	役職名	委員会役職	氏名	施設名	職名
1	沿岸	副会長	委員長	及川 耕一	みやこワーク・ステーション	所長
2	両磐	副会長	副委員長	芦萱 芳基	菜の花工房	所長
3	中央	副会長	委員	阿部 孝司	ヒソップ工房	施設長
4	中央	幹事	委員	吉田 孝次	あすなろ園	園長
5	県南	幹事	委員	畠 浩一	遠野コロニー	施設長
6	県南	幹事	委員	佐藤 智子	希望の園	園長
7	両磐	幹事	委員	後藤 貴昭	たけとんぼ	所長
8	沿岸	幹事	委員	三浦 浩一	わらび学園	園長
9	県北	幹事	委員	浅沼 俊一	共同生活事業所ののさわ事業所	事業所長
10	県北	幹事	委員	鈴木 潔	チャレンジドセンター久慈	所長
11	県南	会長	オブザーバー	松田 賢雄	石上の園	施設長

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会平成 30 年度、令和元年度調査研究事業
平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定実態調査報告書

発行日 2020 年 2 月 12 日

発行者 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会
事務局 〒020-0831 盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3 ふれあいランド岩手内
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部
電話 019-637-4407 FAX 019-637-4255